

ジャーナリズム & メディア

日本大学法学部新聞学研究所

23・24

ジャーナリズム & メディア

第 24 号

日本大学法学部 新聞学研究所

2025年3月

ジャーナリズム & メディア

(第24号)

2025年3月

目 次

【特集：ニュース・メディアの制度的実践を考える】

特集にあたって	5
	石川 徳幸

制度的実践論

—ジャーナリズムを立法・司法・行政に並ぶものと位置づける考え方について—	7
	塚本 晴二朗

近代日本における「制度的実践」としてのジャーナリズム	23
	石川 徳幸

番組批判と放送倫理

—民間放送の動向を中心に—	33
	笹田 佳宏

事前警戒原則と災害ジャーナリズム

—南海トラフ地震臨時情報を事例に—	45
	本多祥大

デジタルメディアともう一つの公共性	61
	平井智尚

【メディア・レポート】

2024年の新聞界	75
	阿部圭介

2024年の放送界概観	81
	梅本樹

【海外研究動向】

ジャーナリズムとは何か	85
	三谷文栄

日本被団協 Nihon Hidankyo へのノーベル賞と溢れる泪 —「核のタブー (the nuclear taboo)」とイスラム平和の作り方—	89
	伊藤英一

海峡两岸・曾虚白 (主編)『中國新聞史』について	111
	山本賢二

【研究会発表要旨】

想起のジャーナリズムの役割と実践に関する考察 —東日本大震災の周年報道を事例に—	121
	本多祥大

Circulation of Mediatized Religious Populism in Europe and beyond	123
	Katja Valaskivi

2024年度新聞学研究所事業報告	125
------------------	-----

ジャーナリズム & メディア 投稿規定・執筆要領	129
--------------------------	-----

日本大学法学部新聞学研究所規程	132
-----------------	-----

特集：ニュース・メディアの制度的実践を考える

特集にあたって

石川 徳幸*

本特集「ニュース・メディアの制度的実践を考える」は、日本大学法学部新聞学研究所の共同研究プロジェクトによる成果の一部として報告するものである。このプロジェクトは、民主主義社会の基盤となる「自由な議論」のフォーラムとしてのメディアが、今日のメディア環境の中でいかにあるべきなのかを考察し、それらに関わる人びとの職業倫理や、利用者も含めた実践的倫理を多角的かつ総括的に追究することを目的としている。

この共同研究プロジェクトでは、外部の競争的研究費の獲得を目指しており、本年度は放送研究を専門とする笹田佳宏教授を研究代表として放送文化基金の助成を獲得することができた（研究課題：「[「公共圏の汚染」に対する放送メディアの制度的実践：デジタル時代におけるメディア倫理学の再構築]」）。

共同研究の成果を発表するため、2024年9月1日にシンポジウムを開催する予定であったが、台風10号の影響で中止となってしまった。予定していたシンポジウムの構成は以下のとおり（煩雑さを避けるため本誌掲載者の肩書は割愛する）。

基調報告	塚本晴二朗
問題提起者	石川徳幸
	笹田佳宏
	本多祥大
討論者	平井智尚
	岩井義和（日本大学法学部公共政策学科教授）
	上村崇（福山平成大学教授）
	眞嶋俊造（東京工業大学教授）

その後、規模を縮小して12月7日に研究報告会を行なったが、得られた知見を社会に還元する手立てを講じた結果、本誌上においてシンポジウムを模して特集を組ませていただくこととなった次第である。研究成果の一部を公表する機会をいただいたことに、この場をお借りして感謝を申し上げたい。

したがって、本特集では塚本論文を基調論文として、その内容を踏まえて各専門領域から問題提起と考察を行なう構成となっている。具体的には、上記シンポジウムにおける基調報告者1名、問題提起者3名、討論者1名による計5本の論稿によって、本特集を構成する。紙幅の関係により、質疑応答の様子を誌上に再現することができなかったことを、ご容赦いただきたい。

*本特集は、放送文化基金の研究助成によって得られた成果の一部である。

*いしかわ のりゆき 日本大学法学部新聞学科 教授

制度的実践論

—ジャーナリズムを立法・司法・行政に並ぶものと位置づける考え方について⁽¹⁾—

塚 本 晴 二 朗*

はじめに

デジタル化して誰もがジャーナリズム的行為を行えるようになった。自身がニュースと認識する出来事や、自らの主張を発信することに誰の許可も必要ない。法律以外に守らなければならないルールもない。まして、ジャーナリズム教育など受ける必要もない。それなのに、なぜジャーナリズムは、その倫理学に則った行為でなければならないのだろうか。

1. 実践

アラスデア・マッキンタイアは、実践という言葉を以下のようなものとしている。⁽²⁾

「実践」という言葉で私が意味するのは、首尾一貫した複雑な形態の、社会的に確立された協力的な人間活動である。それをとおしてその活動形態に内的な諸善が実現されるが、それは、その活動形態にふさわしい、またその活動を部分的に規定している、卓越性の基準を達成しようと努めるからなのである。⁽³⁾

実践とは、首尾一貫して組織的に行われる、社会的に確立した人間の協働的な活動であって、内的な諸善を実現しようとするもの、というのである。それでは、善の内的なものと外的なものとは、どのようなものか、マッキンタイアは以下のようなものとしている。

外的善と呼んだものに特徴的なことは、それが達成されたときには常に個人の財産、所有物になることである。さらに、その特徴的なあり方は、誰かがそれをより多く持てば、それだけ他の人々の持ち分が少なくなることである。この事態は、権力とか名声といった場合には必然的に成り立ち、金銭のような場合には偶然的事情から成り立つ。したがって、外的善の特徴は、競争の対象となることであり、そこには勝者もいれば必ず敗者もいるのである。内的な諸善とは、実際、卓越しようとする競争の結果であるが、その諸善に特徴的なことは、それらの達成がその実践に参加する共同体の全体にとっての善であるという点である。⁽⁴⁾

外的善とは、必ずしも実践によらなければ、えられないものではなく、競争の対象になるようなもので、誰もがえられるわけではないものである。これに対して内的善とは、ある特定の種類の実践によらなければ決してえられないもので、その実践に携わる誰にとっても善であるものである。

*つかもと せいじろう 日本大学法学部新聞学科 教授

実践とは、意図されている意味では決してたんに一揃いの専門技術 (technical skills) ではない、ということは明らかであると思う。そのことは、たとえその技術が何らかの統一された目的に向けて使われるときでも、またそれらの技術の行使がときにそれ自体のゆえに評価ないし享受される場合でも言えることである。実践に関して際立っている点は、一つに、専門技術が奉仕する——いかなる実践も実際は専門技術を使えることを要請する——関連する諸善と諸目的についての考え方がある、人間諸力のこれらの拡大によって、またその実践自体の内的な諸善へのかの敬意によって、変容され豊かにされる事態にある。⁽⁵⁾ そしてそうした内的な諸善が各々の特定の（タイプの）実践を部分的に定義しているのである。

実践は、専門技術を要するものであるが、専門技術そのものだけを意味するものではない。専門技術を使うことによって、奉仕すべき諸善や諸目的を有するのが実践である。ある特定の実践には達成すべき内的善があり、その内的善がある特定の実践の定義となるのである。

ある実践に入ることは、同時代の実践者たちとの関係にとどまらず、私たちに先行してその実践に従事した人々、特にその業績によって当の実践の範囲を現在の地点にまで拡張した人々との関係に入ることである。そうすると、実践において私が直面し、そこから学ばねばならないものは、その伝統の業績と、言うまでもなくその伝統の権威とである。⁽⁶⁾

実践には、当該実践特有の専門技術があり、それによってなってきた業績と、業績の積み重ねによる伝統がある。そのような業績や伝統によって、権威づけがなされるのである。実践を行う者は、それらを学ぶ必要があるが、それだけでは単なる専門技術でも同じことである。実践のために学ぶべきものは、これらだけに止まらない。

制度はその特徴として必ず、私が外的な善と呼んだものに関わり合う。それは金銭その他の物質的な善の獲得に関与し、権力と地位に基づいて構成され、報酬として金銭、権力、地位を分配する。実践の担い手である制度が、自らだけでなく諸実践をも維持しようとすれば、そうする以外に方法がないのだ。というのは、制度によって維持されなければ、どんな実践も何らかの期間存続することはできないからである。⁽⁷⁾

実践は制度によって担われるが、実践と制度を混同してはならないのである。たとえば、ジャーナリズムは、メディア企業という制度によって主に担われるが、メディア企業が行っていることが、すべてジャーナリズムなのではない。これは、個人的に活動しているフリー・ジャーナリストでも同じことである。ジャーナリズムという行為は、何らかのメディアを媒介しなければ、受け手には届かない。そしてその媒介するメディアには、必ず何らかの制度が運営に関与している。ジャーナリストだけでは、ジャーナリズムは成り立たないのである。

実際、実践と制度の関係はきわめて密接であり、その結果、当の実践にとって内的な善と外的な善の関係も密接になるので、制度と実践はその特徴として单一の因果的序列を形成する。そ

してその序列においては、実践のもつ理想と創造性は、制度のもつ獲得志向 (acquisitiveness) から常に脅かされ、実践のもつ共通善への協力的気づかい (cooperative care) は、制度のもつ競争志向 (competitiveness) から絶えず脅かされているのだ。この脈絡にあって諸徳のもつ本質的機能は明らかである。諸徳がなければ……実践は、制度のもつ腐敗的な力に抵抗できないであろう。⁽⁸⁾

実践は制度なくして存続しえない。ゆえに実践には、それ特有の倫理学が必要ということになる。既述のように、ジャーナリズムという実践は、メディア企業という制度なくして存続しえないが、企業とは営利追求をするものである。メディア企業にも経営戦略、販売競争、広告戦略、それらに伴う権力闘争等があり、常に外的な善と関わっている。多くの場合、ジャーナリストもメディア企業の一員であるし、フリー・ジャーナリストであったとしても、ジャーナリズムという行為に関わる限り、外的な善と無関係ではいられない。ジャーナリズムという実践は、その内的善を達成しようとする過程で、常に外的善に脅かされるのである。そこで個々のジャーナリストは、ジャーナリズム倫理学を学ぶ必要がある、ということである。

実践の最もわかりやすい例は、以下のような専門職（プロフェッショナル Profession）である。

- (1)専門職は高度な体系的知識や理論をもち、それゆえにまた
 - (2)権威をもち、
 - (3)社会的な特権を認められてきた。同時に専門職は、
 - (4)その権威や特権の代償ないし担保として自ら倫理綱領を定め、自らの行動を厳しく律してきたが、
 - (5)そのことは専門職に特有の文化を生み出すことになる。ただし、
 - (6)専門職がその名称を誇ることができるのは、まさに彼らが社会的に重要なサービスを提供するからである。⁽⁹⁾

スティーブン・J・A・ウォードによれば、実践とは、それ自体の技能、知識、目的、責任等を伴う、組織化された社会的活動である。法曹や医師が典型的なものといえる。このような実践は、社会の成員に対して大きな影響力を持ち、社会がうまく機能していくために重要なものである。したがって、そのための倫理学領域が設定される。こうした実践に従事する者は、その実践の倫理学を理解しなければならないのである。なぜ専門職の倫理学や倫理綱領が存在するのか、の理由である。⁽¹⁰⁾

2. ジャーナリズムと実践

ウォードによれば、ジャーナリズムという活動は、歴史的に個人的活動、社会的活動、社会的実践、制度的実践というレベルで展開したものであった。ジャーナリズムは、各レベルによって異なる性格と異なる倫理的責任を持つものであった。

個人的活動には多くのものがあるが、任意で行われる場合が多い。大概は当人がやりたくてやっているものであって、必然的に他者の利害には関わらない。そのような活動は、重要な公的役割を

持たず、公的義務もなく、多くが自身の興味や趣味に含まれるものである。このような活動の中には、印刷物等を配布して何らかの情報を発信するものも含まれる。こうした活動は社会的ではあるけれども、公的責任はない。このような活動の多くでは、参加者はエチケットという一般的なルールや、社会の一般的な道徳に従うことが前提とされるだけで、そのための倫理学領域が設定されるようなものではない。普通であれば、個人的活動に特別な義務や社会的責任を求める特別な倫理は必要ない。常識や礼儀の類いで十分である。つまり17世紀のヨーロッパに定期的なニュース・プレスが出現した時点では、ジャーナリズムは個人的活動に過ぎなかつたのである。ジャーナリストという言葉が一定の人々を意味し出すのは、18世紀初頭の欧米においてであった。その頃になると、新聞を刊行するために働くことは、ジャーナリズムを職業とすることであった。ジャーナリズムという活動は、社会で生じ、ジャーナリストが伝えるメッセージは、社会的な出来事についてのものであり、ジャーナリストが雇用されている機関は、社会的な企業体であった。ジャーナリズムが社会的活動であるということは、明らかであった。ジャーナリズムは個人的活動から、社会的活動になつたのである。しかしジャーナリズムはさらに1800年代終盤に、専門職と認識されジャーナリズム倫理学が生まれる。ジャーナリズムという活動は、倫理綱領でなすべき行為を規定され、ジャーナリズム学部で教育されるものとなつたのである。つまりジャーナリズムは、社会的活動以上のものへと発展し、重要な社会的実践になつたのである。⁽¹¹⁾

アメリカ、フランス両革命とそれに続く憲法は、プレスの役割と表現の自由の重要性を明確にした。19世紀から20世紀にかけてのプレスの発展は、ジャーナリズムがデモクラシーの制度であるという考えが受け入れられることに繋がつた。ジャーナリズムのように、国家の根本的政治構造の一部であると主張できる専門職は、ほとんど存在しなかつた。そのためジャーナリズムは「第4権力(Fourth Estate)⁽¹²⁾」という政治的な制度である、と考えられるようになった。ジャーナリズムは制度的実践となつたのである。⁽¹³⁾

3. ジャーナリズムの第4権力論と制度的実践

筆者は制度的実践という概念を、ウォードの論文でしかみたことがない。しかし後述のように、なぜジャーナリズムは、その倫理学に則った行為でなければならないのか、を考える上で重要な概念であると考えている。そこでウォードの制度的実践という概念について、若干の考察を加えてみたい。

ジャーナリズムが制度的実践になる過程についての記述で、ウォードは、「プレスの権力が19世紀と20世紀に成長した時 (As the power of the press grew in the 19th and 20th centuries)、ジャーナリズムがデモクラシーの制度であるという考えは受け入れられるようになった」とし、「ジャーナリズムが、『第4権力 (fourth estate)』という、政治制度であるということは、ジャーナリズム倫理学が個人的な価値観や特定の集団の道徳観の中に基盤を置くよりも、一層広く重要なものの中に定着するということである」としている。Fourth Estate は聖職者、貴族、市民に次ぐ第4の「身分」あるいは「階級」、という意味で使われたとされている。日本では、ジャーナリズムを立法・司法・行政の三権に連なる「第4権力」あるいは「第4府」とする場合もあるが、Estate にそのような意味はない。しかし、ウォードは、その前にプレスの Power という単語を使っている。また、アメリカやフランスの革命と、それに伴う憲法に基づくことにも注目してい

る。このような文脈からみて、ウォードの Fourth Estate は三権に連なる第4権力あるいは第4府の意味で使っている、と考える方が妥当のように思われる。国家の機関としての立法・司法・行政と並ぶような制度的なものになった、という意味でウォードがジャーナリズムを制度的実践といっているのであろう、と解釈することはできる。

しかし制度的実践に関する限り、ジャーナリズムを Fourth Estate としているウォードの記述は、ここしかない。そこでウォードが、立法・司法・行政の三権と並ぶような制度的なものになった、という意味で Fourth Estate を使っており、ジャーナリズムが制度的実践となるということは、そういう意味なのかということを、もう少しみていきたい。

ウォードの著書 *Radical Media Ethics: A Global Approach* の謝辞で「多くのものを得てきた」⁽¹⁶⁾ 人物として名前があがり、同じくウォードの著書である *The Invention of Journalism Ethics: The Path to Objectivity and Beyond*⁽¹⁷⁾ と *Ethical Journalism in a Populist Age: The Democratically Engaged Journalist*⁽¹⁸⁾ には裏表紙の短評を書いている、クリフォード・G・クリスチャンズは、ウォードに大きな影響を与えていたジャーナリズム倫理学の世界的な権威である。そのクリスチャンズが関わった文献には、立法・司法・行政に並ぶものとしてのジャーナリズムが登場するものがある。

クリスチャンズは、カール・ノルデンシュテレンクと2004年に学術誌 *Journal of Mass Media Ethics* に *Social Responsibility Worldwide* という共著の論文を発表した。この論文は、社会的責任論をアメリカで生まれた固有の考え方とみずに、その源は世界的なものであったという見地から再検討している。その中のジャーナリズム倫理綱領に関する記述で、「政治学のより広い見地を獲得することによって問題となるのは、ジャーナリズムやメディアに止まらず、最終的には社会統治システムとしてのデモクラシーである。現代世界におけるメディアは、レトリックとしてばかりでなく、政治学理論や法学的、倫理学的実践においてさえも、実際に政府の第4部門 (a fourth branch of government)⁽¹⁹⁾ と自らを把握するのに十分な根拠が存在する極めて重大なものになってきた」としている。メディアという言葉も使われているが、社会的責任論を再検討する中で、ジャーナリズムの倫理綱領について述べている部分であるから、基本的にジャーナリズムの役割に関する記述であって、マス・メディアの影響力の大きさ等に関するものではない。つまりジャーナリズムが立法・司法・行政という政府の部門に続く、四つ目の部門としての役割を担っているとしているのである。

2009年に刊行された *Normative Theories of the Media: Journalism in Democratic Societies* は、クリスチャンズがコーディネーターで、ノルデンシュテレンクも執筆者に名を連ねているが、その中でデニス・マクウェールが書いた第5章に、「第4権力としてのプレスは政府の他の3部門、立法・行政・司法に類似している。(The press as fourth estate is analogous to the other three branches of government: legislative, executive, and judiciary.)」⁽²⁰⁾ という記述がある。プレスという単語を使っているが、ジャーナリズムの役割に関する記述である。ここでは、ジャーナリズムと立法・司法・行政の3部門とが類似していることを述べていると共に、Estate と Branch が同じようなものを指していることがわかる。この記述はジャーナリズムを、立法・司法・行政の三権と並ぶ四権目とみていることが明確である。また、同書には同じくマクウェールが書いた第6章にも「第4権力 (the fourth estate) という由緒ある概念は、国家の権力とは異なる自らの権力をプレスがもつ

(the press with its own power) と信じることによって、ある種の解決を提供する」という記述がみられる。

クリスチャンズは、2019年に刊行した自著 *Media Ethics and Global Justice in the Digital Age* で、「ニュース・メディアはアメリカの政体において第4権力として機能 (to function as the fourth estate in US polity) し続ける一方で、ニュース・メディアの促進的役割は国境を超えて文化的に多様である」と記述している。⁽²¹⁾ ニュース・メディアが主語になっているが、文化の多様性に対するジャーナリズムの役割について述べている部分である。つまりこの記述は、アメリカという国家の政治制度の中でのジャーナリズムの機能についてであって、ここでも Estate を使っているが、ジャーナリズムを三権に連なる四権目としていると考えるべきだろう。

以上のように、クリスチャンズがジャーナリズムを立法・司法・行政の三権に連なるものと考えており、それを論文に書く際 *Fourth Estate* という言葉を使うことがわかる。

ただ *Fourth Estate* の訳を立法・司法・行政の三権に続く第4権力とするのはいいとして、ジャーナリズムを第4権力とすると、誤解が生じる可能性があるように思える。所謂マス・メディアの第4権力論だが、そもそもマス・メディアが第4権力といわれ出したのは、その大きな影響力に対する懸念を含めたものであった。「マスゴミ」等という言葉に象徴されるように、第4権力論には、マス・メディア企業の傲慢さや商業主義といったものに対する、反感や嫌悪感といったものが背景にあったように思う。

何よりも権力とすると、どうしても強い影響力をふるっている、という意味に感じられる。誰もが情報発信者になれる今日においては、マス・メディアは、相対的に影響力を弱めている。今さらマス・メディアを通じた活動が中心となるジャーナリズムを、第4権力と表現するのは、過大評価か時代錯誤のように思われるかもしれない。また実際に、ジャーナリズムは国家直轄の国を除けば、三権と並ぶ四権となるような国家の制度ではない。

ウォードのいう制度的実践としてのジャーナリズムとは、デモクラシーを支える重要な機能に注目するもので、マス・メディアに止まらず、ウェブ・ジャーナリズム等のサイバースペースを通じた活動も含む概念である。強大な権力というのではなく、デモクラシーを支えるための重要な機能という意味である。制度的実践という概念は、デジタル時代のジャーナリズムに相応しい概念であるといえるだろう。

4. 制度的実践とジャーナリズム倫理学

人間にとって、コミュニケーションと文化は根本的なものである。言語は人間を人間たらしめる手段である。シンボルによるコミュニケーションによって、人間は文化形成という大きなプロジェクトの中に、具体的なメッセージを組み込むことができる。そのシンボルが技術によって媒介される時、人間の生活や文化が変化するということは、歴史的必然である。人間の意識構造に極めて大きな影響を及ぼすシンボルの形態の変化を伴って、社会変化はメディア変容から生じるのである。歴史的に、ジャーナリズム倫理学は印刷技術と並行して展開してきた。ジャーナリズムのルーツは、印刷技術が唯一の選択肢であった時代に形成されたため、ジャーナリズム倫理学研究のほとんどは、新聞報道に集中し、印刷物の文脈のものであった。放送の時代になると、視覚的な技術が、印刷や口頭のものを二次的な重要性へと追いやり、人間の思考方法や社会構造を支配した。

そしてデジタル技術が爆発的に成長し、それがもてはやされると、サイバースペースが政治、経済、教育の諸制度を独占するようになったのである。⁽²³⁾

ゆえにジャーナリズム倫理学は、技術に対するシステムティックなアプローチを要求する。デジタル化によるメディア技術の革命的な移行が生じた時代に、印刷や放送に基づいて推断するというわけにはいかないし、その問題は単なる電子機器としての機械や機能の観点では、理解できない。技術には価値が付加されるから、当該メディア技術に内在する特質を、はっきりと確認することが必要である。専門職内や個々人の間といった範囲を越えて、サイバースペースにおける問題の解釈には、それと同様の世界規模の枠組みを必要とするのである。⁽²⁴⁾

工業化社会の支配的な世界観は道具主義で、技術は中立的であって我々の人間性を左右したりしない、という考え方である。道具主義では人間の価値は、機械的な効率性に置き換える。道徳的責務よりも高度な技術が優先する。道具主義は、現代の工業化社会の問題点にアプローチする枠組みとしては、受け入れ難い。この考え方は、メディア技術の能力が社会の諸問題や諸争点を設定、あるいは定義するという、技術秩序を助長するものである。そういうものではなく、ジャーナリズム倫理学の新しい理論には、現在世界中で生じているコミュニケーション状況の移行を、より適切に説明する人間中心の技術哲学を必要とするのである。道具主義の微調整ではなくて、技術それ自体を根本的に見直す必要がある。中立的なメディアが情報伝達をするという理論は、道具主義の擁護である。技術に関する見地は、道具主義から根本的に異なるものを要求する。ジャーナリズム倫理学研究は、現在の技術革命が、単に規範に反するというではなく、無規範という荒廃状態であることを直視しなければならない。このような危機に対応するジャーナリズム倫理学を構築するために、人間中心の技術哲学の見地が必要なのである。⁽²⁵⁾

それは1900年代終盤の状況をみれば、明らかである。アメリカ大統領選挙にみられた、広告技術を駆使しての選挙キャンペーンや、FOXニュース等の放送局にみられた、党派性の強い放送の商業的成功等が、デモクラシーの前提を蝕み始めた。同時に、オンライン・メディアの登場は、噂やヘイト・スピーチ等を公然化することとなった。この二つの流れが、公共圏の様相を大きく変えることとなった。社会の成員間に政治的な分断が起こり、合理的な熟議というような考えは、時代遅れのようになった。マス・メディアが正確で客観的な情報を社会の成員に伝え、熟議に役立て、デモクラシーに寄与するという、デモクラシーの夢は、社会の成員の対話の場が、交戦地帯となる悪夢に変わったのである。⁽²⁶⁾

この悪夢の大きな原因是、当初肯定的に迎えられたものであった。それは、インターネットに基づくデジタル・メディアの発展であった。これにより、誰もが情報の送り手として、メディアにアクセス可能となった。このことは、寡占的なマス・メディアによる情報操作を終わらせるものとして称賛され、メディアのデモクラシー化とも評された。しかし、近年デジタル・メディアの否定的で醜い側面が目立ち始め、デモクラシーに反するものでありうる、ということが明らかになってきている。⁽²⁷⁾

デジタル・メディアの発展は、ジャーナリズム的行為を誰もが行えるようにした。自らの意見や思想を広め、賛同を呼びかけるために、ウェブサイト、ブログ、ソーシャル・メディア等を使用して、専門職ジャーナリストと同様のことが行えるようになった。専門職従事者としてのジャーナリストという枠をはるかに超えて、パブリック・コミュニケーションへの参加者が大いに増加したと

ということは、ジャーナリズム的行為ができる人々が、ジャーナリズム倫理学や自らの主張の真偽に、頓着しないかもしれないということを意味する。またこのようなメディアは、人権擁護からその正反対まで、いかなることの促進にも使用することができる。その上デジタル化した公共圏では、対話において敵意あるアプローチを助長し、経済的、民族的、イデオロギー的等の分断を煽る傾向があることも明らかになってきた。その一方で、政治指導者等は人々に耳触りのいい意見ばかりを広め、そんなものばかりがネット上に溢れている。社会の成員は情報の洪水の中で、メディア⁽²⁸⁾の報道にさえも懷疑的になり、自ら確信した意見を持てなくなっているのである。

デジタル化によるメディア技術の革命的移行が生じはしても、ジャーナリズムが制度的実践であることに変わりはない。ジャーナリズムが制度的実践である以上、状況に応じてジャーナリズム倫理学のための基盤も、強化されなければならない。ジャーナリズム倫理学は、ジャーナリズムが社会の成員に奉仕しデモクラシーの存続を担保する、ということを確かめる倫理学なのである。それは社会全体の制度的構造の中に、ジャーナリズム倫理学を位置づけることである。もしジャーナリズム倫理学が、制度的実践のためのものと位置づけられるならば、ジャーナリズム倫理学は、各ジャーナリストが個人的に理解するものではない。ジャーナリズム倫理学は主観的なものでも個人的なものでもない。ジャーナリズム倫理学は、客観的で社会的なものである。ジャーナリズム倫理学は、個々のジャーナリストのためのものでも、集団としての全ジャーナリストためのものでもない。ジャーナリズム倫理学は、社会やその成員のためのものである。このようなジャーナリズム倫理学の理解は、ブロガーであろうと、SNSのユーザーであろうと、ジャーナリズム的行為に関与する誰もが自由に、自身の特異な倫理学を作り上げたり、全く倫理学にかまわなかったりできる、という考えに反対する。この理解は、真実を述べることや公正であること等のような、ジャーナリズム的行為の指針として、一般的な道徳で十分である、という見解に反対する。市民ジャーナリストという立場の強調は、自分たちには一般的な道徳で十分であり、ジャーナリズム倫理学が時代遅れで、関係があるのは専門職ジャーナリストだけ、と主張することを可能にするように思える。しかしジャーナリズムが制度的実践であるならば、一般的な道徳原理と、ジャーナリズム的行為の指針となるジャーナリズム倫理学特有の規範との、両方を必要とするのである。⁽²⁹⁾

5. 「社会的責任論」と制度的実践

ジャーナリズムが制度的実践と認識されいく具体的な過程として、アメリカの例を詳しくみていくことにする。それは社会的責任論という考え方方が生まれ、浸透していく過程でもあった。

1947年に発表された、プレスの自由委員会の報告書『自由で責任あるプレス (A Free and Responsible Press)⁽³⁰⁾』は、発表当時「ジャーナリズム業界から賛同を得られなかった」。それにもかかわらず、その後「国際的にも国内的にも必要とされるであろう、未知の時代のプレス理論の新しい枠組み⁽³¹⁾」だったと評価されるようになる。「世界が模倣すべきアメリカ発の指標⁽³²⁾」というのではなく、デモクラティックな社会がプレスのために有効な哲学や政策を展開するために必要なもの「一種」⁽³³⁾というように、アメリカばかりでなく、多くの国々で受け入れられている考え方とされている。現在では、ジャーナリズム倫理学研究の古典⁽³⁴⁾といつて過言ではない。

プレスの自由委員会の研究は、その組織の名前からも推測できるように、必ずしもジャーナリズムの倫理学を研究対象に絞っていたわけではない。そもそもプレスの自由委員会への出資者で、5

大雑誌出版社の一つであるタイム社のヘンリー・ルースは、検閲とメディア企業経営への政府の介入が関心事であった。その一方で、当時のアメリカ政府はメディア企業の独占寡占化を懸念し、⁽³⁵⁾ メディア企業の経営を多様化させようとしていた。ルースの所有する巨大メディア企業は、政府が調査に乗り出すべき典型的なものであった。こうしたことからルースは、1942年12月に古典的な「思想の自由市場論」を再肯定するような結果を期待して、シカゴ大学総長ロバート・M・ハッチンス⁽³⁶⁾ にプレスの自由に関する検討を依頼したのである。

翌年、タイム社から20万ドル、エンサイクロペディア・ブリタニカ社から1万5,000ドルという資金を受けて、プレスの自由委員会が結成された。プレスの自由委員会はプレスの関係者58人の証言を聞き、⁽³⁷⁾ プレスに関心をもつ産業界、政府、民間機関等の225人以上にインタビューし、2、3日にわたる会合を17回開き、176の文書を検討した。

プレスの自由委員会は、プレスの当時の状況の特徴として、事業体の減少傾向を挙げている。当時は、小さなプレスの淘汰が進んだ所が多かった。新聞では日刊紙の発行数が、1909年の2,600紙をピークとして減少し続け、目下1,750紙となっていた。その日刊紙が発行されている都市の中でも、競合紙があるのは117都市だけで、約12分の1となっていた。どの都市にも競合する日刊紙がない州は10州で、どの都市にも競合する日曜紙がない州は、22州だった。日刊紙の総発行部数約4,800万部中、40%が競合紙を持っていなかった。競合紙が存在するのは大都市だけになっていた。また、日刊紙1,750紙の95%で、総発行部数の0.2%を除く全てが、AP、UP、INSという3大通信社の一つかそれ以上から配信を受けていた。ラジオは4大ネットワーク、映画は8大社があった。出版は、雑誌出版社にも、書籍出版社にも5大社があった。

当時の状況の特徴は、プレスの規模の拡大に伴う事業体の減少だけに止まらない。一個人か一企業によって、一つあるいは複数の都市の新聞やその他のマス・メディアを複数所有する「チェーン・オーナーシップ」もあげられる。全国レベルのハースト、スクリップス・ハワード、マコミック・パターソン各グループとそれよりも小さな地域、地方レベルのチェーンは、全米の新聞の総発行部数の53.8%を占め、14人で日刊紙総発行部数の25%を支配し、50人足らずで日曜紙総発行部数のほぼ半分を支配していた。

以上のようにコミュニケーション産業を通じて、⁽³⁸⁾ 小さなものはごく限られた周縁部に存在するだけで、新規事業を興す機会は、極めて限られていた。

プレスの自由委員会は、当時のプレスの状況を踏まえて、プレスの自由は危機に瀕している、と結論づけるが、その理由を次の三つであるとしている。

1. 人々に対するプレスの重要性は、マス・コミュニケーションの手段としてのプレスの発展と共に、著しく増大してきた。同時に、マス・コミュニケーションの手段としてのプレスの発展は、プレスを通じて自らの意見や考えを表現することができる人々の割合を、著しく減少させてきた。
2. マス・コミュニケーションの手段としてのプレスという機構を使用できる僅かな人々は、社会の必要に対して十分にサービスを提供してこなかった。
3. プレスという機構の管理者は、⁽³⁹⁾ 時々社会が非難し、もし継続すれば規制や統制を不可避的に受けるようなことをしてきた。

プレスの自由委員会は、個人の表現の自由とプレスの自由が異質なものになったと捉えた。もはやプレスの自由は、古典的な思想の自由市場論の範疇ではなく、個々人の権利や公共の利害と合致する必要があるもの、という結論を下したのである。そこで、プレスの自由の危機を脱するためには、五つのことが要請される、としたのである。

1. 日々の出来事の意味がわかるような文脈において、そのような出来事の誠実で、包括的で、理性的な説明をすること。
2. 解説と批判の交換の場であること。
3. 社会を構成する諸集団の代表的な実像を映し出すこと。
4. 社会の諸目標や諸価値を提示し、説明すること。
5. 日々の情報に十分に接触できること。⁽⁴⁰⁾

プレスの自由委員会は、プレスの巨大化、集中化によって、プレスの自由論を修正せざるをえない、としたのである。意見を自由に交換できることを前提とする古典的な思想の自由市場論は、全ての人々が意見の表明をすることにおいて、対等である必要があった。しかし、巨大化、集中化したプレスの下では、それに接触できる者のみに「発言」が許された。自分の意見を伝える手段を持たなければ、どんなに正しい意見であろうとも、存在しないのと同じようなものである。つまり、古典的な自由市場の原理には、20世紀のような巨大なマス・メディアというようなものの存在が、予定されていなかったのである。こうした現実認識の下にプレスの自由委員会は、政府、プレス、公衆それぞれがなしうる行動を勧告している。

プレスの自由委員会の報告は、「巨大なマス・メディアの出現による国家（ないし政府）・メディア＝市民という二極的な言論状況から国家（ないし政府）・メディア・市民という三極的な言論状況への変化に対する極めて現実的な対応」だったのである。⁽⁴¹⁾ そこでプレスばかりでなく、政府や公衆がなすべきことをも勧告する、という形になっているのである。

しかしプレスの自由委員会が出した報告書は、ルースを失望させた。その内容は、ルースをはじめとするプレスの経営者達には、聞きたくない言葉だった。ルース達は、委員会の報告を非難した。政府の介入からの自由は、メディアの公的奉仕の義務を否定するものではなく、公的奉仕のための自由は、政府の介入からの自由の前提である、とするプレスの自由委員会の基本的な主張を否定しようとした。まるでチェーン化した新聞社や1都市1紙状態の日刊紙が、伝統的な思想の自由市場の原理に影響を及ぼすことはないかのように、思想の自由市場論に執着した。そして当時のメディア企業の仕事は、市民の知る権利ためにニュースや意見を供給するのではなく、広告主に読者、視聴者を売る事業になっていた。⁽⁴²⁾

またプレスの自由委員会は、「公衆によってなされうること」の二番目の勧告等で、ジャーナリズム教育に言及している。⁽⁴³⁾ プレスの社会的責任を強調するとともに、その担い手たるジャーナリストを養成する、大学でのジャーナリズム教育の重要さを論じているのである。ただし、基本的な立場としては、各大学のジャーナリズム学部は、そのなすべき義務を果たしていない、との強い批判であった。このような言及に対して、AASDJ（アメリカ・ジャーナリズム学部学科協会 American Association of School and Department of Journalism）会長のロバート・W・デズ蒙ドは、

「ジャーナリズム学部に関するところほど、この委員会が、ふんだんに奇想を放っているところはない」と、非常に攻撃的に反論している。ジャーナリズムの研究者が、プレスの自由委員会のメンバーにいなかったこともあり、専門外のジャーナリズム教育に言及したために、メディアの経営者達ばかりでなく、ジャーナリズムの研究者達からも、非難される結果となったのである。

一連の反応や批判が、正当なものであったかどうかは別として、プレスの自由委員会の報告書『自由で責任あるプレス』は、発表当初高く評価されなかったばかりでなく、メディアの業界からも、研究者からも非難されたり、無視されたりしたのである。

メディア産業界がハッチンス委員会の報告書を無視した一方で、大学のジャーナリズム学部等では、この報告書を真剣に受け取るようになっていった。その発端が、1956年に刊行された、フレッド・シーバート、セオドア・ピータスン、ウィルバー・シュラムらによる『マス・コミの自由に関する四理論 (Four Theories of the Press)⁽⁴⁶⁾ (以下『四理論』とする)』である。

『四理論』は、その類型学的な思考により、ジャーナリズム研究にとって、極めて重要なものであった。この文献の副題は「プレスがどうあるべきであり、何をすべきかに関する権威主義、自由主義、社会的責任、ソビエト共産主義の概念」⁽⁴⁷⁾となっている。これらの四つの概念は、「プレスの存在理由はなにか、プレスが、国⁽⁴⁸⁾によって、まるで違う目的に奉仕したり、非常に異なった形態を示しているのはどうしてなのか」という、著者達自身の基本的な疑問に対する自らの返答である。

『四理論』では、この本の主題は「プレスは常にそれが活動している社会の、社会的政治的構造に応じた形態をとり、色あいをおびているものだということにある。とりわけ、それは、個人と機構との関係を規律している社会的統制制度を反映しているものなのである。われわれは、プレスを体系的に理解するには、社会のこういった側面を理解することが肝心だと信じている」としている。このような主張は、道理にかなっており、『四理論』はプレスのシステムが、異なる政治システムや哲学に結びつけられることを示唆して、社会におけるメディアの役割を省察するための、歓迎されるべき刺激を供給したのである。社会的な規範の問題は脇に置いて、価値自由の立場を取る社会科学的慣習の中には、『四理論』は政治的価値や専門職倫理等と社会とを、どのようにプレスが関係づけるかの系統的な分析という、マス・コミュニケーションの新しい領域の方向づけを行った。プレスと社会の異なるパラダイムを対比する方法は、理論的に有効であるばかりでなく、ジャーナリスト養成教育のための重要な講義のツールを供給した。第二次世界大戦以来のマス・メディアの発達とともに、政治との関係を含む、社会におけるマス・メディアの役割と課題を明確にする不可避的な必要が存在していた。しかし、当時台頭してきた学問領域には、応えられるものがほとんどなく、それゆえ『四理論』がこの分野の古典となったのである。『四理論』はベストセラーとなり、たぶん他のいかなるジャーナリズム研究の文献よりも、多くの回数増刷され、多くの言語に翻訳されたのである。⁽⁵⁰⁾

『四理論』は、『自由で責任あるプレス』で主張された考え方に対する社会的責任論と名づけ、「決してハッチンス委員会の学者グループのこしらえた抽象論だと片づけてしまってはいけない、ということをのべておこう。ハッチンス委員会では評判のよくなかったプレスの一派は、この理論をそう扱ってきた。しかし、この理論の本質的なものは、すべて、委員会よりずっと以前に、責任ある編集者や発行者によってのべられたものであったし、また、委員会以後ないしは委員会とはまったく独立に、ほかの責任ある編集者や発行者によっても表明されてきているものなのである。これは現

実の趨勢であって、机上の空論ではない」とした。『四理論』によって、プレスの自由委員会の考え方は、社会的責任論という規範理論として、アメリカの各大学のジャーナリズム教育の中で浸透していくことになる。さらには、『四理論』を学んだ者が、ジャーナリズムの現場で多数派を占めるようになった時、社会的責任論は、アメリカ・ジャーナリズム規範理論研究の主流となるのである。

プレスの自由委員会の報告書『自由で責任あるプレス』あるいは『四理論』の「社会的責任論」は、ジャーナリズムが制度的実践となっていく時期の状況を分析し、理論化したものである。ジャーナリズムが制度的実践であることを理論的に根拠づけた最初の研究書、といえるだろう。特に、プレスの自由委員会の五つの要請は、制度的実践としてのジャーナリズムがなすべき活動とは、如何なるものかということを、明確にしている。

おわりに

以上のように、社会的責任論が規範理論として確立していく過程は、そのままジャーナリズムが制度的実践と認識されていく過程であった。ジャーナリストが専門職であり、憲法的にも重要なものと認識された時期が、制度的実践となった時期であると考えれば、1800年代終盤から1900年代の初め頃ということになり、『自由で責任あるプレス』や『四理論』の刊行よりも半世紀近く前ということになる。つまり、制度的実践としてのジャーナリズムという実態に、理論が追いつくには、それだけの時間が必要だったということである。それは制度的実践に限ったことではない。ジャーナリズムは、技術の発展と共にその実態を変化させてきたが、ジャーナリズムに関する理論がその変化と同一歩調をとれたかというと、そうでない場合の方が多かったであろうことは、今日の状況をみても明らかである。

註

- (1) 本論は「特集 ニュース・メディアの制度的実践を考える」の基調報告のために、拙論（2024）「スティーブン・J・A・ウォードのジャーナリズム倫理学——客觀性と党派性を中心として——」『ジャーナリズム & メディア』の「3. 制度的実践」と拙著（2021）『ジャーナリズムの規範理論』の「第1章 専門職教育と社会的責任論——ジャーナリズムの規範理論研究の原点——」を土台として、加筆、再構成したものである。
- (2) ジャーナリズム倫理学が「成長産業」に転じたとされる、1980年代を代表するジャーナリズム倫理学研究者である、エドマンド・B・ランベスは、その著書 *Committed Journalism: An Ethic for the Profession* (Lambeth, Edmund B. (1992) *Committed Journalism: An Ethic for the Profession*, 2nd ed. Bloomington: Indiana University Press. pp.72-82.) で、『美德なき時代』に代表されるマッキンタイアの研究が、ジャーナリズム倫理学のために重要であることを指摘している。その理由として、第1にマッキンタイアは、ジャーナリズムにおける卓越性の基準の設定方法において、社会学と道徳哲学を融合させるという独自の見地を供給する。第2にマッキンタイアの思想は、ジャーナリストの実際の行動の改善に具体的な関わりをもつ。第3に過去の重要性に関するマッキンタイア独自の強調は、ジャーナリストがより豊かでより有効な文脈で先人の経験を学ぶことを可能にする、という三点をあげる。要するに、マッキンタイアの所論を自らのジャーナリズム倫理学の思想的な裏づけとしているのである。

- (3) Macintyre, Alasdair (2007=2021) *After Virtue: A Study in Moral Theory, 3rd ed.* Notre Dame: University of Notre Dame Press. p.187. (篠崎榮訳『美德なき時代』みすず書房230頁)
- (4) Ibid., pp.190-191. (同書234頁)
- (5) Ibid., p.193. (同書237頁～238頁)
- (6) Ibid., p.194. (同書238頁)
- (7) Ibid. (同書238頁)
- (8) Ibid. (同書238頁～239頁)
- (9) 新田孝彦 (2013) 「第Ⅲ部 専門職倫理序論」『専門職倫理の統合的把握と再構築 研究成果報告書』(平成21年度～24年度 科学研究費補助金 基盤研究(B) (一般) 研究課題番号21320001研究代表 新田孝彦) 12頁。
- (10) Ward, Stephen J. A., (2015a) *Radical Media Ethics: A Global Approach*, Chichester: Wiley Blackwell. pp.134-135.
- (11) Ibid., pp.133-135.
- (12) 「制度」という言葉については、マッキンタイアの制度と、ウォードの制度の意味は異なる。マッキンタイアの制度は、企業のような組織体を指している。これに対してウォードの制度は、憲法的な裏付けをもつ国家の統治機構のようなものを指している。
- (13) Ward, Stephen J. A. (2015a) op.cit., pp.136-137.
- (14) Ibid.
- (15) Ibid., p.137.
- (16) Ibid., p.ix.
- (17) Ward, Stephen, J. A. (2015b) *The Invention of Journalism Ethics: The Path to Objectivity and Beyond, 2nd ed.* McGill-Queen's University Press: Montreal & Kingston.
- (18) Ward, Stephen J. A. (2019) *Ethical Journalism in a Populist Age: The Democratically Engaged Journalist*, Lanham: Rowman & Littlefield.
- (19) Nordenstreng, Kaarle & Christians Clifford G. (2004) "Social Responsibility Worldwide." *Journal of Mass Media Ethics*, Vol.19, No.1, p.18.
- (20) Christians, Clifford G., Glasser, Theodore L., McQuail, Denis, Nordenstreng, Kaarle, & White, Robert A. (2009) *Normative Theories of the Media: Journalism in Democratic Societies*, Urbana and Chicago: University of Illinois Press. p.129.
- (21) Ibid., p.150.
- (22) Christians, Clifford G., (2019) *Media Ethics and Global Justice in the Digital Age*, New York: Cambridge University Press. p.206.
- (23) Christians, Clifford G., (2019) op.cit., pp.35-36.
- (24) Ibid., p.32.
- (25) Ibid., pp.32-33
- (26) Ward, Stephen J. A. (2019) *Ethical Journalism in a Populist Age: The Democratically Engaged Journalist*, Lanham: Rowman & Littlefield. pp.17-18.
- (27) Ibid., p.18.

- (28) Ibid., p.19.
- (29) Ward, Stephen J. A. (2015a) op.cit., pp.137-138.
- (30) 正式名称は、Commission on Freedom of the Press だが、ロバート・M・ハッチンスが委員長であつたため、ハッチンス委員会ともいわれる。
- (31) Commission on Freedom of the Press (1947) *A Free and Responsible Press: A General Report on Mass Communication: Newspapers, Radio, Motion Pictures, Magazines, and Books*. Chicago: University of Chicago Press. 訳書として日本新聞協会編集部 (1949) 『新聞の自由と責任』日本新聞協会、渡辺武達 (2008) 『自由で責任あるメディア』論創社参照。
- (32) 林香里 (2001) 「『プレスの社会的責任理論』再訪—『米国プレスの自由委員会』一般報告書提出から53年を経て—」『マス・コミュニケーション研究』第58号113頁。
- (33) Christians, Clifford G., Ferrē, John P., & Fackler, P. Mark (1993). *Good News: Social Ethics & the Press*. New York: Oxford University Press. p.37.
- (34) Nordenstreng, Kaarle & Christians Clifford G. (2004) op.cit., p.4.
- (35) ルースは、週刊ニュース雑誌『タイム』、週刊写真雑誌『ライフ』、月刊誌『フォーチュン』と『アーキテクチャル・フォーラム』、ドキュメンタリー映画制作会社、ラジオ番組『マーチ・オブ・タイム』、当時は売却していたが大都市のラジオ局 WQXR とラジオ・ネットワーク ABC に出資していた。Commission on Freedom of the Press (1947) op. cit., p.45.
- (36) Ferrē, John P. (2009) "A Short History of Media Ethics in the United States." in Wilkins, Lee & Christians, Clifford G. (eds.) *The Handbook of Mass Media Ethics*. New York:Routledge, pp.21-22.
- (37) Commission on Freedom of the Press (1947) op. cit., pp.v-vi.
- (38) Ibid., pp.30- 51.
- (39) Ibid., p. 1.
- (40) Ibid., pp. 20-29.
- (41) 大井眞二、谷藤悦史 (1992) 「近代の始まり—『プレスの自由論』再考に向けて」『新聞学評論』第40号50頁。
- (42) Ferrē, John P. (2009) op. cit., p.22.
- (43) 『自由で責任あるプレス』の第五章「自主規制」の「専門職化」という節でも、ジャーナリズム教育に触れている。Commission on Freedom of the Press (1947) op. cit., pp.76-78.
- (44) Desmond, Robert W. (1947) "Of a Free and Responsible Press," *Journalism Quarterly*. No.24, pp.188-192.
- (45) Ferrē, John P. (2009) op. cit., p.22.
- (46) Siebert, Fred S., Peterson, Theodore & Schramm, Wilbur (1956=1959) *Four Theories of the Press: The Authoritarian, Libertarian, Social Responsibility, and Soviet Communist Concepts of What the Press Should Be and Do*. Urbana: University of Illinois Press. (内川芳美『マス・コミの自由に関する四理論』東京創元社)
- (47) Libertarian の訳を自由主義とした。他の論文を含めて、普段はリバタリアンとカタカナで書いているが、『四理論』では、自由主義という訳が既に定着しているので、『四理論』の場合のみ自由主義という訳を用いる。

- (48) Siebert, Fred S., Peterson, Theodore & Schramm, Wilbur (1956=1959) *op. cit.*, p.1. (前掲書11頁)
- (49) *Ibid.*, pp.1- 2. (同書12頁)
- (50) Christians, Clifford G., Glasser, Theodore L., McQuail, Denis, Nordenstreng, Kaarle, & White, Robert A. (2009) *op. cit.* p.4.
- (51) Siebert, Fred S., Peterson, Theodore & Schramm, Wilbur (1956=1959) *op. cit.*, p.5. (前掲書18頁)

近代日本における「制度的実践」としてのジャーナリズム

石川 徳幸*

はじめに

塙本（2025）は、スティーブン・J・A・ウォードが提起したジャーナリズムの「制度的実践」という概念を援用し、プレスの自由委員会の報告書『自由で責任あるプレス』やウィルバー・シュラムらの『マス・コミの自由に関する四理論』において提起された「社会的責任論」について、「ジャーナリズムが制度的実践となっていく時期の状況を分析し、理論化したものである」と位置づけた。すなわち、プレスの自由委員会の報告書は、「制度的実践としてのジャーナリズムがなすべき活動とは、如何なるものか」ということを明確にしたものであり、「社会的責任論」が規範理論として確立していく過程は、そのままジャーナリズムが「制度的実践」として認識されていく過程として捉えることができるのである。

これを踏まえて、ジャーナリズム倫理学の視座に立って現代日本のジャーナリズムを制度的実践として考察しようとするならば、その射程は「社会的責任論」が理論として移入された1950年代以降ということになるだろう。また、ウォードのいう法的な裏付けとしての制度が、現代の日本では1947年に施行された現行憲法の第21条に係ることからも、自ずとこれ以降の時代を射程に置くことが妥当であろう。

しかしながら、塙本論文でも指摘されているように、ジャーナリズムが実態として「社会的実践」に至った時期と、理論的に把握された時期は当然異なる。筆者はかつて、日本のジャーナリズム教育に関する拙稿において、戦前と戦後が切り離されて論じられることで、その連続性が見落とされる問題点を指摘した。⁽²⁾これと同様の弊害をもたらさないためにも、ジャーナリズムの発展過程を「制度的実践」という視角から捉えるには、戦前期日本を含めて考察しておく必要があると考える。

そこで本稿の目的は、ウォードが提起したジャーナリズムの「制度的実践」の論理を追試し、日本のジャーナリズムの発展過程においても援用しうるものであるのかを検討することにある。ウォードは、西洋におけるジャーナリズムの歴史的発展過程において「制度的実践」を論じたが、非西洋社会——ここでは日本——でも一般化できるかどうか、現代日本のケーススタディについて考察する前に検証すべきであろう。そうした前提を整えたうえで、日本において「制度的実践」としてのジャーナリズムが抱える現代的課題は何か、問題提起として議論の種を提供することにしたい。

1. 民主主義の理念に不变的に関わるジャーナリズム

民主主義の危機が世界各地で叫ばれるようになって久しい。『立憲民主主義を守る方法（How to

*いしかわ のりゆき 日本大学法学部新聞学科 教授

Save a Constitutional Democracy)』を著したトム・ギンズバーグとアジズ・Z・ヒュクが「競争的選挙」「言論と結社の自由」「法の支配」という3つの民主主義の基本的な前提条件をあげて、これらが衰退する過程を「民主主義の侵食」と呼んだように、⁽³⁾言論の自由が民主主義にとって不可欠な要素の一つであることは論を俟たない。例えば、言論によって社会的合意を形成する規範的な理念である「熟議民主主義」に関する研究は、「1980～90年代の規範的（政治理論的）研究中心の時代を経て、2000年代以降は、経験的研究が盛んになった」と言われるよう⁽⁴⁾に、政治学における一領域を築いてきた。熟議による共通理解こそが、民主主義社会における理想的な望ましいあり方として議論されてきたのである。「制度的実践」という本特集の重要な概念を提供するスティーブン・J・A・ウォードも、ジャーナリズムを民主主義のための一手段として位置づけ、「ジャーナリズムは熟議民主主義の根源的な力であるべき」と述べている。

一方、⁽⁶⁾ そうした議論と同時期に、キャス・サンスティーンがサイバーカスケード現象を提唱したように、ICT技術の進展とともに⁽⁷⁾ メディア環境の変容によって、集団極性化が起こる問題が指摘されてきた。そうした懸念は、その後のSNSの普及によってますます広がり、党派的な対立を生むエコーチェンバー現象などによって社会の分断と対立が深刻化していった。ウォードは、こうした実態を「汚染された公共圏」と呼び、侵食された民主主義を救うためにはジャーナリストの社会における役割を再考する必要があると主張した。ウォードは、「(実際にそうした存在があるように) 民主主義がなくてもジャーナリズムは存在し得るが、民主主義の原則に献身するジャーナリズムがなければ、いかなる民主主義も存在し得ない」と断じ、ジャーナリストが民主主義に積極的に関与すべきことをメディア倫理学の立場から論じている。すなわち、民主主義の侵食を防ぐためには民主主義に基づいた新しいジャーナリズム倫理が必要であり、そのためには単なる事実を記述するための規範ではなく、民主主義という理念を守るための規範を導入すべきという視座である。

このような民主主義に寄与すべきジャーナリズムの形態を、ウォードは「制度的実践」として位置づけている。ウォードは、ジャーナリズムの活動を「個人的活動」「社会的実践」「制度的実践」の3つのレベルで捉えており、各レベルにおけるジャーナリズムは異なる特徴を示し、異なる倫理的責任を負ってきたと説明している。ウォードによれば、「ジャーナリズムの歴史とは、ジャーナリズムがいかにして個人的な活動として始まり、後に社会的実践、ビジネス、そして制度となつたかの歴史」として捉えることができるという。以下、それらの段階について詳しく見ていきたい。

個人的活動ないし社会的活動としてのジャーナリズム

近代ジャーナリズムの初期の形態についてウォードは、書籍の編集者としての地位を確立した人物によるニュース出版の実験として始まったと論じており、「17世紀のヨーロッパにおける定期的なニュース・プレスの台頭は、こうした活動に従事する個人的で特異な理由を持つ個人の産物であった」として、ジャーナリズムが個人的活動から始まり社会的活動となる段階を示した。これらは私的行為の範疇であるため、公的な義務や社会的責任を負うことではない。

例えば、英國における初期の印刷物としては、ブロードサイドやニュースブックが知られているが、当初は街頭などで歌われたバラッド（叙事詩）を印刷したものも見られた。出来事を記録して伝達するという営為としてはジャーナリズムに違いないが、これらは文化的にはともかく政治的・社会的に重要な役割を担うものではなかった。

社会的実践としてのジャーナリズム

個人的活動という当初の形態を超えて成長したジャーナリズムは、あるグループや一般の市民に向けて書かれるという意味において、総じて社会的活動といえるものである。ウォードは、そうした社会的活動としてのジャーナリズムは、時間の経過とともに「社会的実践」という社会的活動以上のものに発展したと説明しており、英國の市民革命期の新聞を社会的実践としてのジャーナリズムの起源として位置づけている。王党派と議会派による党派的な新聞は、市民に政治の動向を伝える重要な社会的役割を担った。

ウォードは、実践を「独自の技能、知識、目的、責任をともなった、組織化された社会的活動」と定義づけているが、その分かりやすい例として専門職（profession）をあげている。「ジャーナリスト」という言葉は、もともとは学術誌に寄稿する文人に使われていたが、18世紀初頭までにはヨーロッパや米国において、新興の日刊新聞に従事する人々を指すようになったという。⁽¹²⁾ ジャーナリズムの営みが企業化し、職業として認識されることで、それに応じた新しい職業倫理が形成されることになった。この頃に、企業体に属する職業人としてのジャーナリストが、社会的出来事をニュースとしてオーディエンスに提供するという、今日の私たちがイメージするとおりのジャーナリズムの営為が成立したわけである。

とはいっても、1700年代の大半を通じて、ヨーロッパのジャーナリズムは政府によってからうじて容認されていた社会的行為であり、まだ制度化されたものではなかった。

制度的実践としてのジャーナリズム

ウォードによれば、ジャーナリズムが制度的に認知されるようになったのは、18世紀後半のアメリカ革命とフランス革命の頃だという。すなわち、「革命後に制定された憲法によって、報道機関の役割と表現の自由の重要性が明確に示され、社会的に認められるものとなった」ことを契機として論じており、ウォードのいう「制度的実践」が憲法による表現の自由の保障という法的裏づけに重点が置かれていることがわかる。アメリカで言論出版の自由を成文化した合衆国憲法修正第1条が発効したのは1791年のことであり、フランスでも1789年の「人権宣言」において第11条に言論出版の自由が明記されている。

さらにウォードは、「19世紀から20世紀にかけて報道の力が強まるにつれ、ジャーナリズムは民主主義の制度であるという考え方を受け入れられるようになった」とし、そうした状況に合わせてジャーナリズム倫理が変化していったことを以下のように論じている。

ジャーナリズムの倫理とは、単なる社会的実践の内部規定のためのルール体系などではなかった。ジャーナリズムが市民として公益のために奉仕し、民主主義の継続を保証するための倫理であった。会計士や看護師などのように専門職には様々あるが、ジャーナリズムのように国の基本的な政治構造の一部であると主張できるものはほとんどない。ジャーナリズムが政治的機関であり、「第4の権力（fourth estate）」である、などと言うことは、ジャーナリズムの倫理を個人の価値観や特定のグループのモーレス（道徳観）として位置づけるのではなく、はるかに広範で重要なものとして位置づけることであった。すなわち、それはジャーナリズムの倫理を、社会全体の制度構造や政治哲学に位置づけることである。⁽¹³⁾

かくして、ウォードはジャーナリズムが民主主義の制度として位置づけられる歴史的経緯を踏まえたうえで、今日のジャーナリズム倫理について民主主義を基盤としたものとして再定義するため

の議論を展開したのである。⁽¹⁷⁾

2. マス・メディアとしてのジャーナリズム

ここまでウォードが提唱した「個人的活動」「社会的実践」「制度的実践」といったジャーナリズムの3つのレベルの概要を見てきたが、ジャーナリズムが「制度的実践」に至った19世紀以降のメディア環境と社会の変化についても時代背景として整理しておきたい。

産業革命にともなう社会変動によって、欧米では新聞の量的拡大と質的変化が見られた。とりわけ、合衆国憲法修正第1条によって言論出版の自由が比較的早期に保障されたアメリカでは、そうした変化が顕著であり、1830年代にいわゆる「大衆新聞」の時代を迎えることとなった。⁽¹⁸⁾

具体的には、ベンジャミン・H・デイが1833年に創刊した『The SUN』を嚆矢として、ペニー・ペーパーと呼ばれる労働者を読者層とした廉価な新聞が誕生した。創刊から2年で2万部という発行部数を誇った『The SUN』は、歴史的に「マス・コミュニケーションの先駆者」「大衆新聞の先鞭を切った新聞」として位置づけられるものであるが、このことは単に多くの読者を獲得したというだけでなく、大衆向けの紙面づくりを行なったことの意義の方が大きい。それまでの新聞が連邦派と共和派に分かれた党派的な政論新聞であったのに対して、『The SUN』は政治記事ではなく警察ダネ（事件報道）やスキャンダル記事を売りにして、政論新聞とは無縁であった労働者たちを新しい新聞読者層として引き入れたのである。こうした『The SUN』の影響を受けて、ジェームズ・G・ベネットが1835年に創刊した『New York Herald』は、スキャンダル記事をよりセンセーショナルに扱うことで人気を博していく。センセーショナリズムが、大衆新聞の発展過程において重要な役割を果たしたことは、後のイエロー・ジャーナリズムの時代を鑑みても明らかである。⁽¹⁹⁾

一方で、同じ労働者を読者に想定しつつも、ホレス・グリーリが1841年に創刊した『New York Tribune』のように、『The SUN』や『New York Herald』のようなセンセーショナリズムに対抗する新聞も現れた。『New York Tribune』は警察ダネを扱わず、政治や経済ニュースにおいて大衆に信頼される「家庭の暖炉脇に置かれるに相応しい」紙面づくりを目指しており、販路や広告をめぐって『The SUN』や『New York Herald』と直接的なトラブルも起きている。⁽²⁰⁾

これらのペニー・ペーパーと呼ばれる大衆新聞は、不特定多数の読者に大量に情報を提供する近代的なマス・メディアとして成長し、日々の取材と新聞製作を効率化するために企業体としての組織化を進めることとなった。1851年にヘンリー・J・レイモンドによって創刊された『New York Daily Times』（1857年に『New York Times』に改題）は、先行するライバル紙と肩を並べるために、7万ドルを超える資本金と最新式の輪転機を備えて新聞界に参入した。16年前にベネットが同じニューヨークの地で『New York Herald』を立ち上げたときに用意したものが、「500ドルと衣類箱の机」であったことと比較すれば、いかに新聞業界が急成長を遂げていたかがわかる。新聞がマス・メディアとして発展するうえで「企業化」の道を歩んだことは、制度論的な視座からみても重要である。

このような、新聞がマス・メディアとして質的・量的な変化を遂げた過程を捉えて、黒川貢三郎は以下の表に示すように、政治的要件、経済的要件、社会的要件、技術要件の4つの視点から整理している。⁽²³⁾

表1. マス・メディアとしての新聞の成立要件

政治的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・言論出版をめぐる諸制約の撤廃 ・中・下層階級の政治的関心の高まり（選挙権の拡大）
経済的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・資本主義経済の進展 ・市況や広告のニーズの高まり
社会的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・都市化の進展 ・労働者階級の登場と都市人口の増加 ・教育の普及による識字率の向上 ・鉄道や郵便制度の確立（輸送インフラの整備）
技術的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷技術の革新 ・輪転印刷機の導入

※黒川（1997）と黒川・石川（2013）を基に筆者作成。

欧米ではこれらの諸要件が19世紀半ば頃には整っていたと見做すことができる。印刷技術に関しては、1812年に蒸気機関を利用したシリンダー印刷機が発明され、それまで手作業で行われた印刷工程が格段に速められた。さらに1843年に輪転印刷機が考案され、1866年には紙折り機能を備えたマリノニ式輪転印刷機が開発されており、高速度での大量印刷が可能となった。

ここまでに見てきた、欧米における「制度的実践」としてのジャーナリズムの成立過程と、マス・メディアの成立要件を踏まえたうえで、次節では近代日本におけるジャーナリズムについて検討する。

3. 近代日本におけるマス・メディアの発展過程と「制度的実践」としてのジャーナリズム

個人的活動としてのジャーナリズムを、文字通り「日々の出来事の記録（journal）」という行為として捉えるのならば、平安時代の日記文学も対象にし得るだろう。しかも、それらの多くは読まれることを前提に記されたものであり、他者とのコミュニケーションを前提とした社会的活動と捉えることも可能である。とはいえ、ここでは考察の対象を限定するために、「出来事を記録する」という行為に「複製したものを販売頒布する」という行為（publishing）を加えたい。

この点において、火事や自然災害など市井の話題となる出来事を扱い、木版画の技術によって複製したものを「読み売り」した江戸時代の一枚刷り絵双紙「瓦版」は、日本における初期のニュース・メディアとして位置づけることができる。日本の瓦版は、ドイツの「フルーケプラット」や英国の「ブロードサイド」に類する特徴を見ることができ、印刷技術の発達に伴ってニュース・メディアが興ることは洋の東西を問わず、共通して見られる事象である。一方で、封建社会における支配者層が、政治体制を維持するために不都合なニュースを厳しく統制したり、情報そのものを独占したりすることも、また洋の東西を問わない。江戸時代の出版物は、幕政に関する事柄や裁きに関する事柄を掲載することが禁止されており、心中や仇討ちといった出来事に関しても出版が禁止されていた。そもそも、瓦版は書物問屋仲間に属していない業者が非合法に営んでいた違法出版物である。例えば、1684年（貞享元年）11月には、瓦版について「一切板行仕間敷候」と禁止する触書が出されており、その規制の対象は出版者だけでなく「辻橋にて売候者」と販売者にも及んだ。とはいえ、「取り締まりには緩急あり、その時々の幕府や町奉行によって、強調点や締め付けの度

合いが異なる」⁽²⁴⁾のが江戸時代の出版統制の特徴であり、現存する史料を見る限り、徹底した取り締まりが行われたわけではなく、幕政批判や風俗を害するようなものでなければ、その多くが見逃されていたと考えられる。すなわち、これらは黙認された私的行為であり、公的に認められたものでなければ、社会的役割を期待されたものではなかったということである。

近代日本において、社会的実践としてのジャーナリズムの萌芽は幕末期に見ることができる。文久年間（1861～1864年）以降、居留地において外国人が発行した新聞の影響を受けて、海外の出来事や貿易に関する情報を扱った邦字新聞が誕生した。さらに戊辰戦争期には、（英國の市民革命期における王党派や議会派のように）旧幕府側と新政府側それぞれの立場を擁護する新聞が誕生し、党派的なジャーナリズムによる言論戦が展開された。例えば、『江湖新聞』の福地源一郎は、外国奉行や通詞としての役職で培った海外の新聞に関する「知識」や「技能」を活かし、西田伝助や条野伝平らとともに新聞発行のための「組織」を興し、佐幕的立場から新政府を批判するという「目的」を持って論説を書き、筆禍によって投獄され発行禁止の厄に遭うという「責任」を負ったという点において、実践を「独自の技能、知識、目的、責任をともなった、組織化された社会的活動」と捉えるウォードの定義に照らしても、社会的実践としてのジャーナリズムを体現したと言えるだろう。

ただし、ジャーナリズムの社会的実践を考える上で、一つの指標とも言うべき「専門職化」に関しては、その画期をどこに捉えるかが問題となる。福地源一郎の場合、大蔵省の官吏として登用されたあと、1874年（明治7年）に『東京日日新聞』に入社して主筆（のちに社長）を務めるわけだが、福地は「新聞記者」を在野の「学者」（=知識人）と位置づけて啓蒙的言論活動の担い手となることを自認し、新聞記者の社会的地位の向上を図った。一方で、自由民権期から国会開設期にかけて、新聞記者は官吏や政治家のリクルート源として目されており、それらを志す者が糊口を凌ぐ手段とする嫌いがあった。犬養毅や尾崎行雄など、多くの政治家が新聞記者としての経験を有することは周知のとおりである。こうした状況において、新聞記者が職業としてはっきりと分化していたとは言い難い。

1889年（明治22年）に新聞『日本』を創刊した陸羯南の新聞人観は、同時代の言論人の考え方として特筆すべきものがある。1894年（明治27年）から翌年にかけて『日本』の記者を務めた佐藤紅緑は、次のような回想を記している。

或日、羯南翁は其卓子に肱を乗せて恁う言た。

「区役所から吾輩の戸籍を調べに来たが職業を何と書いたら可からうと随分困つたよ」

「何と書かれましたか」と誰か言た。「無職と書いた」と羯南翁が言た。

「新聞記者は?」「新聞記者は職業ではないよ、これは浪人に属するものだ」

「はッ／＼／＼」一同は俄かに笑ひ出した〔中略〕

「併し、これで飯を食つている以上は職業というべきだらうと思ひますが」

「飯を食ふといふ點から考へると、さうかも知れないが」と羯南翁は筆を指の間に挟んだ手を原稿紙の上に乗せて「併し飯が食へなくとも文章を書かなきやならんからな」

私は初めて先生の意のある所が解つた。飯が食へても食へなくとも社会の指導者として筆を執るのが新聞記者の任務であつて、これが商売といふべきものでもなければ「業」といふべきものでもないのだ。⁽²⁶⁾

表2. 明治20～30年代の日本の新聞界

政治的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・1890年（明治23年）大日本帝国憲法 施行 第29条「法律ノ範囲内ニ於テ…言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」 ・1890年 帝国議会の開設 ・1897（明治30年）新聞紙条例 改正
経済的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・戦後経営による経済の活性化 ・商工階層の読者増 ・広告媒体の役割
社会的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部に労働者が増加 ・教育の普及による識字率の向上 ・鉄道や郵便制度の確立
技術的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・輪転印刷機の導入 (1890年『東京朝日新聞』・『日本』)

「新聞記者は職業ではない」とする言論人としての気概は、いかにも『日本』の創刊号において政党機関紙と営利新聞を批判した陸羯南らしい考え方である。一方、社内に「これで飯を食つて以上は職業というべきだらうと思ひますが」という意見が見られたように、職業人としての意識を持つ新聞記者がいたことも確かである。実際、その後の新聞界全体を捉えると、日清戦争によって多くの新聞が発行部数を増加させることとなり、明治30年代に新聞が「資本主義企業として発展」⁽²⁷⁾していったと評されている。

この頃の日本の新聞界を取り巻く環境を、前節のマス・メディアの成立要件に照らすと、過渡期に至っていることがわかる。

1889年（明治22年）に公布された大日本帝国憲法には「法律ノ範囲内ニ於テ」という制限があったものの、「言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」と、集会結社の自由とともに言論出版の自由が謳われており、立憲政治の制度の中にジャーナリズムが位置づけられたと見做すことができる。1897年（明治30年）には新聞紙条例が改正され、行政処分としての発売頒布禁止が廃止されるなど、言論に対する規制の緩和も行われている。もちろん、その後の歴史を追えば、明治42年（1909年）の新聞紙法によって再度規制が強化されることになるし、戦時期における検閲や言論弾圧など、言論出版の自由が十分に保障されたわけではないことは留意しておかなければならない。しかし、ウォードの論理に則していえば、憲法の条文上では、制度的実践としてのジャーナリズムの要件が整ったと見做せるのである。

さて、近代日本では、法的裏づけを得てジャーナリズムが制度的実践として立憲政治に関わる存在として位置づけられたとき、先に見たように新聞記者はまだ十分に「専門職化」が果たされていない状態であった。本来、ウォードの論理でいえば、社会的活動としてのジャーナリズムが社会的実践へと移行し、その後に制度的実践に至るわけだが、日本では十分に社会的実践の段階が果たされないうちに、制度的位置づけが先行して果たされたことになる。このような差異が生じた背景には、明治期の日本において近代化は西洋化を意味するものであり、不平等条約の解消を目途として、政府が近代的な法整備を急ぐなど、率先して「上からの近代化」を図ったことが一つの要因として考えられる。

近代日本において、ジャーナリズムが一般に専門職として認識されるようになるのは大正時代に入つてからのことである。1919年（大正8年）に大学令が施行され、学卒者の量的拡大がなされた一方で、第一次世界大戦後の不況によって1920年代は長期的な就職難に見舞われた。こうした状況は、新聞社を志望する学生を増加させる要因となり、朝日新聞社は1923年（大正12年）に入社試験を制度化して志願者の増加に対処した。⁽²⁸⁾ こうして、新聞社における試験採用制度が1920年代に確立したわけだが、これは新聞社の企業化の動きとして捉えることができる。

また、この時期に日本の新聞界が企業化に舵を切つた出来事として、1918年（大正7年）の白虹事件が知られている。⁽²⁹⁾ この事件は、筆禍によって発行禁止の危機に晒された『大阪朝日新聞』が、社長の辞任や編集幹部の退社とともに「評論の穩當妥當」を謳つた編緝綱領を定めた、政府権力による言論弾圧に新聞が屈した出来事であるが、「白虹事件は、新聞社に自らの企業性の自覚を強め、企業の論理に徹する契機となった」と評されている。その後、企業的新聞として1920年代に組織的に販売や広告の拡張に努めていった『大阪朝日新聞』と『大阪毎日新聞』は、1924年（大正13年）に揃つて発行部数100万部を宣言するまでに成長していったのである。

以上のように、ウォードが提起した制度的実践としてのジャーナリズムの発展過程の論理について、近代日本をケーススタディとして見た場合、日本が西洋の諸制度を受容して近代化を果たした特異性によって、憲法による制度的裏づけが先行して見られたものの、発展段階として諸要素は網羅していることが確認できた。

4. 「制度的実践」としてのジャーナリズムが抱える現代的課題——結びに代えて——

日本における「制度的実践」としてのジャーナリズムは、その後、1945年（昭和20年）の敗戦後に言論統制に関する法制度が撤廃され、1947年（昭和22年）に施行された日本国憲法の第21条によって新たに法的裏づけを得ることになる。日本の「民主化」を掲げた占領下の諸改革は、民主主義とジャーナリズムを接合させる契機となったことは間違いない。しかし、戦前期の日本においても、いわゆる「大正デモクラシー」と呼ばれる民主主義の風潮があったように、ジャーナリズムにおいても制度的実践としての萌芽が見られた。制度的実践についてウォードがいう民主主義に寄与するという点に着目するならば、いわゆる「大正デモクラシー」と呼ばれる時期に果たした新聞の役割は大きい。第三次桂内閣を退陣させた大正政変や、シーメンス事件によって発生した第一次山本内閣に対する倒閣運動において、ジャーナリスト達は先頭に立つて藩閥政治の打倒と政党政治の確立を訴えた。⁽³⁰⁾

戦後の日本にだけ注目してしまうと、占領下における日本の民主化政策と学理として「社会的責任論」が移入された時期を、「制度的実践」としてのジャーナリズムが日本にもたらされた画期として捉えかねないが、戦前期の日本においても、実態として制度的実践としてのジャーナリズムの萌芽が見られた。本稿の試みによって、歴史的な文脈を総体的に捉えて考察する視座を提供することができたと考えている。

なお、本稿はシンポジウムの問題提起として報告する内容をまとめたものであるため、最後に「制度的実践」としてのジャーナリズムが抱える現代的課題として議論の種を提供することで、結びに代えることとした。

専門職倫理と「ジャーナリスト教育」をめぐる歴史的視座

戦後の日本では、アメリカから移入されたマス・コミュニケーション研究は隆盛を極め、戦前に移入されたドイツ新聞学から一種のパラダイム転換が起きている。学理の面において、アメリカ型の「ジャーナリズム教育」は日本に受容されたと言えるだろう。しかし、GHQの占領政策の一環として「新聞記者教育」も図られたが、アメリカ型のスクール・オブ・ジャーナリズム、すなわち記者養成を目的とした「ジャーナリスト教育」は、日本に根づくことがなかった。その背景には、「新聞社の幹部のなかには正式なジャーナリズム教育を妨げる者がいる」といったCIE特別報告書の記述にみられるように、記者は現場で育てるものという徒弟式訓練を重視する新聞社側の職業的文化があった。その後も、基本的には記者教育は採用した新聞社が独自にOJT(On the Job Training)として行ってきた。日本では2000年代初頭にジャーナリズム教育のための大学院に関する動向も見られたが、あくまでジャーナリスト教育(記者教育)とジャーナリズム教育(学理)は別物であるという傾向は変わっていない。ここに、制度としての経路依存の問題を見ることがある。

ウォードが制度的実践としてのジャーナリズムを提起して、あらためて民主主義に寄与するための規範理論を説いているのは、今日のデジタル・ポピュリズムを背景としてのことであるが、そのような専門職倫理はどのような場で教育すべきだろうか。学者の机上の空論に終わらせないために、講じておく必要がある。また、SNS時代の制度的実践としてのジャーナリズムは、誰でもが情報発信者であることを想定したものでなければならない。ウォードのいう「汚染された公共圏」に関わるのは一般の私たち自身であって、一部のジャーナリストだけの問題ではない。このことは、民主主義社会を維持するための問題が、私たち一人ひとりに関わっていることと同義である。

*本研究の一部は、放送文化基金の助成(研究代表: 笹田佳宏)を受けたものである。

- (1) 塚本晴二朗 (2025) 本誌掲載論文。
- (2) 石川徳幸 (2018) 「戦前期日本の高等教育機関における「新聞教育」の萌芽」『ジャーナリズム&メディア』11号、日本大学法学部新聞学研究所、pp.9-22。
- (3) Ginsburg, Tom and Huq, Aziz. 2018. *How to Save a Constitutional Democracy*. University of Chicago Press. p.43.
- (4) 田村哲樹 (2016) 「熟議民主主義研究の現在とミニ・パブリックス」『地域社会研究』26号、p.3。
- (5) Ward, Stephen, J. A. (2006) *The Invention of Journalism Ethics: The Path to Objectivity and Beyond*. 1st paperback ed. McGill-Queen's University Press. p.10.
- (6) キャス・サンスティーン／石川幸憲 訳 (2001=2003) 『インターネットは民主主義の敵か』毎日新聞社。
- (7) Ward, Stephen J. A. (2019) *Ethical Journalism in a Populist Age: The Democratically Engaged Journalist*, Lanham: Rowman & Littlefield.
- (8) Ibid, p.3.
- (9) Ward, Stephen J. A. (2015) *Radical Media Ethics: A Global Approach*, Wiley Blackwell. p.133.
- (10) Ward, Stephen, J. A. (2006) op. cit. pp.89-90.
- (11) Ward, Stephen J. A. (2015) op. cit. p.134.

- (12) Ibid, pp.134-135.
- (13) Ward, Stephen, J. A. (2006) op. cit. p.89.
- (14) Ward, Stephen J. A. (2015) op. cit. p.136.
- (15) Ibid, pp.136-137.
- (16) Ibid, p.137.
- (17) e.g., Ward, Stephen J. A. (2019) op. cit. pp.105-135.
- (18) 黒川貢三郎 (1997) 『マス・コミュニケーション論』 南窓社、p.41。
- (19) センセーションナリズムに関しては、大井眞二 (2018) 『ジャーナリズム・スタディーズのフィールド』 学文社 (pp.181-208) を参照のこと。
- (20) Zabriski, Francis Nicoll. (2009) *Horace Greeley, the Editor*, BiblioLife. pp.81-84.
- (21) 磯部祐一郎 (1984) 『アメリカ新聞史』 ジャパンタイムズ、p.167。
- (22) Emery, Michael., Emery, Edwin., & Roberts, Nancy L. (1996) *The press and America, an interpretative history of the mass media*, 8th ed, Allyn and Bacon. p.109. (大井眞二・武市英雄・長谷川倫子・別府三奈子・水野剛也訳 (2016) 『アメリカ報道史：ジャーナリストの視点から観た米国史』 松柏社、p.161)
- (23) 黒川貢三郎・石川徳幸 (2013) 『日本のジャーナリズム：新聞の誕生とその軌跡』 櫻門書房、pp.13-17。
- (24) 佐藤至子 (2017) 『江戸の出版統制：弾圧に翻弄された戯作者たち』 吉川弘文館、p.218。
- (25) 岡安儀之 (2020) 『「公論」の創生「国民」の誕生：福地源一郎と明治ジャーナリズム』 東北大学出版会。
- (26) 佐藤紅緑 (1937) 「浪人を論じて飄亭を弔ふ」『日本及日本人』 昭和12年8月号、政教社、pp.103-104。
- (27) 春原昭彦 (2003) 『日本新聞通史』 第4版、新泉社、p.90。
- (28) 朝日新聞百年史編修委員会編 (1995) 『朝日新聞社史』 資料編、朝日新聞社、p.496。
- (29) 有山輝雄 (1995) 『近代日本ジャーナリズムの構造：大阪朝日白虹事件前後』 東京出版。
- (30) 有山輝雄 (2004) 「「民衆」の時代から「大衆」の時代へ：明治末期から大正期のメディア」 有山輝雄・竹山昭子編 『メディア史を学ぶ人のために』 世界思想社、p.116。
- (31) 黒川貢三郎・石川徳幸 (2013) 前掲書、pp.97-102。
- (32) 民間情報教育局編、張新慧・佐藤雪絵訳、小林聰明監訳 (1948=2018) 「日本におけるジャーナリズム教育」『ジャーナリズム&メディア』 11号、日本大学新聞学研究所、p.55。 (原題：CIE&E Research Report: Journalism Education in Japan)

番組批判と放送倫理 —民間放送の動向を中心に—

笹 田 佳 宏*

はじめに

新聞・出版と放送はマス・メディアとして、そしてジャーナリズム機関として存在している。しかし、新聞・出版と放送は活字と映像・音声という媒体特性による表現形態の違いだけでなく、社会に存在するあり方が異なっている。放送は電波を使用し情報を届ける。このため、新聞・出版のように誰もがその事業を行うことができるわけではない。電波を誰もが発信することになれば、混信が起こり届けたい情報を人々に届けることができなくなってしまう。このため、電波の使い方を規律する電波法がある。そして、放送は、国民の共有財産である有限希少な電波を使用し、音声・映像を使って各家庭に直接、情報を届けることからその社会的影響力が大きいとされ、放送法で一定の規律が課されている。電波法は、無線局という物理的な側面から放送を規律しているが、放送法は、放送の普及、放送番組、放送局の運営などのあり方といった面から放送を規律している。

新聞・出版という活字メディアが、長い時間をかけてジャーナリズム機関としてのあり方=“倫理”を築いてきた。しかし、放送は制度的メディアと呼ばれるように、1925年に日本で放送が始まった時点から法制度に縛られてきた。報道倫理、ジャーナリズム倫理という言葉があるように放送にも“放送倫理”という言葉がある。本稿では、民間放送（以下、「民放」）を中心に放送倫理がどのように構築されてきたかをいくつかのトピックスから考察する。

放送の開始から番組基準の制定、番組向上協議会の設置まで

1925年3月22日に社団法人東京放送局の放送が開始され、日本の放送はスタートした。次いで同年6月1日に社団法人大阪放送局、同年7月15日に社団法人名古屋放送局が開局したが、翌年に3局は統合され社団法人日本放送協会となり、戦後に新たな放送制度が確立されるまで放送を続けた。1925年の放送開始にあたっては放送のための特別な立法は行われなかった。通信省は放送を無線電話の一種と捉え、1915年に制定された無線電信と無線電話に関する法律である無線電信法を放送に適用した。無線電信法は第1条で「無線通信及無線電話ハ政府之ヲ管掌ス」とし、無線通信の政府専掌の原則が取られていた。無線通信は政府の専用物とした上で、第2条では、「右ニ掲ケル無線電信又ハ無線電話ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ私設スルコトヲ得」とし、船舶無線や実験用無線など限られたものが許可されていた。放送の実施に当たっては、無線電信法が放送の規律監督について想定していなかったため放送用私設無線電話規則が制定された。内川芳美はこの放送用私設無線電話規則によって「放送の送・受信施設、放送事項は、通信大臣の厳重な監督・取締りを受けることとされていた。たとえば、放送事項の検閲は、具体的には各プログラムの

*ささだ よしひろ 日本大学法学部新聞学科 教授

内容又は梗概を放送前日までに届出の方式で行われ、同時に不適当な放送が行われれば放送中にいつでも電波を遮断する放送監視装置が用意されていた⁽¹⁾と説明している。また、当時の放送内容についてNHK編集の『20世紀放送史』では、「新聞雑誌に掲載を許されたり、各種集会での議論が認められているような事柄でも、放送の場合は許可されないという場合が少なくなかった。放送の社会的影響力が強まるにつれ、そうした傾向は強まっていく⁽²⁾」としている。こうした状況では、放送における“倫理”が語られることはほぼなかったと想定される。

戦後、日本国憲法21条で言論の自由が保障され、新聞・出版、映画などのマス・メディアは自由となるが、先に述べたとおり、放送は1950年6月に電波法、放送法が施行されその規律の中で事業を行うこととなった。⁽³⁾放送法によって、戦前の社団法人日本放送協会は、放送法にその設立根拠を持つ特殊法人の日本放送協会（以下、「NHK」）になるとともに、民放の開局の道が開かれ、日本の放送界は、公共放送のNHKと民放の二元体制となった。そして1951年4月、全国14地区の16社に民放ラジオ局として日本で初めて予備免許が与えられた。この16社が1951年7月に民放の業界団体である日本民間放送連盟（以下、「民放連」）を創立した。民放連は、定款第3条「目的」で「放送倫理水準の向上をはかり、放送事業を通じて公共の福祉を増進し、その進歩発展を期するとともに、会員共通の問題を処理し、あわせて相互の親ぼくと融和をはかること」としている。また、定款4条の「事業」では、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うとして10の事業を挙げているが、その最初に記述されているのが「放送倫理の確立とその高揚」である。この民放連が最初に取り組んだ大きな課題が放送倫理綱領の作成であった。民放連編集の『民間放送30年史』では「綱領は当初政府側が基準を設けるという動きがあったが、主に新聞社を母体として創業を進めてきた首脳陣はあくまで自主的に制定すべきとの強い認識に立ち、綱領部会7人で草案作成に着手した⁽⁴⁾」としている。この綱領が1951年10月に「日本民間放送連盟放送基準」（以下、「ラジオ放送基準」）として制定されることになる。名古屋の中部日本放送（現CBCラジオ）と大阪の新日本放送（現MBSラジオ）が同年9月に開局し、12月までに6局の民放ラジオが開局する中で、ラジオ放送基準は民放のスタートとともに制定されることになる。ラジオ放送基準は「その整備と周知徹底は連盟業務の重要な部分を占め、同時に民放の自律的な番組活動のよりどころになっていたのである⁽⁵⁾」と位置付けられている。しかし、中部日本放送編著の『民放放送史』は、「昭和28年（1953）後半あたりからようやく社会的議題になってきた民放批判の焦点は、個々の失態や風俗上の非難ではなく、番組編成全体の娯楽過剰・低俗化を憂えるという方向で論じられた⁽⁶⁾」と述べている。1953年までに民放ラジオがほぼ全国に置局され、同年2月にはNHKが、8月には日本テレビ放送網がテレビ放送を開始したという状況の中での指摘である。ラジオ放送基準が定められたにも関わらず民放ラジオの放送開始間もなくから民放ラジオの娯楽化・低俗化を憂える声が上がっていた。

こうした中で1956年に郵政省は「臨時放送審議会」を設置し、「放送法の改正に関する試案の大綱」を諮問し、放送法の改正準備に入る。民放連では、1958年1月にラジオ放送基準を改正するとともに、テレビ放送基準を制定した。そして、「放送基準を民放界の“憲法”とみなして、番組内容が“憲法”に違反しないよう監視し発言していく、いわば民放の良心としての“お目付役”的な存在であると同時に、しのび寄る官僚統制に対する防波堤⁽⁷⁾」と位置付ける民間放送番組審議会を発足させている。「しのび寄る官僚統制」とは、田中角栄郵政大臣が前年の1957年8月に衆議院通信委員会で「番組の内容に対しては相当程度強く要求しなければならないと思いますが、それもどうい

うふうに要求するのだということになると、そこに問題があります。(中略) そこで初めて放送番組審議会というものが必要になるのではないかと思います」と発言し、放送番組審議会構想を打ち出したことを指す。

一方、放送法は羽陽曲折があったが1959年3月に改正されることとなる。改正の主なポイントは、放送番組の充実・向上を図るため、番組編集準則の1号に「善良な風俗」という文言が加えられ、「公安及び善良な風俗を害しないこと」に改める、放送法によって放送事業者が自主的に番組内容の改善を図るためにN H K・民放各局が番組基準を制定する、有識者で構成する放送番組審議機関(以下、「放送番組審議会」)を設置することを義務付けた。民放連がラジオ・テレビの放送基準を制定し、その遵守のため民間放送番組審議会を設置し、「民放では、既に自主的に番組審議会を置いていた十数社」⁽⁹⁾があったにも関わらず、N H K・民放各局に番組基準の制定と放送番組審議会の設置を放送法で義務付けられることになった。放送番組審議会は、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議し、事業者について意見を述べることができるとされ、番組基準や番組の編集に関する基本計画を定めたり、変更したりする場合には、審議会に諮問し、答申を得る手続きを経ることなどが役割となっている。この改正について『民間放送史』は、「番組低俗化への社会的批判と、民放そのものへの統制の意欲とは、民放発展の周囲にたえず微妙にからまり、まとわりつつ現在にいたった」と指摘している。

N H K・民放各局に番組基準の制定が義務付けられたことによって、民放界が自主的に定めた民放連の放送基準との関係はどうなったのか。N H Kと一部の民放が自社独自の基準を設けたが、多くの民放が民放連の放送基準を自社の番組基準に取り入れることになった。自社の姿勢に関する理念的な宣言をしたうえで、細目については放送基準を準拠するとしている場合と、放送基準の各個条をそのまま自社の番組基準としている社がある。例えば、フジテレビは、番組編成に当たっての5つの基本方針を掲げ、具体的基準については日本民間放送連盟の放送基準に準拠するものとするとしている。また、山形テレビでは「1. 基本方針」として5項目を掲げたあと、「2. 番組基準」として民放連放送基準をそのまま取り入れている。いずれにして放送基準が民放界の憲法的存在であることは番組基準の制定義務後も変わっていない。

一方、1953年にN H Kと日本テレビ放送網がテレビ放送を開始、1957年の民放テレビ34社36局への一斉予備免許などで民放テレビがその数を増やしていく中で、青少年や児童にテレビが与える影響について社会的な关心が高まっていく。そうした中で1950年代末から60年代にかけて、テレビが子どもの生活行動や余暇活動に及ぼす影響や性格形成などに及ぼす影響などを調べる文部省の「テレビジョンの影響力調査」、N H K放送文化研究所の「静岡調査」、民放連の「テレビの青少年に対する影響調査」など、各種の調査が行われる。また、1963年には総理府中央青少年問題協議会が「マスコミと青少年に関する懇談会」、郵政省が「放送番組懇談会」を発足する。放送番組懇談会は、「テレビ番組内容が青少年の非行化の原因になっている批判が出ているので、こうした批判に対する放送界の意見を郵政省が聞く趣旨で開かれたもので」⁽¹¹⁾あり、翌1964年5月には「番組向上の自主的組織として『放送番組向上協議会』を設けることを決める」。しかし、「“官製的なにおい”はぬぐい去り、放送連合のあっせんで、N H Kと民放各社が十数回にわたる協議のすえ設立した“自主機関”」⁽¹²⁾である放送番組向上委員会が1965年1月に設立されることになる。放送番組向上委員会は、設立当初はN H K、民放連、日本電子機械工業会などが設立した日本放送連合会の内部機関

として設置されたが、同連合会の解散で放送番組向上協議会が放送番組向上委員会を運営することとなった。放送番組向上協議会設立趣意書では「放送番組向上協議会は、放送事業の公共性と放送番組の社会的影響の重大性を鑑み、日本放送協会と日本民間放送連盟が中心となって、放送番組向上の方策に関する全放送事業者共同の自主的機関として、放送番組向上委員会を設置し、その運営にあたる」としている。また、放送番組向上委員会は、放送事業体に所属しない学識経験者7名で構成し、毎月1回程度会議を開催し、放送番組向上に關係のある世論とその動向の調査、検討を通じて放送事業の自主規制の一環として、放送番組向上のための方策を考究することを任務とした。⁽¹⁴⁾ NHKと民放が初めて共同で運営する自主規制機関であり、後述する「放送と人権等権利に関する委員会機構」、「放送倫理・番組向上機構」へつながっていくことになる。

放送番組向上協議会は設置されたものの「視聴率競争の弊害が顕著になり始め、歌手のものまねを売りものにした子ども向け視聴者参加番組、ゲストの女性タレントがジャンケンで負けるたびに衣服を1枚ずつ脱ぎ、それをオークションにかけるといった公開ショー番組などが登場し、子どもの教育上好ましくないとして視聴者の批判を浴びた」というように、⁽¹⁵⁾ テレビの低俗批判は収まらなかった。民放連は1970年1月に放送基準を全面的に改正するとともにラジオ・テレビ放送基準を一本化した。この改正は、「放送基準の内容をより時代にマッチすることであり低俗論議とは直接連動したものではなかったが、世間には民放の番組改善に対する姿勢を示すものとして受け止められた」。⁽¹⁶⁾ さらに翌1971年4月には、番組向上のため民放連会長直属の放送基準審議会を設置した。

テレビ番組批判から放送法改正へ

1970年代後半から1980年代にかけては、子ども向けCMや深夜番組での性表現が問題化する。1979年は国連総会で採択された「子どもの権利宣言」から20周年にあたり「国際児童年」とされ児童・青少年問題がクローズアップされていた。1978年には日本PTA全国協議会が、テレビの俗悪番組の追放のため、番組スポンサーの商品不買運動を行うとともに、テレビワースト番組7を公表し、民放テレビとスポンサーに文書で放送の中止を求めるといった動きや、「親を中心とした視聴者により、この問題（子ども向けCMに関する基準や規制）に関する動きが活発となり、1977年に『子どものテレビの会（現FCTメディア・リテラシー研究所）』、1980年に『子どものためのテレビCM連絡会』が結成され、子ども向けCMの実態調査が行われるようになった」など、子ども向けCMの批判が高まっていく。⁽¹⁷⁾

民放テレビの性表現の問題は、青少年への有害図書規制に端を発したもので、民放テレビが土曜深夜に放送していた番組で行き過ぎた性表現があるとの批判が強まった。1985年2月8日の衆院予算委員会では、民社党の中野寛成議員が民放テレビの深夜番組での行き過ぎた性表現への郵政省の対応について質したところ、左藤郵政大臣は、「放送法の44条の3項（現4条1項）に、今お話しのような公安それから善良な風俗に反してはならないという規定があるわけでありますから、そういう点で、自主的にやってもらう以外にないのじゃないか」と答えた。しかしこの答弁後、中曾根康弘首相は、「郵政省が監督権を持っておるわけでございますから、郵政省の側においてよく民放の諸君とも話をしてもらって、そしていやが上にも自粛してもらうし、その実を上げてもらう。郵政省としてはそれをよくチェックして見て、そして繰り返さないようにこれに警告を発するなり、しかるべき措置をやらしたいと思います」と郵政省が何らかの対応をとるべきとの考えを示した。⁽¹⁸⁾

子ども向けCM批判に対しては、民放連が1982年3月に放送基準を補完するガイドライン的な位置づけの「児童向けコマーシャルに関する留意事項」を制定し、ひとまず終息する。しかし、深夜番組における性表現批判については、先の衆院予算委員会の議論の12日後の1985年2月20日に郵政省が、放送番組の向上と番組基準の順守を求める大臣名の文書を民放全社の社長、放送番組審議会委員長あてに送付する事態となる。社長あての文書では、「衆院予算委員会で深夜番組について論議が交わされた。放送番組について、このような批判を受けていることは誠に遺憾である」と述べたあと、「放送のもつ社会的役割、特に青少年の人間形成に与える影響力にかんがみると、放送事業者の責務には、誠に重大なものがある。いうまでもなく、放送番組は、放送事業者が自らの責任で編集するものである。放送番組に対する批判を真しに受けとめ、放送番組基準を順守し、放送番組の充実向上に努めることを特に強く要望する」とした。放送番組審議会委員長あて文書では「貴審議会に寄せられる国民の期待はきわめて大きいものがあると考えられる。貴審議会の役割の重要性にかんがみ、特に放送番組の充実向上に格段の尽力をお願いする」というものだった。⁽¹⁹⁾民放連は理事会で各民放局に対し、自主規制の徹底を求めることになる。その結果、1985年4月の番組改編を機に、土曜深夜番組の打ち切りや路線変更が行われた。

さらに、1985年10月には“やらせ問題”が発生する。テレビ朝日の「アフタヌーンショー」が放送した「激写！中学生!!セックススリンチ全告白」の内容が“やらせ”であったとNHKが報道し、問題が発覚する。番組内容は、元暴走族のリーダーの男が少女2人をけしかけ、女子中学生5人に暴行を加えた事件を扱ったものだったが、NHKは、その暴行行為が実は番組担当ディレクターが元暴走族の男を通じて仕組んだ“やらせ”であると伝えた。テレビ朝日は訂正放送を行い、番組の打ち切りなどの対応をとった。しかし、中曾根首相が左藤郵政大臣に対し、「今後このような事件が起こらないように十分な配慮を求めて欲しい」と指示したことを見て11月1日、郵政大臣名で「厳重注意」の行政指導を行った。⁽²⁰⁾テレビ朝日に対する「厳重注意」の行政指導は3年に一度の放送局一斉の再免許に合わせて行われたものであるが、個別の社の個別の番組内容に対し大臣が文書で行政指導を行ったのはこれが初めてである。

こうした事態を受けて郵政省は1985年12月、民放各社に放送番組審議会の運営に関して要望文書を送付する。審議会の開催回数、審議内容の社内周知の徹底からはじまり、審議会意見の反映、社内の関係セクションとの連携など、本来自主的な運営が行われるはずの放送番組審議会に対する直接的な指導を行った。⁽²¹⁾

しかし、放送番組審議会機能の強化を求める動きはとどまらず、1988年には放送法改正につながっていく。1987年4月に郵政省の「ニューメディア時代における放送に関する懇談会」が2年間の議論をまとめた報告書を公表する。報告書では放送番組審議会について「その機能が遺憾なく發揮されるよう、各放送事業者において、その委員の氏名、活動状況、放送事業者への勧告内容の公表を通じ、その活性化のための一層の努力をしていく必要が認められる」とした。これを受けて1988年10月に改正された放送法では、放送番組審議会から社内委員が除かれ、放送事業者は放送番組審議会からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため番組審議会の機能の活用に努めるとともに、放送番組審議会が放送事業者の諮問に応じて答申し、意見を述べた事項がある場合には、その概要を公表しなければならないとされた。⁽²²⁾

放送倫理綱領の制定とBRCの設立

1990年代に入ると、朝日放送「いつみの情報案内人 素敵にドキュメント」、読売テレビ「どーなるスコープ」、NHK「NHKスペシャル 奥ヒマラヤ禁断の国・ムスタン」、テレビ朝日「ザ・スクープ」と“やらせ”の問題が相次ぐ。さらに、松本サリン事件で第一通報者の河野義行さんを容疑者のように報道する、TBSによる「坂本弁護士テープ問題」、政治的公平が問題となった「椿発言問題」などの問題が起こる。

「坂本弁護士テープ問題」は、坂本弁護士一家殺害事件に関連して、TBSが坂本弁護士の未放送のインタビュー内容を本人の承諾なしにオウム真理教の幹部に見せていたという問題である。1996年4月に衆参通信委員会にTBSの磯崎社長以下の幹部が、衆院通信委員会には民放連会長、NHK会長、磯崎TBS社長が参考人招致されるなど大きな問題となり、郵政省はTBSに対し郵政大臣名で厳重注意を行った。

民放連は同年5月に「これまで以上に国民の信頼に応える放送を行い、公共の電波を預かるものとして、その社会的責任を果たすことを誓う」とする理事会決議を採択するとともに、その具体策として「放送倫理綱領」を制定すると発表した。⁽²⁴⁾放送倫理綱領は、NHKも加わり検討が行われ同年9月19日にNHKと民放連が日本の放送界として「放送倫理基本綱領」を制定した。同日に民放連の氏家会長とNHKの川口会長が共同で記者会見を行い、氏家会長は「外部から放送への規制の動きがみられることからも、放送事業者が自らこうした倫理綱領を定めることには大きな意義がある」、川口会長は「これは放送人個々がもつべき責任・心構えを定めたものであり、各自が常にもっていかなければならない“自戒の綱領”⁽²⁵⁾としたい」と語った。放送基本綱領は冒頭で「日本民間放送連盟と日本放送協会は各放送局の放送基準の根本にある理念を確認し、放送に期待されている使命を達成する決意を新たにするために、この放送倫理基本綱領を定めた」と述べている。そのうえで、「放送は、その活動を通じて福祉の増進、文化の向上、教育・教養の進展、産業・経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする」と宣言している。以下、民主主義、放送の公共性、法と秩序、基本的人権、知る権利、言論・表現の自由などのキーワードを用いて、放送に携わる人間の基本姿勢を示している。NHKの番組基準と民放連の放送基準、民放各社の番組基準は、経営基盤の違いもあり、相互に関連性をもつことはなかったが、放送倫理綱領が制定されたことを受けて、NHKの番組基準と民放連の放送基準、民放各社の番組基準は、「放送倫理基本綱領」の傘の下に位置付けられることになった。また、「坂本弁護士テープ問題」を契機に「96年から97年にかけて、キー局だけでなく多くの民放が番組制作各分野を対象とするガイドラインを作成・整備」⁽²⁶⁾するようになる。放送倫理綱領ができたことで放送界の倫理綱領は、法的に制定が定められている番組基準を挟むように、自主的な放送倫理基本綱領と実務的なガイドラインの三層構造となった。

テレビにおけるさまざまな問題や人権・プライバシー意識の高まりの中、郵政省は1995年9月に多チャンネル化と放送規律、放送番組と視聴者などの検討を行う「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」を設置、同懇談会は、翌1996年12月に報告書をまとめる。報告書では、「放送に対する苦情機関を放送事業者の外部に共同の機関として設置し、苦情を受け付け、事情を調査し、苦情の当否等の判断を行い、判断結果を申出人である視聴者及び放送事業者に通知し、また、公表する」、苦情対応機関の設置を提言した。苦情対応機関は、「公的な機関、放送事業者が自

主的に設置する機関、この両者の中間に位置するものとして法律の規定を基に放送事業者が設置する機関等が考えられる」とした。⁽²⁷⁾これに対して民放連は「第三機関の設置は不必要と再三にわたり主張してきたが、報告書に十分反映されなかったのは誠に残念」、NHKは「番組への苦情はあくまで放送事業者が自らの責任において判断すべきもの。法律に基づく公的機関が判断し、その判定に従うことには強く反対する」などと表明した。⁽²⁸⁾しかし、「苦情対応機関の早期設置を求める政府与党の意向が極めて強いことを憂慮した民放連は、放送による権利侵害を救済する必要性を認めたりえで、法律で規定されない、放送事業者の自主的な機関を設置することにより、言論・表現の自由を確保することが最重要と判断」し、⁽²⁹⁾NHK・民放連共同による人権侵害などの苦情に対応する「放送と人権等権利に関する委員会（BRC）」を設置し、その運営にあたる「放送と人権等権利に関する委員会機構（BRO）」を1997年6月に設立することになった。設立当初のBRO規約、BRC運営規則からその役割を見てみると、BROには、理事会と評議員会があり、理事は8名以内でNHKと民放連が各4名選任する。評議員会の委員は、理事会が学識経験者（放送事業者の役職員を除く）の中から5名以内を選任する。そしてBRCの第三者制を担保するため、評議員会が各界の有識者（放送事業者の役職員および関係者を除く）からBRC委員8名以内を選任する形をとっている。BRCが取り扱う案件は、名誉、信用、プライバシー等の権利侵害に関するもので、放送された番組に関して、苦情申し立て人と放送事業者との話し合いが相容れない状況になっている問題で、裁判で係争中の問題は扱わない。BRCは、審理結果を「勧告」「見解」としてまとめ、⁽³⁰⁾放送事業者と苦情申立人に書面で通知するとともに、委員会名で公表するというものだった。

これにより放送界は、放送番組向上協議会と苦情対応機関のBROの2つの第三者組織を持つことになった。

放送倫理・番組向上機構の設立と放送倫理検証委員会の設置

2000年に入ると個人情報保護法（2003年成立）・人権擁護法（廃案）青少年有害社会環境対策基本法（提出断念）の3法案いわゆる“メディア規制3法”や有事法制など、メディアを規制する法案が検討される中、「民放連などがメディア規制反対運動を展開するなかで、放送局自身の自立的取り組みの強化が求められ、視聴者からの意見や苦情の窓口の一本化、事務局の機能強化を目指して、民放連・NHK・放送番組向上協議会・BROの4社が協議し、03年にBPOの設立に至った」。⁽³¹⁾このBPOの正式名称が「放送倫理・番組向上機構（以下、「BPO」）」である。

BPO設立前の2000年4月に放送番組向上協議会は、放送番組向上委員会（2002年に放送番組委員会に名称変更）に加え、放送と青少年委員会に関する委員会を設置した。設置は、1998年12月7日に公表された郵政省の「青少年と放送に関する調査研究会」報告書を受けてのものである。当時、1997年の神戸の児童殺傷事件をはじめ、翌1998年には19歳の少年による堺市通り魔事件、栃木県黒磯市の中学1年生によるバタフライナイフでの教師殺害など少年による凶悪事件が連続して発生、社会問題化し、政府内でテレビ番組の暴力場面に対する批判があがる。文部省「中央教育審議会」が1998年3月に青少年を有害情報から守る手段として、子どもに不適切なテレビ番組を見られないようにする装置、いわゆる「Vチップ」の導入を強く要望したのをきっかけに、内閣総理大臣直属の懇談会「次代を担う少年について考える有識者会議」や総務庁の「青少年対策推進会議」でも「Vチップ」の導入に積極的な提言が公表された。さらに与党自民党の「少年の犯罪防止と健

全育成に関する特別委員会では「政令などで規制を厳しくすべきだとの『強硬論』まで飛び出した」。⁽³³⁾こうした中で、1998年5月に郵政省の「青少年と放送に関する調査研究会」は設置された。「Vチップ」の導入は見送られることになったが報告書では「視聴者と放送事業者の間の一層の透明性を図り、両者のパイプ役ともいるべき放送事業者の共通の第三者機関が、この面で一定の役割を果たしていくことが適当と考えられる」⁽³⁴⁾ことが提言され、これを受けて放送と青少年委員会に関する委員会が設置された。放送と青少年委員会に関する委員会は、「外部有識者から構成され、放送と青少年に関する視聴者からの意見に対応することを通じて、視聴者と放送事業者を結ぶ回路としての役割を果たすのもの」とされた。⁽³⁵⁾

こうして放送番組向上協議会とB R Oは廃止され2003年にB P Oとなり、放送と人権等権利に関する委員会（のちに略称をB R Cから放送人権委員会に変更）、放送番組委員会、放送と青少年に関する委員会の3委員会を運営する放送界の第3者機関となる。

そして、B P Oは2007年に放送倫理検証委員会を設置することになる。その端緒となったのが、2007年1月に発覚した関西テレビ「発掘！あるある大事典Ⅱ」のねつ造問題である。「発掘！あるある大辞典Ⅱ」は、大阪の関西テレビの制作で、フジテレビ系列で放送されていた科学バラエティで、外国人研究者のコメントや実験データのねつ造が発覚した。この問題では、行政指導としては、最も重い総務大臣名の「警告」を受けた。この問題を受けて2007年4月には、番組内容のねつ造に対する新たな行政処分を規定する放送法改正案が国会に上程される。「再発防止計画の提出の求めに係る制度」と呼ばれたものであり、条文案は次の通りだった。

第53条の8の2 総務大臣は、放送事業者（受託放送事業者を除く。）が、虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送であって、国民経済又は国民生活に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものを行い、又は委託して行わせたと認めるときは、当該放送事業者に対し、期間を定めて、同様の放送の再発防止を図るための計画の策定及びその提出を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の計画を受理したときは、これを検討して意見を付し、公表するものとする。

菅義偉総務大臣は、新たな行政処分を盛り込んだ理由について、「行政指導と罰則の間に余りにも開きがあるんですね。行政指導、私ども総務大臣としては厳重注意であります。しかし、その上はもう停波か免許取消ししかないわけでありますから、そこの間に再発防止策、自ら再発防止策を考えて、そして国民の皆さんにオープンにして約束してもらう」と⁽³⁶⁾説明している。総務大臣は、電波法76条で停波や免許の取り消しを命ずる行政処分をすることができるが、強制力のない行政指導と行政処分の間に大きな差があり、不祥事に対応するため中間的な行政処分が必要だという考えである。そして、菅総務大臣は、朝日新聞のインタビューで「私の考えと世論は違わない」（2007年4月3日）として、放送局に新たな行政処分を科すことを国民も求めているため必要だとの考えも示した。

何をもって「国民経済・国民生活に悪影響を及ぼし」と判断するのか、さらには、「及ぼすおそれ」も含むという、行政処分を発する要件が非常に広範にわたり問題があることから、民放連は

「行政処分を発動する要件が極めて曖昧で、あらゆるジャンルの放送番組に総務大臣が法的に介入し得る道を開くことになる」と指摘、日本弁護士連合会も「行政機関が、免許権限を背景として再発防止計画の提出を求めるることは、その要件が必ずしも明確でないことも相まって、放送事業者に萎縮的効果をもたらすおそれが強く、国民の知る権利を損なうものとなることが懸念される」と批判した。⁽³⁷⁾

放送界は自律機能を強化するため、法案が上程された翌月5月、BPOに番組を倫理面から検証する「放送倫理検証委員会」を急きょ立ち上げた。これにより、放送番組委員会が発展的に解消される。こうした放送界の対応もあり、民主党が「再発防止計画の提出の求めに係る制度」の削除などを盛り込んだ修正案を提案し、最終的には「再発防止計画の提出の求めに係る制度」削除されことになった。

こうして現在の「放送倫理検証委員会」「放送と人権等権利に関する委員会」「放送と青少年に関する委員会」の3委員会を持つBPOとなる。

BPOホームページによると、BROと同様に、BPOには理事会と評議員会がある。理事会は、理事長と理事9名の計10名で構成し、理事長は、放送事業者の役職員およびその経験者以外から理事会で選任する。理事は、放送事業者の役職員以外から理事長が3名を選任し、NHKと民放連が各3名を選任する。評議員会は、理事会が有識者（放送事業者の役職員を除く）の中から選任する7名以内で構成し、3つの委員会の委員を選任する。3つの員会の役割は放送と人権等権利に関する委員会が、放送によって名誉、プライバシーなどの人権侵害を受けたという申立てを受けて審理し、人権侵害があったかどうか、放送倫理上の問題があったかどうかを判断する。放送と青少年に関する委員会は、青少年が視聴するには問題がある、あるいは、青少年の出演者の扱いが不適切など視聴者意見で指摘された番組について議論、必要に応じて審議し、意見を公表する。また、全国の中高生モニターから、テレビ・ラジオの番組についてのリポートを毎月提出してもらい協議し、さらに制作者との意見交換や、放送と青少年の関わりについて研究、調査をする。

そして、放送倫理検証委員会は、問題があると指摘された番組について、取材・制作のあり方や番組内容について調査を行い、放送倫理上の問題の有無を、審議・審理し、その結果を公表する。「BPOと各放送局は、個別に『放送倫理検証委員会に関する合意書』を結んでいる。合意書には、調査への応諾、勧告の遵守と周知、再発防止計画の提出、外部調査委員会の設置、事案発生の報告、制作委託先への周知徹底、委員会の審議、審理等の活動への必要な最大限の協力が書かれている」というように放送倫理検証委員会の最大の特徴は、今までのBPOになかった強い「調査権」が与えられたことである。⁽³⁹⁾

おわりに

これまで見てきたように放送番組への批判、そしてそれに対する権力側の動向に対応する形で民放はさまざまな対応を取ってきた。それは、最初に民放連が放送基準を定めたときからだ。「綱領は当初政府側が基準を設ける動きがあった」ことから自主的に放送基準を定め、「しのび寄る官僚統制」に対し、民間放送番組協議会を設置した。

放送番組への批判は、娯楽化、低俗化がラジオ開始当初から指摘され、テレビが開始されると特に青少年に与える影響がクローズアップされ、1990年代以降は社会的な信頼を失わせるような不祥

事に対するものとして噴出する。こうした批判に対し、権力側が法改正におわせつつ、また研究会などを開催し提言するという形で圧力をかけることによって、結果的に民放が“自主的”に対応をとるという構図で“放送倫理”が確立されてきた。そして、その放送倫理は、放送倫理基本綱領、放送基準など放送事業者が専門職としての社会的責任、職業倫理を行動規範として成文化したものと、放送番組向上機構からBPOまで苦情や批判に対応する組織の2つが作られてきた。それらは現状の法規制以上の、公的規制、法規制は受入ないという意思表明でもある。こうした構図が生まれるのは、初めに述べたように新聞・出版などの他のマス・メディアと異なり、放送が電波法・放送法という規律の中で事業を行っているからであり、いわば宿命的なものである。

- (1) 内川芳美解説『現代史資料40 マス・メディア統制（一）』（1973）みすず書房、14頁
- (2) NHK編集・発行『20世紀放送史 上』（2001）、43頁
- (3) 戦後に構築された放送制度は、電波法、放送法、電波監理委員会設置法といいういわゆる電波3法でスタートした。この電波監理委員会設置はアメリカの独立行政機関である連邦通信委員会に倣って設置されたが、2年2カ月で電波監理委員会は廃止され、その権限は郵政省に移管された。
- (4) 民放連編集・発行『民間放送30年史』（1981）、24-25頁
- (5) 民放連編集・発行『民間放送30年史』（1981）、25頁
- (6) 中部日本放送編著『民間放送史』（1959）四季者、272頁
- (7) 民放連編集・発行『民間放送30年史』（1981）、80頁
- (8) 第26回国会衆議院通信委員会会議録第32号（1957年8月12日）、11頁
- (9) NHK編集・発行『20世紀の放送史 上』（2001）、407頁
- (10) 中部日本放送編著『民間放送史』（1959）四季社、275頁
- (11) 朝日新聞、1963年10月5日
- (12) 朝日新聞、1964年5月17日
- (13) 朝日新聞、1965年1月12日
- (14) NHK編集・発行『20世紀放送史 資料編』373頁
- (15) 民放連編集・発行『民間放送30年史』（1981）、235頁
- (16) 民放連編集・発行『民間放送30年史』（1981）、237頁
- (17) 藤井達也「日本の子ども向けテレビ番組におけるホストセリングCMに関する一考察」、『マス・コミュニケーション研究 NO.87』（2015）、177頁
- (18) 第102回国会衆議院予算委員会会議録第7号（1985年2月8日）、41頁
- (19) 民放連発行「民間放送」1985年3月3日号
- (20) 民放連発行「民間放送」1985年10月23日号
- (21) 1988年の放送法改正で、免許の有効期間は3年から5年に延長された。
- (22) 民放連発行「民間放送」1985年12月23日号
- (23) 「ニューメディア時代における放送に関する懇談会報告書」（1987）、69頁
- (24) 民放連発行「民間放送」1996年5月23日号
- (25) 民放連発行「民間放送」1996年9月23日号
- (26) 民放連編集・発行『民間放送50年史』（2001）、384頁

- (27) 「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」報告書（1996年）、47-48頁
- (28) 民放連発行「民間放送」1996年12月13日号
- (29) 民放連編集・発行『民間放送50年史』（2001）、394頁
- (30) NHK編集・発行『20世紀の放送史 資料編』（2001）、624-627頁
- (31) 民放連編集・発行『民間放送70年史』（2021年）、77頁
- (32) 「Vチップ」は、子どもに見せたくない暴力的な場面やセックス場面を含む番組を電波とともに送られてくる信号によって、家庭のテレビが自動的にカットする装置。「V」は violence の頭文字、チップはテレビに内容される集積回路を意味している。アメリカで1996年2月8日に成立した改正電気通信法で「Vチップ制度」が導入された。
- (33) 朝日新聞、1998年4月14日
- (34) <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h11/press/japanese/housou/1207j11.htm#014>、2025年1月14日アクセス
- (35) 第147回国会参議院交通・情報通信委員会会議録第7号2000年3月28日、10頁
- (36) 第166回国会参議院総務委員会会議録第4号（2007年3月20日）10-11頁
- (37) <https://j-ba.or.jp/category/topics/jba100639>、2025年1月14日アクセス
- (38) <https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2007/070328.html>、2025年1月14日アクセス
- (39) 三宅弘、小町谷育子『B P Oと放送の自由』（2016）日本評論社、12頁

事前警戒原則と災害ジャーナリズム —南海トラフ地震臨時情報を事例に—

本 多 祥 大*

はじめに

2024年8月8日16時42分ごろ、宮崎の東南東30km付近の日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生した。この地震によって、宮崎県の日南市で最大震度6弱の揺れが観測されたほか、同日16時52分には愛媛県宇和海沿岸、高知県、大分県豊後水道沿岸、宮崎県、鹿児島県東部等に津波注意報が発表され、津波を念頭に置いた避難行動の実施も呼びかけられた。日向灘を震源とする地震による被害は、宮崎県と鹿児島県を合わせて一部損壊などの住家被害が18棟、人的被害については熊本県、宮崎県、鹿児島県を合わせて負傷者15人にとどまり、令和6年能登半島地震のような大きな被害が発生したわけではなかった。

こうした点を見ると、2024年8月の日向灘を震源とした地震は、津波注意報は発表されたが揺れや津波によって大きな被害が発生したわけではなく、あくまでも“宮崎県で起こったそこそこ大きな地震”という域を出ない現象であったと言える。しかしながらこの地震は、マグニチュード7.0以上かつ南海トラフ地震の想定震源域を震源としていたため、2019年に現行の形で運用が始まって以降、初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されるきっかけとなった。

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や、地震が発生する可能性が通常と比べて高まっていると評価された場合などに、気象庁から発表される。そしてこの情報は、津波からの避難が明らかに間に合わないなど、突発的に起こる地震にまつわる災害リスクが高い地域の人々や企業に対して、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとることを促すという趣旨を持っている。今回の発表に際しては、人々に日頃からの地震への備えを再確認することが呼びかけられただけでなく、海水浴場の閉鎖や一部鉄道の徐行運転・運休といった自治体、企業による対応も行われた。

南海トラフ地震臨時情報は初めて発表された情報であり、情報の発表に伴って社会にどのような影響が起こるのかわからない状態であった。しかし今回、一連の対応を経験したことで、予知情報ではなく確率情報であることが理解されていない、南海トラフ地震臨時情報への対応に伴い経済的な損失が発生したなど、さまざまな課題が明らかになった。今後、南海トラフ地震臨時情報が適切に理解され、十分な社会的合意を得た状態で運用されるためにも、今回明らかになった課題に対処していくなければならないが、その際、ジャーナリズムにはどのようなことができるのだろうか。本稿では、科学コミュニケーションにおける事前警戒原則という理念に注目し、災害情報にまつわ

*ほんだ よしひろ 日本大学大学院新聞学研究科博士後期課程／東京大学大学院情報学環総合防災情報センター特任研究員

るジャーナリズムについて考察する。

1. 地震予知に向けた取り組み

手始めに、南海トラフ地震臨時情報が成立した背景について確認していこうと思うが、その際に踏まえなければいけないのは、2011年3月の東北地方太平洋沖地震を機に、地震予知はできないと考えられるようになったことと、連動する海溝型地震への対応が検討されるようになったことである。⁽¹⁾ 本稿では特に、地震予知に向けた取り組みと予知できる可能性があるとされていた東海地震について概観し、南海トラフ地震臨時情報が成立した背景を確認していきたい。

地震予知に向けた取り組みは、1962年に有志の地震学者によって構成された地震予知計画研究グループが、『地震予知－現状とその推進計画』（通称：ブループリント）を発表したことで本格的に始まる。ブループリントの基本的な考え方は、①地殻内でどのようなプロセスを経て地震が発生するのかについての理論は今のところ無いが、②地殻の変動が地震発生とどのように結びつくのか、また小さい地震と大きな地震の活動はどのような関係にあるのかを、観測を通して明らかにし、③地震の前にあるであろう何らかの（前兆的）異常現象を観測できれば、地震予知に結びつくはずである、というものである。その上で、数年間の観測資料の蓄積から、目標とする地震の発生と観測された現象との関係を明らかにできる公算は大きいとして、観測体制の整備が10年程度で完成すれば、地震の予知がいつ実用化するか、すなわち、いつ業務として地震警報が出されるようになるか、という問い合わせに十分な信頼性を持って答えることができるようになるという期待が込められた試みであった。⁽²⁾

ブループリントが発表された翌年の1963年には、文部省（当時）の測地学審議会に地震予知部会が設置され、地震予知に関する研究計画がとりまとめられた。その後、地震予知に関する研究に対して研究経費が認められるようになり、観測体制の強化を中心とした地震予知研究が本格的に始まった。そして1969年4月には、政府として地震予知の実用化を促進する旨の閣議了解（1968年5月）および測地学審議会建議（1968年7月）を踏まえて、国土地理院に地震予知連絡会が設置された。

地震予知連絡会が設置されて以降、観測体制の整備が進み、過去に地震の経験がある地域や活断層がある地域、地震活動が活発な地域、社会的に重要な地域などが集中的に観測されるようになった。異常な現象の観測に合わせて、段階的に観測体制を強化していく方針も定められた。具体的には、日頃から集中的に観測される地域を特定観測地域とした上で、そこで異常な現象が観測された際には、特定観測地域から観測強化地域へ格上げし、観測された異常な現象が地震に関連すると判断された場合には、当該地域を観測強化地域から観測集中地域に格上げして、観測体制を強化するというものであった。

このように、地震予知に関する研究が進められる中で発表されたのが、駿河湾から静岡県付近を震源とした大地震の発生を予想する、いわゆる東海地震説（元は駿河湾地震説）であった。

2. 東海地震説と大規模地震対策特別措置法

東海地震説の元になった駿河湾地震説は、1976年に地震学者である石橋克彦氏によって提唱された説であるが、それは以下の見解に基づいていた。すなわち、四国沖から遠州灘にかけて、百数十年ごとにマグニチュード8クラスの地震が起きており、四国沖から熊野灘、遠州灘など領域全体が

同時に地震を起こす場合もあれば、領域を分割して地震を起こすこともあった。そして、1944年に熊野灘で東南海地震が、1946年には南海地震がそれぞれ発生しており、これらより東側が未破壊の領域として残っており、それゆえに遠州灘には地震の可能性がある、という見解である。特に、1854年安政地震にまつわる古文書から、1854年以降、駿河湾を震源とする大規模な地震が発生しておらず、百数十年という周期性があるとしたら、駿河湾を震源とする大規模地震はいつ起こってもおかしくない、とするのが駿河湾地震説（東海地震説）であった。⁽³⁾

東海地震説が発表されて以降、東海地震は公的に予知できる可能性がある地震として考えられるようになり、予知できることを前提とした地震防災対策や直前予知体制の整備が進められた。その法的な根拠となったのが、1978年に制定された大規模地震対策特別措置法（通称：大震法）である。

情報名	主な防災対応等
東海地震 予知情報 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報 (カラーレベル 赤)	「警戒宣言」 に伴って発表  <ul style="list-style-type: none"> ●警戒宣言が発せられると ○地震災害警戒本部が設置されます ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます 住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい
東海地震 注意情報 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報 (カラーレベル 黄)	東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表  <ul style="list-style-type: none"> ●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます ○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます ○救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます 住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい
東海地震 に関連する 調査情報 東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報 (カラーレベル 青)	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表  <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます 住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます

図1 東海地震に関連する情報の名称と推奨される対応行動⁽⁴⁾

大震法では、静岡県を中心とした地震防災対策強化地域の指定（第3条）や強化地域内の諸施設や鉄道事業者の地震防災応急計画の作成（第7条）、内閣総理大臣による警戒宣言の発表（第9条）といった項目が定められ、異常現象の観測→専門家から成る判定会が地震との関連性を評価→地震予知情報を内閣総理大臣に報告→内閣総理大臣が警戒宣言を発表、という体系が整備された。

また運用当初、気象庁が発表する地震予知に関するは、地震予知情報の解説や警戒宣言後の観測データを伝える「大規模地震関連情報」と、判定会の招集を関係機関に伝える「判定会招集情報」のみであったが、観測データの蓄積に伴って改良されていき、最終的には次の4つに定まった。東海地震が発生するおそれがあると認められ、警官宣言が発せられた場合に発表される「東海地震予知情報」、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される「東海地震注意情報」、観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される「東海地震に関する調査情報（臨時）」、毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表する「東海地震に関する調査情報（定例）」である。各情報が発表されたときの対応行動も定められ、例えば東海地震注意情報が発表された際には、必要に応じた児童・生徒の帰宅や引き渡し、列車の運転規制、郵便業務の取り扱いの一時停止といった対応が行われ、警戒宣言発表時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置が取られることになっていた（図1）。

以上のように、有志の地震学者によるブループリントの発表、地震予知連絡会の設置と観測体制の強化、東海地震説の発表、大震法の成立と地震予知に関する情報の整備という流れで、地震予知に向けた取り組みは進んできた。しかし、東北地方太平洋沖地震の発生を契機に地震予知の可能性が見直され、「地震は予知できない」という前提に基づいて方針が切り替わることになる。

3. 東北地方太平洋沖地震に伴う方針転換

2011年3月11日、マグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生した。日本海溝のプレート境界で巨大な破壊が3か所連続で起こったことにより発生した大規模な地震であったが、同じ領域でこれほど大規模な地震が起こることは想定できていなかったとされている。特に、東北地方太平洋沖地震の2日前、2011年3月9日に起こった三陸沖を震源とするマグニチュード7.3の地震を前兆現象として捉えることができず、結果として3月11日の大規模な地震を予知することはできなかった。

この結果を機に、地震予知ができるかもしれないという認識は大きく変わった。南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会が2017年に発表した『南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性について』では、観測データや地震発生確率の予測などから得られた知見について、次のように説明されている。

東北地方太平洋沖地震の発生前にはこの地域において $Mw9.0$ の地震が発生するとは考えられていなかった。また、東北地方太平洋沖地震発生の直前には、加速するような明瞭な前駆すべりは観測されなかった。しかし、数十年間の観測データを整理すると、これまでの他の地震の発生前に見られた現象と共通する現象が観測されていたことを示す複数の解析結果が得られている。ただし、いずれの結果も地震の規模や発生時期と定量的な関係は見いだせていない。

短期的な地震発生確率の予測手法については…経験式を用いた予測を含めて…様々な手法が提案されてきた。…いずれの地震発生予測手法も現時点において科学的に確立したものではなく、

複数回の地震サイクルを経験することにより、科学的に検証されるものである。

地震モデルやそれに基づくシミュレーション研究によると…地震発生サイクルをある程度再現し、どのような前駆すべりが発生するかを検討することは可能である。ただし、過去の地震履歴に関する情報やモデルの不完全さから、過去に知られている地震を再現できることが、将来発生する地震を予測できることを意味するものではない。…シミュレーションはあくまでも観測された現象を理解するためのものであり、将来を定量的に予測するには未だ不十分である（傍点は筆者による^⑤）。

数十年間の観測データの蓄積から、地震発生前に共通する前兆現象のようなものは解析できたが、そこから地震の規模や発生時期を定量的に予測することはできない。短期的な地震発生確率の予測手法については、今後、複数回の地震サイクルを経験して科学的な妥当性を検証しなければならない。そして、地震モデルやシミュレーションの研究は、あくまでも過去の地震を理解するためのものであり、それによって将来発生する地震を予測できるわけではない。蓄積された観測データや地震予知研究に対するこうした評価に基づき、南海トラフ沿いにおける地震の規模や発生時期の予測の可能性について、以下のように結論づけられた。

地震の規模や発生時期の予測は不確実性を伴い、直前の前駆すべりを捉え地震の発生を予測するという手法により、地震の発生時期等を確度高く予測することは困難である。

統計データ等に基づく地震発生確率の予測手法やシミュレーション等、ここで検討したいずれの手法においても、南海トラフ沿いのいずれの領域で地震が発生するか、あるいは複数の領域で同時に発生するなど、発生する地震の領域や規模を確度高く予測することは困難である。

定量的な評価としては、過去の地震活動の統計データから導かれる経験式を用いた手法により、最新の地震活動の規模別の頻度…を推定し、当面の活動の推移についての確率を算出することもある程度はできる（傍点は筆者による^⑥）。

地震予知に関する研究が試みられてきたが、地震の発生時期、発生する領域や規模を予測するような科学的に確率された手法はなく、確度高く地震を予測することはできない。しかしながら、過去の地震活動の統計データに基づいて、当面の地震活動の推移について確率を算出することはできる、とされたことがわかる。

以上のようにして、東北地方太平洋沖地震を経て地震予知はできないと考えられるようになり、地震活動の推移に関する統計的な確率情報を提供する方針に切り替わった。そして、予知を前提に検討されてきた東海地震に関する情報の枠組みが見直されて成立したのが、南海トラフ地震臨時情報である。

4. 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報には、警戒を要する程度が低い順に、調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒がある。

最も警戒が低い「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」は、臨時に南海トラフ沿いの地震に関する

る評価検討会が開催される場合に発表される情報であり、その基準として以下のいずれかの地震あるいは現象の観測が定められている。すなわち、①監視領域内（想定震源域の海溝軸の外側約50kmまでの範囲）でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合、②想定震源域内のプレート境界がゆっくりずれ動く現象（ゆっくりすべり）が発生している可能性があるなど、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測した場合、③想定震源域内のプレート境界の固着状態が変化した可能性を示唆する現象など、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測した場合である。

この情報が発表されるのは、観測された現象が南海トラフ地震に関連しているのかが判断される段階である。そのため、南海トラフ地震との関連性が認められて更なる警戒が必要になるのか、関連性が認められず調査が終了するのか、後に續いて発表される情報に注意する必要がある。

2つ目の情報は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」である。これは、①監視領域内においてマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価された場合と、②想定震源域内のプレート境界面でゆっくりすべりが発生したと評価された場合に発表される（通称：一部割れケース）。巨大地震注意は、1904年から2014年の間に世界で発生したマグニチュード7.0以上の地震1,437事例のうち、当該地震の発生後7日以内かつ震源から50km以内で発生したマグニチュード7.8以上の後発地震が6事例だったことを踏まえ、過去の事例では統計的に1,437分の6の確率で地震が起こっていたことを伝える情報である。通常よりも大規模な地震が起こる可能性が高まっていることから、この情報が発表された場合には、日ごろからの地震への備えを再確認し、地震が発生したらすぐに避難できるように準備をしておくことが推奨される。

そして、最も高い警戒を要する情報が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」であり、想定震源域内のプレート境界において、マグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価された場合に発表される（通称：半割れケース）。これは、1904年から2014年の間に世界で発生したマグニチュード8.0以上の地震103事例のうち、当該地震の発生後7日以内かつ震源から50km以上500km以内で発生したマグニチュード8.0以上の後発地震が7事例であったことを踏まえ、過去の事例では統計的に103分の7の確率で地震が起こっていたことを伝える情報である。巨大地震注意と比べて確率が高いため、推奨される対応行動も変わり、日ごろからの地震への備えを再確認するのみならず、地震が発生してから避難を始めるのでは間に合わない可能性のある住民については、事前に避難しておくことが推奨される。⁽⁷⁾

巨大地震注意、巨大地震警戒の根拠となっている確率について見ると、マグニチュード7.0以上の地震が発生した後7日以内にマグニチュード7.8以上の後発地震が発生した頻度（1,437分の6）と、マグニチュード8.0以上の地震発生後に同程度の規模の後発地震が発生した頻度（103分の7）は、いずれも異常な現象が観測される前の状況よりも高い。したがって、マグニチュード7.0以上の地震が発生した後は、平常時よりもマグニチュード8.0以上の地震が発生する可能性が相対的に高まっていると考えられ、いつも以上に大規模地震の発生を警戒するべきである、ということである。なお、2024年8月8日の日向灘を震源とした地震（16時42分ごろ）では、震源が南海トラフ地震の想定震源域内であり、かつ、速報値でマグニチュード7.1の地震であったため、気象庁によって南海トラフ地震臨時情報（調査中）が出された後（17時00分）、南海トラフ地震との関連性を判断する評価検討会が開催された（17時30分）。そして、評価検討会によって、発生した地震が想定震

源域内のプレート境界で起こったマグニチュード7.0以上の地震であると評価され、19時15分、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に至った。

5. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）への対応と明らかになった課題

5.1 情報の正しい意味が理解されなかった

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に伴い、政府や有識者によって情報の説明、市民への呼びかけなどが行われたほか、各種自治体・団体・事業者によって海水浴場の閉鎖、イベントの中止、一部鉄道の運休といった対応も行われた。本章では、こうした対応を通じて明らかになったとされる課題について確認していきたい。

気象庁は、2024年8月8日19時45分の報道発表で、巨大地震注意について次のような呼びかけを行っている。「南海トラフ地震の想定震源域では、新たな大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると考えられます。」「特定の期間中に大規模地震が必ず発生することをお知らせするものではありません。」「政府や自治体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとってください」。「過去の世界の大規模地震の統計データでは…1904年から2014年に発生したモーメントマグニチュード7.0以上の地震1,437事例のうち、その後同じ領域でモーメントマグニチュード8クラス以上の地震が発生した事例は、最初の地震の発生から7日以内に6事例であり…モーメントマグニチュード8クラス以上の地震が7日以内に発生する頻度は数百回に1回程度となります」⁽⁸⁾。また、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表に伴って開催される、評価検討会の会長である平田直氏は、情報発表後の会見にて「普段よりも数倍、地震の発生の可能性が高くなつた。十分に地震が起きたときの備えを確認していただきたい」と呼びかけている。

情報の意味の説明という点に注目すると、気象庁が「1,437事例のうちの6事例」や「数百回に1回」というように、具体的な統計データの数値やそれを言い換える形で、7日以内に大規模地震が起こる可能性が高まっていることを説明したことに加え、評価検討会会長の平田直氏はこれを、「普段よりも数倍、地震の発生の可能性が高まつた」という表現に言い換えて伝えている。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）は、過去の事例の統計データに基づく確率に関する情報であるが、さまざまな表現に言い換えられていたことがわかる。

確率という点に注目すれば、統計データに基づくのであるから1,437分の6事例という数値で理解されても良いはずである。しかしながら今回、南海トラフ地震臨時情報は確率に関する情報であることが十分に理解されていなかったことが明らかになっている。

2024年8月8日に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後すぐに実施された東京大学大学院関谷研究室の調査によると、「8月8日に「南海トラフ地震臨時情報」が発表される前に、この情報について知っていましたか」という質問に対し、「具体的に知っていた」あるいは「見聞きしたことがあった」と答えた人は、回答者全体（N=9,400）の約48.0%であり、半数以上が南海トラフ地震臨時情報の存在を事前に知らなかったという。また、情報を見聞きしたと答えた人（N=7,656）に対して、「何パーセントの確率で大規模地震が起こると思いましたか」と尋ねて数値記入による回答を求めたところ、統計上は0.4%（1,437分の6）が正確な確率であったにもかかわらず、「0%から1%の間」で答えた人は7.9%しかおらず、過剰な割合で理解されていたことがわかつたという。

事前に認知されていない情報伝える際には、その情報が何を意味するのかを正確に伝え、適切に理解してもらうことが重要になる。だが、上記の調査結果を鑑みると、情報の意味を正確に伝えることができていなかった可能性が示唆される。

5.2 経済的な損失の発生

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）への対応として、各種自治体・企業がイベントの中止や施設の利用を制限するなどし、経済的な損害が発生した。

岸田文雄内閣総理大臣（当時）は、8月9日の会見にて次のように対応を呼びかけている。「今回の情報は…事前避難を求めるものではなく、また、特定の期間に地震が発生することを具体的にお知らせするものではありません」。「大きな地震が発生した後に再び大きな地震が続く可能性に備えて、日常の生活における社会経済活動を継続しつつも、日頃からの地震への備えの再確認等を呼び掛けるものであります」。「国民の皆様におかれでは、このような本情報の性格をよく御理解いただいた上で、夏休みに伴う旅行、帰省なども含めて、日常の生活における社会経済活動を維持しつつも、一週間、…地震への備えを再確認し、地震が万が一発生した場合には、直ちに避難できるような体制をお願いしたいと考えています」⁽¹¹⁾。

発表された情報は、事前避難を求めるものではなく、日常の生活を続けつつも地震の備えを再確認することを求めるものである。そういう性格であることを理解した上で、夏休みに伴う旅行や帰省などを含めて、日常の生活における社会経済活動を維持しながら地震が続く可能性に備えて欲しい、という趣旨である。日常生活の維持が大切なのか、それとも可能性が高まった地震に備えることが大切なのか、どちらが重要であるのか判断しづらい表現であったことが否めない。その影響かはわからないが、結果として、海水浴場の閉鎖や花火大会の中止、鉄道の徐行運転や一部運休⁽¹²⁾といった各種自治体・企業による対応が行われ、少なからず経済的な損失が発生したと言われる。

南海トラフ巨大地震が発生したときの被災地における被害額は、基本的な震度分布の想定で100.5兆円、陸側に強い揺れが集中することを想定したケースでは171.6兆円にも上ると試算されており、これらと比べれば、本稿の事例で発生したとされる経済的な損失は微々たるものである。しかし、気象情報や指定河川洪水予報のように、観測情報に基づく確度の高い情報ではなく、平常時よりも確率が高まって、0.4%（1,437分の6）程度になったという確率情報に基づいて発生した損失として捉えると、この損失を今後も受け入れ続けるのか、社会的に合意形成する必要があるだろう。

本章で確認した2つの問題、すなわち、情報が正しい意味で理解されなかつた問題と経済的な損失に関する合意形成の問題はともに、科学コミュニケーションにおける事前警戒原則という考え方と関係している。したがって次章では、事前警戒原則の理念を前にしたとき、ジャーナリズムは何を伝えなければいけないのか考察していく。

6. 事前警戒原則と災害ジャーナリズム

6.1 南海トラフ地震臨時情報と事前警戒原則

南海トラフ地震臨時情報のように、確度が高い予測ではないが、予測されていることが起きたときの被害が甚大であるため、何かしらの準備的な措置につなげようとする仕組みは、事前警戒原則

(予防原則あるいは事前警戒アプローチとも呼ばれる) という考え方には近い。

事前警戒原則というのは、環境政策や公衆衛生政策の基本原則のひとつであり、最も一般的な定義は、国連開発会議が1992年地球サミットで公表した「環境と開発に関するリオ宣言」の第15原則である。

深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、⁽¹³⁾ 環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない。

環境汚染などの原因を科学的に証明するのはとても難しいため、対策をとる根拠として危険性に関する科学的根拠の確実性を追求しすぎることは、無策のまま被害を拡大させ、取り返しのつかない事態を招きかねない。こうした事態を避けるためにも、完全な科学的証明がないから対策はできないという態度を排除しようとするのが、事前予防原則の趣旨であるとされる。危険性に関する科学的証明に不確実性があっても対策をするべきである、安全性について不確実性がある場合には対策をするべきである、⁽¹⁴⁾ といったように表現される場合もあるという。

南海トラフ地震臨時情報は、地震は予知できないという不確実性を前提にして成立した確率情報であり、甚大な被害が予想される南海トラフ巨大地震の被害を少しでも軽減するために運用されている。たとえその確率が低く、科学的に不確実な部分があったとしても、それが南海トラフ巨大地震に対する準備的な措置を講じない理由にはならないという意味で、根底には事前警戒原則の理念があると捉えることができるだろう。

事前警戒原則は、不確実な科学と向き合うひとつの方策だとされるが、そこにもさまざまな問題点があり、事前警戒原則を持ち出せばすべてが上手くいくというわけではない。例えば、医薬品の副作用のリスクが疑われるとき、それを理由に使用を禁止したり制限したりした場合には、その薬を使うことで対処できる病気のリスクが増えてしまう。対抗的リスクが存在せず、規制することで失われる社会の便益が少ないのであれば、事前警戒原則は上手く適用できる。しかし、現実は必ずしもそうはならず、過小規制の恐れと過剰規制の恐れ、リスクによる損失とそれを避けることで生じるかもしれない損失、環境や人の健康保護という利益と産業界の利益やそれを通じた人々の経済的利益など、対立する多様な恐れや価値・利益の間のトレードオフに直面せざるを得ない。よって、事前予防原則の適用には多かれ少なかれ賭けに似た要素があり、その意味でこの原則は、⁽¹⁵⁾ 内包される問題点を踏まえた上で慎重に適用されるべきであるとされる。

6.2 事前警戒原則に求められる姿勢

事前警戒原則に関する考察から、科学の不確実性を前にしたときに問題となるのは、科学的な証拠の不確実性そのものではなく、リスクや便益をめぐるトレードオフであることがわかる。それゆえに、どのようなリスクを受容すべきと考えるか、どのようなリスクを避けるべきと考えるかといった、私たちの判断が重要な要素になる。

リスクについて考える際、「リスクをどのように問い合わせ（何をリスクとするか）」「それに対する科学の答えをどう解釈するか（0.4%を危険と判断するか）」といったことが大切である。だが、それ以上に大切なのは、私たちの価値観を反映していい部分と、反映させてはいけない部分を区別する

ことである。リスクに関する科学は、現実の利害に直結する問題を扱うがゆえに、さまざまな仕方で社会の価値観や利害関係が反映されやすい。そのため、適正な手続きを経た科学的なリスク評価であっても、諸個人の価値観によってその答えが捻じ曲げられ、避けられたはずのリスクを野放しにしてしまう場合がある。こうした事態を防ぐためにも、科学の答えについては諸個人の価値観を反映させてはならず、答えが歪められないようにしなければならない。価値観を反映させて良いのはあくまでも、「リスクの問い合わせ」と「科学の答えの解釈の仕方」なのである。⁽¹⁶⁾

また、社会的な合意を重要視する姿勢も大切である。どのようなリスクを受容するか完全に個人で選ぶことができるのであれば、市場での自由な選択に任せれば良い。しかし、防災政策などのリスクを扱う政策には、あらゆる機関・団体・個人が関わっており、その中には、倫理的・制度的に市民を守らなければいけない立場の者もいる。したがって、完全に個人の自由に任せられる類のものではなく、何らかの社会的規制が求められる場合が多い。それゆえに、どのような規制であれば受け入れられるかを、社会に問い合わせながら合意形成していく姿勢が大切である。

6.3 適切な事前警戒原則に資するジャーナリズム

ここまで事前警戒原則に求められる姿勢について考察してきたが、そこから導くことができるジャーナリズムの規範は以下の2つである。

その一つ目は、「科学の答えを正しく伝える」ことである。私たちが事前警戒原則を適用して南海トラフ地震臨時情報の扱い方を判断するためには、南海トラフ地震臨時情報が示す確率を正確に理解した上で、各々の価値観に基づき確率を解釈する必要がある。今回の事例であれば、0.4%（1,437分の6）という確率だと認識できる数値を正確に伝える必要があったと言えよう。

二つ目は、「南海トラフ地震臨時情報の発表に伴って発生した経済的な損失を受け入れるべきか、社会に問う」ことである。情報の発表に際して、夏休みの旅行や帰省といった日常生活を続けても大丈夫な旨が伝えられていたが、実際にはイベントの中止や鉄道の一部運休といった対応がなされ、少なからず経済的な損失が発生した。事前警戒原則のトレードオフに擬えると、ジャーナリズムはこうした損失について、0.4%（1,437分の6）という確率に見合ったものとして受け入れるべきか、それとも、受け入れるべきではない損失として捉えるか、社会に問わなければならないだろう。ジャーナリズムは、社会を構成する諸集団の代表的な実像を映し出し、社会の諸目標や諸価値を提示し、説明しなければならない。⁽¹⁷⁾それゆえに、南海トラフ地震臨時情報の発表による経済的な損失に悩む人々がいたら、ジャーナリズムは、彼らの代表的な実像を映し出し、社会の諸目標や諸価値において考慮されるようにするべきなのである。

7. 新聞は南海トラフ地震臨時情報をどのように報じたか

7.1 科学の答えを正しく伝えていたか

最後に、全国紙4社（読売新聞、日本経済新聞、朝日新聞、毎日新聞）が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）をどのように報じていたのか簡単に概観し、本稿で考察したジャーナリズムの規範が実践されていたのかを検証していく。よってまずは、新聞各社による情報の解説を確認し、「科学の答えを正しく伝える」という一つ目の規範が実践されていたのかを検証する。

表1 全国紙4社による南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の解説（傍点は筆者）

新聞社名	解説の内容
読売新聞	<p>「普段より数倍、地震が起きる可能性は高くなつた。地震学的には数倍は極めて高い」</p> <p>気象庁で8日夜に行われた記者会見で、評価検討委員会会長の平田直・東京大学名誉教授は注意を呼びかけた。</p> <p>同庁によると、世界で1904～2014年に起きた国際的な単位「モーメントマグニチュード」換算で7以上の地震は1437回あり、その後、震源から50キロ以内で7日以内に起きた7.8以上の地震は6回ある。</p> <p>同庁は今後、M8以上の地震が起きる可能性は「数百回に1回」程度としているが、平田会長は「元々いつ起きても不思議ではない所で、さらに可能性が高まつており、十分に注意してほしい」と話した。⁽¹⁸⁾</p>
日本経済新聞	<p>気象庁によると、1904年から2014年に世界で起きたMw7以上の地震1437例のうち、同じ領域で7日以内にMw8級以上の巨大地震が起きたのは11年の東日本大震災を含めて6例だった。</p> <p>検討会の平田直会長（東京大名誉教授）は8日の記者会見で「もともと巨大地震がいつ起きてもおかしくないところで、発生の可能性が平常時の数倍に高まつた」と説明。世界の事例を踏まえれば確率は数百回に1回程度で、特定の場所の発生を予測するものではないことを強調した。⁽¹⁹⁾</p>
朝日新聞	<p>評価検討会長の平田直・東大名誉教授は注意の発表後の会見で「普段よりも数倍、地震の発生の可能性が高くなつた。十分に地震が起きたときの備えを確認していただきたい」と呼びかけた。</p> <p>M7級の後にM8級以上の巨大地震が起こる可能性は数百回に1回程度。普段より起きやすくなっていることを伝え注意を促す情報で、過度におそれることはない。⁽²⁰⁾</p>
毎日新聞	<p>気象庁は…「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表した。臨時情報が出るのは初めてで、「新たな大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて数倍高まつてゐる」として注意を呼びかけた。⁽²¹⁾</p>

情報が発表されたのは2024年8月8日だったが、新聞各社による南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の解説は8月9日に集中していた（表1）。その記事の内容を見ると、全国紙4社が共通して伝えていたのは「発生の可能性が平常時の数倍に高まつた」という表現であり、次いで「可能性は数百年に1回程度」という表現を読売新聞、日本経済新聞、朝日新聞の3社が伝えていたことがわかった。また、「1,437例のうち6例」という表現で伝えていたのは、読売新聞と日本経済新聞のみであり、「1,437分の6」やそれをパーセントに換算した「0.4%」という具体的な数字で伝えている新聞社は存在しなかったこともわかった。

4章で見てきたように、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）は1,437分の6という確率を伝える情報である。したがって、科学の答えを正しく伝えるのであれば、「可能性が平常時の数倍に高まつた」や「数百年に1回」といった表現ではなく、具体的な数値を使って解説するべきであつ

たと思われる。その際にも「1,437例のうち6例」という表現ではなく、「1,437分の6の割合」や「0.4%の確率」といったように、確率であること認識しやすい表現で伝える必要があつただろう。

7.2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の課題をどう伝えたか

続いて、「南海トラフ地震臨時情報の発表に伴って発生した経済的な損失を受け入れるべきか、社会に問う」という二つ目の規範が実践されていたのかを検証する。そのために、全国紙4社が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の課題をどのように伝えていたのかを確認した（表2）。

するとまずは、全国紙4社とともに、経済的な損失を課題として挙げた上で、地震に対する備えの違いが、施設の営業を続けたか否かに影響した可能性を指摘していることがわかった。例えば読売新聞は、災害対策と地域経済を両立していくことを喫緊の課題として挙げた上で、規定を定めていた施設が営業を続けた一方で、具体的な規定がなかったところはそれを理由に一時閉鎖していたことを伝えていた。朝日新聞では、かねてから耐震工事や避難訓練で地震に備えている施設であっても、旅行控えによる予約キャンセルの影響を受けていたことが紹介されていた。日本経済新聞と毎日新聞についても、事前に避難誘導計画を定め、地震が起きた際の避難場所や経路の案内を提示する対応がとられた「阿波踊り」が予定通り開催されたことを伝えていた。

各自治体・企業による対応を振り返り、南海トラフ地震臨時情報が発表された状況に配慮しながら営業を続ける場合、どのような要素が重要であったのかを紹介することは、今後、情報への対応を洗練させていくためにも大切である。だが、事前警戒原則において求められるジャーナリズムは、発生した経済的損害を受け入れるべきか社会に問うことである。簡単ではあるが全国紙4社の報道を確認した限り、それができていたのは日本経済新聞だけだった。

日本経済新聞は、イベントが中止されたり海水浴場が閉鎖されたりしたが、阿波踊りの例を踏まると、事前の備えが十分であれば避けられたのではないかと問うている。新幹線など鉄道の徐行運転や運休についても、社会生活の継続が呼びかけられているにもかかわらず、ここまで対応が本当に必要だったのか検証しなければならないことを指摘している。

今回の対応は本当に必要なことだったのか、事前の備えが十分であれば避けられたのではないか、と社会に問うた日本経済新聞に対して、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞は、各自治体・企業にはどのような損害が発生し、今後、損害の補償にはどのような対応がされそうなのかといったことをありのままに伝えるのみであった。こうした報道は、読者に情報を提供するという意味では大切である。しかし、私たちが事前警戒原則を上手く適用することに資する報道であるかという観点からすると、社会に問うべきことを問うてないという点において、求められる実践ができていたとは言えないだろう。

表2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の課題に関する記事の内容（傍点は筆者）

新聞社名	記事の内容
読売新聞	<p>災害対策と地域経済をどう両立させるかは喫緊の課題だ。県（三重県）は全市町を対象に、臨時情報で営業中止した観光施設や、所感・ホテルの予約キャンセル件数などを質問するアンケートを実施した。回答の集計が終わり次第、震源域の自治体などと連携し、政府に救済・支援策を求める方針だ。</p> <p>今回、観光産業の対応として難しかったのは、「営業を自粛すべきか」の基準が曖昧だったことだ。町内に五つの海水浴場がある紀北町では、県営の「城ノ浜プール & ビーチ」は規定に沿って「安全に避難誘導できる人数」に入場者を制限した上で、営業を続けた。一方、町が管理する四つの海水浴場は、全て一時閉鎖された。町では、臨時情報が発表された際の海水浴場の営業について具体的な規定がなかったといい、今後、基準を設けることを検討している。⁽²²⁾</p>
日本経済新聞	<p>国は社会生活の継続を呼びかけていたが、イベントが中止されたり、海水浴場が閉鎖されたりした。事前の備えが十分であれば、避けられたのではないか。徳島市は避難場所や経路の案内を掲示しつつ、阿波踊りを予定通り実施した。大津波警報を想定して避難誘導計画を作っていたことが大きい。</p> <p>新幹線など鉄道の一部でも徐行運転や運休が発生した。これまでの対応が本当に必要だったのか、検証すべき課題のひとつだ。⁽²³⁾</p>
朝日新聞	<p>政府は1週間、「地震発生に注意しつつ日常生活を」と求めたが、各地で「旅行控え」がみられた。補償はなく、地元経済への打撃が懸念される。</p> <p>和歌山県串本町…海岸沿いの潜水ガイド店…では、13日までに約60件、計200人分のキャンセルが出た。夏休みのかき入れ時にもかかわらず客は例年の1、2割ほど。少なくとも200万円の損失を見込む。</p> <p>道後温泉旅館協同組合（松山市）によると、13日までにホテルや旅館の少なくとも約20軒で、約500人分のキャンセルが出た。…同組合では、かねて建物の耐震工事を進め、毎年200人単位で防災訓練をするなど地震に備えてきた。河内会長は「万全の対策はしている」としつつも、「お客様の自己判断に任せるとしかい」と話す。</p> <p>和歌山県白浜町…観光業に大きな影響が出ており、国に支援を訴えるとともに、町としての補助なども検討していくという。⁽²⁴⁾</p>
毎日新聞	<p>白浜町…最悪の事態に備え…白良浜を含む町内4カ所にある全ての海水浴場の閉鎖を決定。10日に予定された花火大会も中止された。</p> <p>町の対応を公表した頃からホテルや旅館の予約のキャンセルが相次いだ。23施設が加盟する協同組合によると、約1万9000人分の予約が既に取り消され、現時点で損失額は5億円超に上っているという。菊原事務局長は…「今回の発表で観光地が受けた被害も災害並み。国は支援を検討してほしい」と訴えた。</p> <p>徳島の夏を彩る風物詩「阿波踊り」は徳島市内で予定通り開催されたが、実行委員会は急きょ作成した津波発生時の避難誘導マップを踊り手にメールで通知したほか、観覧席の至る所に張り出す対応を迫られた。⁽²⁵⁾</p>

おわりに

本稿では、事前警戒原則の理念に基づき、南海トラフ地震臨時情報にまつわるジャーナリズムにはどのような実践が求められるのか考察してきた。その結果、少なくとも、科学の答えを正しく伝えることと、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴って発生した経済的な損失を受け入れるべきか、社会に問うことが必要だという結論に至った。今後、地震にまつわる科学が進歩し、確度の高い地震に関する情報が運用されるようになり、南海トラフ地震臨時情報が大幅に改良されるかもしれない。だが、現時点において、地震に関する情報の確度は気象情報や指定河川洪水予報ほど高くなく、不確実性への考慮無しに運用することはできない。それゆえに、適切な事前警戒原則に資するジャーナリズムの実践が特に必要な分野であると考えられる。私たちが南海トラフ地震臨時情報という災害情報を上手く利用していくためにも、適切な事前警戒原則に資する災害ジャーナリズムの実践が求められるだろう。

注

- (1) 関谷直也 (2024).「災害情報はいのちを救えるか 南海トラフ地震臨時情報から考える」『世界』2024年11月号, pp.155-156.
- (2) 東京大学地震研究所.「地震予知計画の推移・概要と社会の動き」. <https://www.eri.u-tokyo.ac.jp/predict/eqchapter1.html>, (参照2025-01-15).
- (3) 内閣府 (2017).「東海地震対策 防災用語1 東海地震」. 内閣府防災情報のページ. <https://www.bousai.go.jp/shiryou//jishin/tokai/word/word1.htm>, (参照2025-01-15).
- (4) 気象庁ホームページ.「リーフレット 東海地震に関する情報が新しくなりました」. <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/toukai/index.html>, (参照2025-01-15).
- (5) 南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会 (2017).「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性について」. 内閣府防災情報のページ. https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/tyosabukai_wg/index.html, (参照2025-01-15).
- (6) 同上.
- (7) 気象庁ホームページ.「「南海トラフ地震に関する情報」について」. https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/jishin/nteq/info_criterion.html, (参照2025-01-15).
- (8) 気象庁ホームページ.「令和6年8月8日南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について」. <https://www.jma.go.jp/jma/press/index.html?t=1&y=06>, (参照2025-01-15).
- (9) 『朝日新聞』2024年8月9日東京本社朝刊1頁.
- (10) 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター関谷研究室によって行われた調査の概要は以下のとおり。調査期間：2024年8月9日～11日、調査対象：NTT コムサーチに登録している47都道府県のアンケートモニター、調査方法：WEB 調査、有効回答：9,400票（47都道府県から200票ずつ）、調査目的：令和6年8月8日に初めて発表された、南海トラフ地震臨時情報に対する日本国民の意識や行動の変化を測定すること。詳しくは「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ第18回」資料2-1（南海トラフ地震臨時情報における住民の反応）. https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg_02/18/pdf/shiryo2_1.pdf, (参照2025-01-15).
- (11) 首相官邸ホームページ (2024).「宮崎県日向灘を震源とする地震及び南海トラフ地震臨時情報等について」.

ての会見」. https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2024/0809kaiken2.html, (参照2025-01-15).

- (12) 例えば、『読売新聞』2024年8月16日大阪朝刊27頁では、高知県旅館ホテル生活衛生同業組合の調査結果から、宿泊や宴会のキャンセルに伴って1億7522万円の売り上げ減額が発生したことを伝えている。『毎日新聞』2024年8月16日大阪朝刊18頁においても、花火大会を中止した和歌山県白浜町では5億円超の損失額が発生したことが伝えられている。
- (13) 国連開発会議 (1992).「環境と開発に関するリオ宣言」. 環境省ホームページ. https://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_05_1.pdf, (参照2025-01-15).
- (14) 平川秀幸 (2010).『科学は誰のものか 社会の側から問い合わせ直す』, NHK 出版生活人新書, pp.175-176.
- (15) 同書, pp.186-187.
- (16) 同書, p.183.
- (17) 塚本晴二朗 (2021).『ジャーナリズムの規範理論』, 日本評論社, p.28.
- (18) 『読売新聞』2024年8月9日東京朝刊3頁.
- (19) 『日本経済新聞』2024年8月9日朝刊2頁.
- (20) 『朝日新聞』2024年8月9日東京本社朝刊1頁.
- (21) 『毎日新聞』2024年8月9日東京朝刊1頁.
- (22) 『読売新聞』2024年9月6日中部朝刊21頁.
- (23) 『日本経済新聞』2024年8月17日朝刊2頁.
- (24) 『朝日新聞』2024年8月16日東京本社朝刊22頁.
- (25) 『毎日新聞』2024年8月16日大阪朝刊18頁.

デジタルメディアともう一つの公共性

平井 智尚*

はじめに

本論ではデジタルメディアと公共性について考察する。この問題はコンピュータ・ネットワークが一般の人々によって利用されるようになった時代から、ワールド・ワイド・ウェブ (WWW) が広範に普及し、ソーシャルメディアが社会に浸透した時代に至るまで、長きにわたって論点となってきた。

その初期には、コンピュータ・ネットワークに接続可能な端末やサービスを通じて、社会的属性や地位、そして場所や時間といった制約にとらわれることなく人々が意見を交わす様子にユルゲン・ハーバーマスが提示した「公共圏」の性質を見出す議論がいくつか展開された。それらが新たなテクノロジーと公共性をめぐる展望に一石を投じたのは確かである。だが、公共圏に依拠する議論は規範や理念が先立つきらいがあり、そうしたアプローチには批判も提示された。また、デジタルメディア環境の進展とともに公共圏の範型からの乖離が顕著となり、議論自体が成立しづらくなってしまった。このことはデジタルメディアと公共性の問題を考えることの難しさの一端を示す。

こうした困難を念頭に置きつつ、本論では公共圏の概念に準拠しない形でデジタルメディアと公共性の問題を考えていく。「公共性」という言葉が用いられる際の主な意味合いについて斎藤純一は「国家に関係する公的 (official) なもの」、「特定の誰かにではなく、すべての人びとに関係する共通のもの (common)」、「誰に対しても開かれている (open)」という三つを提示している（斎藤 2000 : viii - x）。また、斎藤純一・谷澤正嗣は、公共性の主要な意味合いとして「記述的」、「規範的」、「人びとのアクセスに対して開かれている」、「公共的価値」の四つを挙げている（斎藤・谷澤 2023 : 24-28）。これらの整理を手がかりとするならば、既存研究で暗黙の前提となっていた規範や理念は公共性の一要素に過ぎないのであり、それとは違う観点から公共性の問題を考える道筋もあるのではないかと考える。

本論では公共圏を軸とするような議論では看過されてきたサイバースペースの着想を起点とし、匿名掲示板文化、そして、リベラルな価値観や思想への反発といった潮流をたどりながら、現代のデジタルメディア環境におけるもう一つの公共性の有り様を探っていく。

1 コンピュータ・ネットワークと公共圏

コンピュータ・ネットワークと公共性の問題は、一般的な意味での「インターネット」にあたる「ワールド・ワイド・ウェブ (WWW)」が広く普及する前から論じられてきた。日本社会の文脈では、パーソナル・コンピュータから電話回線を通じてホストコンピュータ（ホスト局）へ接続しデータ通信を行う「パソコン通信」が利用されていた時代から公共性にかかわる論考が行われてい

*ひらい ともひさ 日本大学法学部新聞学科 准教授

た。その際にたびたび言及されたのはユルゲン・ハーバーマスが提示した「公共圏」の概念である。

「公共圏」とは市民による討論が展開される領域を指し、17～18世紀のイギリスやフランスなど西欧の都市におけるサロンやコーヒーハウスといった社交空間を原型とする。こうした社交空間では新聞や書物といったメディアを仲介としながら市民間で討論が行われ、その討論から公権力への批判を伴う意見が生み出された。ここに市民を主体とする公共圏の有り様を認めることができる(Habermas 1990=1994ほか)。

しかし、市民社会と国家の分離を前提とする公共圏は、一方において、国家による民間の交渉過程への干渉が進展し（国家の社会化）、他方において、公的権能が民間団体へ委譲される傾向も生じるようになり（社会の国家化）、両者の分離という条件が成り立たなくなる。「このように社会の国有化が進むとともに国家の社会化が貫徹するという弁証法こそが、市民的公共性の土台を——国家と社会の分離を——次第に取りくずしていくものなのである」(ibid. : 198)。あわせて、公共圏における論議を仲介・助勢していたメディアに関しても、商業化の進展に伴い宣伝や広告の媒体であるマス・メディアへと変質する。その過程で市民は「文化を論議する公衆から文化を消費する公衆」(ibid. : 231)となり、公共性も失われていった。

市民社会と国家の融合、そして、マス・メディアの発達により公共圏は変質・崩壊した。しかし、新たに登場したコンピュータ・ネットワークは国家なき空間を実現し、そこで人々は社会的な属性や身分にとらわれずに意見を交わすことができる。ここに近代社会の成熟とともに変質・崩壊した公共圏が再生される可能性が見出される。こうした期待や見込みがコンピュータ・ネットワークと公共圏にかかる論考を成り立させていたのである（平井 2013）。

コンピュータ・ネットワークと公共圏の関係に焦点を当てた研究は、日本では主に1990年代から2000年代前半にかけて展開された。杉山あかし・藤田高弘（1993）は、パソコン通信のフォーラム内で展開された湾岸戦争をめぐるユーザーたちのやりとりに、政治的話題をめぐって議論を交わす「公衆」、公衆の意見としての「世論」、そして、公衆の議論の場としての「公共圏」が創出される可能性を見出している。杉山あかし・藤田高弘（1995）は前掲論文と同様に、パソコン通信を介した電子ネットワークと公共圏を論点とし、オーディオビジュアルの愛好家が集まるフォーラムや文学愛好家のフォーラムを事例として取り上げながら、公共圏の成立可能性と課題について言及している。三上俊治（2000）は、サイバースペースに公共圏の性質が認められるとしたうえで、「東芝サポート告発問題」に関する電子掲示板での議論を取り上げながらサイバースペース上の公共圏と現実世界の世論形成の関係を論じている。千川剛史（2001、2003ほか）は、主に災害時の情報支援活動である情報ボランティアを事例としながら、インターネット等のデジタルメディアを利活用して展開される対策立案・提示・実践活動を意味する「デジタル・ネットワーキング」による公共圏の構築に関して検討を行っている。吉田純（2000）はパソコン通信やインターネットに公共圏再建の可能性を見出す議論は技術決定論・メディア決定論の傾向が見られることを指摘したうえで、ハーバーマスの公共圏概念の再検討を行いながら、情報ネットワーク社会で公共圏を構想する際の理論的基礎の整備を試みている。

2 デジタル・プラットフォームの浸透と公共圏の困難

ここまでコンピュータ・ネットワークの普及期に公共圏の概念を参照しながら展開された研究を概観した。それらの研究ではコンピュータ・ネットワークを介した人々のやりとりを通じて変質・崩壊した公共圏が再生される可能性や期待が示されていた。しかし、2000年代中盤以降になるとそうした議論は下火となっていた。その理由は、インターネット普及以降のデジタルメディア環境の実態が公共圏の範型との乖離が著しく、議論自体が成立しづらくなつたためと考える。

インターネットを通じたやりとりから公共圏を構想することの難しさについて、平井智尚(2013)は、(1) 多数の人がインターネットを利用していても政治的・社会的討論が展開されている領域にアクセスし、積極的に議論に参加するとは限らない、(2) インターネットにおける議論の内容は理性的な合意を欠き、時に感情的である、(3) 国家や市場からの自律性が十分とは言えない、という三つの理由を挙げている。こうした指摘はデジタルメディア環境が進展した現在にも当てはまる。むしろ、それぞれの様相はより深化したといえる。その大きな要因として、デジタル・プラットフォーマーが提供するサービスによって構成されるデジタル・プラットフォームの影響力の増大が挙げられる。

デジタル・プラットフォーマーとは、コミュニケーションツール、インターネット検索、コンテンツ配信・共有サービス、電子商取引、クラウド、ソフトウェア等のサービスを提供する事業者を指す。国際的にはGAFAM (Google、Apple、Facebook、Amazon、Microsoft) が代表的であり、こうした事業者が提供するサービスを通じて複数の人や企業を結び付ける役割を果たす空間がデジタル・プラットフォームと呼ばれる。

2000年代から2010年代にかけて急速に進んだデジタル・プラットフォームの社会への浸透は本論の主題である公共性に対しても大きな問い合わせを投げかける。ここまで言及してきた公共圏という観点では、デジタル・プラットフォームを通じた人々のやりとりに公共圏の様相を見出すこともできる。実際に社会運動を事例としながら、ソーシャルメディアを通じた人々の活動を「ネットワーク化された公共圏」という観点から論じた研究もある (Tufekci 2017=2018)。しかし、デジタル・プラットフォームは根本的には公共圏とは相容れない。実際に批判的な論考も数多く展開されている。その代表的なものとして「コミュニケーション資本主義」や「プラットフォーム資本主義」の議論が挙げられる。

ジョディ・ディーンは、デジタル化されたコミュニケーションの広がりが民主主義を強化するというよりも、コミュニケーションの市場化を推し進め、民主主義の弱体化を招いていると批判する中で「コミュニケーション資本主義」という概念を提示した。

ディーンは「テクノカルチャー」という用語によって当時台頭しつつあったインターネットを含む情報通信技術が社会で普及し、利用が広がっている状況を説明したうえで、テクノカルチャーが公共性の規範を実現し、民主主義を強化するという期待感に言及している。「つまり、テクノカルチャーは、長きにわたって公共圏に付随していた願望を具現化する。実際、テクノカルチャーは、民主主義を活性化する理想そのものが生み出した機械のように見えることもある」(Dean 2002: 2)。しかしディーンは、それは幻想であると即座に批判し、「コミュニケーションとエンターテインメントのネットワークの拡大と強化は、民主主義ではなく、コミュニケーション資本主義というまったくの別物を生み出している」(ibid. : 3) と論じている。

実際、コミュニケーションの商品化によって、生活の主要な領域が市場とスペクタクルの観点から再フォーマット化される傾向は顕著となり、まるで評価自体がバイナリコードに書き換えられたかのようである。端的に言えば、金融と消費主導のエンターテインメント文化の基準が、今日の民主的ガバナンスの条件そのものを定めているのだ (ibid. : 4)。

こうしたディーンの議論は、デジタル・プラットフォーマーがユーザーの生成したデータを独占的に収集、蓄積、分析、加工し、それらを通じて商業活動を展開する仕組みである「プラットフォーム資本主義」へと昇華される。

ニック・スルネックは、プラットフォーム資本主義の議論を展開する中で、五つのプラットフォーム領域のうちの一つである「広告プラットフォーム」によるデータの利用について次のように述べている。

……広告プラットフォームがデータを原料として利用しているということである。ユーザーや組織の活動は、それが記録されデータへと変換されると、プラットフォームがさまざまな仕方で精製し利用する原料となる。特に広告プラットフォームの場合、収益は、ユーザーのオンラインの活動から抽出されたデータから生まれ、そのデータの分析から生まれ、そして広告主への広告スペースのオークションから生まれる (Srnicek 2016=2022 : 69)。

こうした過程は、まさしくディーンのいう「コミュニケーションの商品化」であり、デジタル・プラットフォームを通じてコミュニケーション資本主義はより洗練されることとなる。

コミュニケーション資本主義やプラットフォーム資本主義の観点から見れば、デジタルメディアを通じた参加、討論、意思決定といった過程、すなわち、公共圏を導くような活動は、コミュニケーションを商品化する市場の拡大に寄与することになる。デジタルメディアを介した公共圏の実現を追求する視座は「グローバルな情報化時代における資本の真理条件を構成するイデオロギー」(Dean 2002 : 4) と化し、民主主義を促進するどころか無価値化してしまうことになる。

3 もう一つの公共性の探求

3-1 サイバースペース

デジタルメディアと公共性の問題を「公共圏」という観点で論じることは、デジタルメディアと民主主義の有り様を模索したり、そこに生じる逆説を批判したりするうえでは有効であろう。ただこうした議論は、これまで繰り返されており、発展があまり望めない。あわせて、公共圏の規範や理念を所与とするようなアプローチは、デジタルメディアと公共性についての理解を進展させる際に取りこぼしも招く。コンピュータ・ネットワークの歴史をさかのぼると、公共圏の規範や理念は乏しくとも、公共性という観点で考察し得る活動や空間は存在する。こうした観点で着目したいのはサイバースペースの着想である。

コンピュータ・ネットワークの登場からインターネット普及期に至るまで、「サイバースペース」や「バーチャル・コミュニティ」といった概念が批評や学術的論考においてたびたび使用された。サイバースペースとは、ウィリアム・ギブソンのSF小説『ニューロマンサー』で使用された言葉

で「コンピュータによってつくり出されるインタラクティヴなヴァーチュアル環境」(Tomas 1991=1994: 30) や「CMC 技術を利用する人びとによって表現される言葉や人間関係、データ、富や権力などによる概念空間」(Rheingold 1993=1995: 20) として把握される。また、バーチャル・コミュニティとは「(CMC 技術を利用して世界中の人びとが開かれた討論に参加できる、相互に緩やかに結ばれたコンピュータ同士のネットワークである)「ザ・ネット」から生成される社会的な総和で、ある程度の数の人びとが、人間としての感情を十分にもって、時間をたっぷりかけてオープンな議論を尽くし、サイバースペースにおいてパーソナルな人間関係の網をつくろうとしたときに実現されるものである」(ibid. 20 カッコ内 ibid. 19-20より補足) と説明されているように、サイバースペース上で形成されるコミュニティを指している。

サイバースペースやバーチャル・コミュニティといった概念を公共性にかかわる議論の文脈に展開するのはいささか違和感を覚える。その理由は、サイバースペースの着想が1960~70年代に米国で活性化したカウンターカルチャーの流れをくんでいるためである。

親世代や官僚化した組織への反発、ならびに冷戦構造やその象徴ともいえるベトナム戦争への反対を背景とするカウンターカルチャーの代表として、いわゆる「ヒッピーカルチャー」が挙げられる。ヒッピーカルチャーとは、ヒッピーと呼ばれる支配的な体制や価値観に対抗的な若者たちの文化であり、風変わりな身なり、ロック(サイケデリック)、ドラッグ、性の解放、東洋宗教・思想への傾倒などを特徴としている。そして、ヒッピーの一部は社会から離脱し、ユートピアとしてのヒッピーコミュニティを形成していた(Cardon 2010=2012)。

ヒッピーカルチャーの隆盛はコンピュータ・ネットワークが普及する前の現象であり、時代的に重複するわけではない。ただし、「ヴァーチャル・コミュニティは、仲間割れや挫折感で自己解体したヒッピー・コミュニティのはぐれ者の避難先として登場した」(ibid. : 36) と述べられているように、サイバースペースやバーチャル・コミュニティはヒッピーカルチャーの延長線上に位置づけられる。ヒッピーカルチャー、ならびに、その思想や実践をくむサイバースペースの着想は、支配的な体制や価値観に対抗的であるため公共性という観点からはとらえがたく映る。だが、「サイバースペース——それは開拓されるべきフロンティアであり、しかもそのフロンティアは物理的／空間的な限界を持たない、まさしく永遠の地平」(木澤 2019: 20) という理念は、公共圏とは異なる形ではあれ、誰に対しても開かれた自由な空間の模索としてとらえることができる。また、規範や理念の面においても、既存の枠組みとは相容れないだけであり、支配的な体制の内部で排除されたり、看過されたりしてきた価値の発現や追求と見なすならば、サイバースペースの着想を公共性の問題と接続することは可能であろう。

3-2 匿名掲示板文化

デジタルメディアと公共性の問題を考える際に、サイバースペースの視座は看過されてきた。それゆえ、公共圏とは一線を画す形で公共性の有り様を模索することができるかもしれない。しかし、サイバースペースの着想は、公共圏の考え方と同様に、あるいはそれ以上に規範や理念の性格が強く、議論を展開していくうえで困難に直面する。

デジタル世界における市民の自由を守ることを主眼とする非営利団体「電子フロンティア財団」の創設者であるジョン・ベリー・バーロウは、1996年に「サイバースペース独立宣言」を公表し

⁽¹⁾ 同宣言は米国で成立した「通信品位法第230条」に反発するものであり、法律によるサイバースペースへの国家の介入を非難する内容となっている。

あなたたちは、われわれの中に解決すべき問題があると主張している。そして、この主張を口実にわれわれの領域を侵略しようとしている。そのような問題の多くは存在しない。対立や不正が本当に存在するならば、われわれはそれを特定し、自分たちのやり方で対処する。われわれは独自の社会契約を作り上げている。この統治は、われわれの世界の状況に応じて生じるものであり、あなたたちの世界の状況に対応しているわけではない。われわれの世界は異なるものである。

サイバースペースは、取引、関係、思考そのもので構成されており、われわれのコミュニケーションのウェブの中で定在波のように配置されている。われわれの世界は至るところにあるがどこにもない。しかし、それは肉体が存在するような場所ではない。

われわれは、人種、経済力、軍事力、出生地などによる特権や偏見なしに、誰しもが入ることが可能な世界を作り出そうとしている。

われわれは、誰もが、どこにいても、自らの信念を表明できる世界を作り出そうとしている。その信念がいかに特異なものであっても、沈黙や同調を強制されることを恐れはない。

あなたたちの財産、表現、アイデンティティ、移動、文脈に関する法的概念はわれわれには適用されない。⁽²⁾ それらはすべて物質に基づいているが、われわれの世界に物質は存在しない。

サイバースペース独立宣言は「誰もが参加できるフリーでオープンな空間という公平性」と「表現の自由を説いた内容」となっている（木澤 2019）。こうした点はサイバースペースの着想を公共性の問いへ引きつける際に示唆を与えてくれる。だが、同時に宣言それ自体は、インターネット空間における国家や市場の影響力の増大に伴う公平性や自由といった理念の危機を示したものである。そして、理念の危機という展開は、先に取り上げた公共圏に依拠する議論と軌を一にしており、サイバースペースという観点から公共性の問題を考えることの限界を示すように映る。しかし、公共圏のアプローチとは異なり、サイバースペースの着想には議論を発展させる余地もある。⁽³⁾ その手掛かりとなるのは、サイバースペースの思想をくんだ北米の匿名掲示板文化である。

北米を文脈とする代表的な匿名掲示板として2003年に開設された「4chan」が挙げられる。4chan は日本社会を文脈とする電子掲示板サイトの「2ちゃんねる」や「ふたば☆ちゃんねる」を模したサイトであることは知られているが、木澤佐登志（2019）によると、そのルーツは1990年代に利用者を集めた Usenet 内のニュースグループ「alt.*」や「サムシング・オーフル（Something Awful）」といったフォーラムにあるという。

「alt.*」はニュースグループの主要カテゴリでは扱われないような、すなわち「オルタナティブ（alternative）」なテーマを扱うグループとして位置づけられていた。具体的には、「ポルノ、グロ、ファイルの違法共有、荒らし、釣り、等々、ありとあらゆるアーネーイーなネタを良しとした」（木澤 2019：180）。テーマの自由度もさることながら、グループの設立者の中に前掲の電子フロンティア財団の創立者に名を連ねるジョン・ギルモアが含まれることから「alt.*」がサイバースペースの思想の流れをくんでいるというのは論をまたない。

「サムシング・オーフル」は1999年に開設されたフォーラムやコミュニティ形式のウェブサイト

である。デール・ベランは、設立者であるリチャード・キャンカ（通称：ロウタックス）は、米国のカウンターカルチャーの影響を受け、企業文化を倦厭し、インターネットとビジネスの結びつきに懐疑的であったと指摘する。そうした思想が反映されたサムシング・オーフルにおいてユーザーたちは「「くだらないインターネットのこと」についてコメントしていた」（Beran 2019: 52）。また、木澤はサムシング・オーフルについて次のように指摘する。「徹底したシニシズムとニヒリズムが蔓延したコミュニティでは、滑稽で醜悪なものこそが尊ばれる。彼らは、この時期にインターネットに持ち込まれた「良識」や「マジメさ」といったものを徹底的に笑い飛ばしてみせた」（木澤 2019: 181-182）。

「alt.*」や「サムシング・オーフル」の文化を継承する「4chan」がカウンターカルチャーやサイバースペースの思想をはらんでいるのは言うまでもない。初期4chanのコミュニティは、リバタリアン、左翼、反エスタブリッシュメント、ならびに言論の自由について原理主義的な立場を標榜していたという指摘（Colley and Moore 2020）からも、その傾向をうかがうことができる。こうした文化や思想を体現する実践として着目したいのが「トロール（Troll）」である。⁽⁵⁾

トロールとは、他者を侮辱するようなインターネットスラング用語で、オンラインでのやりとりにおいて、以下に挙げる1つないしそれ以上の目的を故意に達成しようとくろむ諸個人を指す名詞として通常扱われる。（1）他のユーザーの注意を引きつける、（2）他のユーザーに迷惑、恥ずかしさ、怒りなどの不快感を伴う強烈な感情的反応を引き起こす、（3）他のユーザーから攻撃的な反応を引き出す、（4）コンフリクトを発生・持続させ、エスカレートさせる、（5）進行中のオンラインでのやりとりを混乱させる、（6）他人を欺き、操作する（Petykó 2018: 879）。

トロールは一見するとインターネット上で展開されるありふれた迷惑行為に過ぎない。だが、トロールの動機は「正しさ」を虚偽にする悪ふざけやユーモアの追求にあり、そこには制約なき自由の追求や支配的な体制や価値観への反発といった理念が内在している。「……トローリングの起源は、オンラインのインサイダーを自認する人たちが自らのコミュニティの境界の外部にいる他者を区別したり、アウトサイダーを自分たちの空間から追い出したりする境界維持の一形態である」（Graham 2019: 2）、「……当初から、トローリングの重要な機能は、オンライン・コミュニティの治安を維持し、アウトサイダーとおぼしき者を撃退する（晒し者にしたり、あからさまな嫌がらせをしたりする）ことにあった」（ibid. : 12）といったトローリングの性質には、カウンターカルチャーやサイバースペースの思想との連関がうかがえる。

ここまで概観してきたサイバースペースの流れをくむ匿名掲示板文化は、公共圏に依拠するアプローチとは相容れない。それゆえ公共性という観点の考察も難しいようと思われる。しかし、公共圏に付随する共通性や規範性の側面に拘泥せず、「インターネットは、従来の公共空間が排除してきた匿名性を推奨し、一人称での語り、独断的な視点、自由奔放な発言、あやふやな発言、詩的なメッセージ、おかしな発言、感情に任せた意見などに対して、きわめて寛容な態度を示した」（Cardon 2010=2012: 62）といった公開性や開放性の側面に目を向けるのであれば、アーネークーなネタ、滑稽で醜悪なもの、それらの性質を帯びたトロールのような実践を公共性の文脈で問うことも可能となる。

3-3 リベラルな価値観や思想への反発——ゲーマーゲートからオルタナ右翼へ

サイバースペースの思想や匿名掲示板文化は、公共圏が含意する規範や理念とは相容れない。だが、自由な発言や開かれた空間という観点でとらえるならば、公共性の枠組みから退けられることはない。むしろ、理性的な主体の平等な参加に基づく熟議、およびその空間を前提とする視座とは相反するような側面へ接近する手がかりとなる。とりわけ2010年代以降になると、ポリティカル・コレクトネス、ソーシャル・ジャスティス・ウォーリア（社会正義戦士）、フェミニズムといったリベラルな主張、ならびにそうした主張を掲げる存在を忌避する姿勢が匿名掲示板や一部のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）⁽⁶⁾で顕在化する。その象徴的な出来事として位置づけられるのは「ゲーマーゲート」である。

ゲーマーゲートとは、2010年代中頃に展開された米国のゲーム業界にかかる女性へのハラスメント騒動を指す。2014年、女性のゲーム開発者であるゾーイ・クインがゲーム業界で活動する複数の男性と性的な関係をもっていたとクインの元交際相手を名乗る男性が暴露し、クインの作品が高く評価されていることへの疑惑や批判が生じた。この出来事に端を発し、ゲーム業界にかかる女性への嫌がらせや誹謗中傷が行われた。その中でもフェミニズム的な観点からゲーム批評を行っていたアニータ・サーキサンに対しては、非公開の個人情報をオンラインでさらす「ドキシング」や殺害予告も行われ大きな問題へと発展した。

このゲーマーゲートと呼ばれる騒動はゲーム業界におけるスキャンダルや炎上に過ぎないように見える。しかし、「オルタナ右翼勃興の一つのきっかけとなったといわれる象徴的な出来事」（木澤2019：176）、「このオンライン・ハラスメントキャンペーンは、様々なオンライングループを統合し、オルタナ右翼にとってはありふれた戦術を磨き上げる役割を果たした」（LaLone 2018：720）、「オルタナ右翼（Alt-Right）、オルト・ライト（Alt-Lite）、そして、より広範な反発を解き放った」（Winter 2019：53）、「このスキャンダルを、白人男性と彼らの邪魔をする「ソーシャル・ジャスティス・ウォーリア」（SJWs）との間での広範な文化的争いとして物語化しようとしている」（Hermansson, Lawrence, Mulhall and Murdoch 2020：115）といった指摘が示すように、ゲーマーゲートはインターネット空間においてリベラルな価値観や思想への反発が噴出する起点となつた。その代表は上記でも言及されている「オルタナ右翼」である。⁽⁷⁾

オルタナ右翼は、字義通り、伝統や共和主義を軸とする既存の保守主義とは異なる（＝オルタナティブな、もう一つの）保守思想である。「明確な定義のない政治運動」（会田、2017：105）や「その構成要素は多岐にわたり共通性が乏しいため、意見が一致しない部分も多い」（Hermansson, Lawrence, Mulhall and Murdoch 2020：2）といった説明のとおり、オルタナ右翼はまとまりをもった集団・組織ではない。ただし、「ポリティカル・コレクトネス、リベラリズム、フェミニズム、アイデンティティ・ポリティクス（ジェンダー、人種、性的指向などの特定のアイデンティティに基づく集団の利益を代弁して行う政治活動）、エスタブリッシュメント（支配階級）などに対する反発」（木澤2019：16-17）というスタンスを共有している。

オルタナ右翼については、2016年の米国大統領選挙におけるドナルド・トランプ候補の支持層の一つに数えられ、いわゆるトランプ現象を把握する際に引き合いに出されるが、本論で主眼としている公共性という観点においては、まさしく、オルタナティブな公共性を考えるうえでオルタナ右翼は示唆を与えてくれる。ゲーマーゲートからオルタナ右翼に至るまでの運動は、市民の理性的な

やりとりを通じた合意の形成を範とする公共性の有り様とは明らかに相容れない。むしろ、自由や平等といった価値観こそが自分たち（＝白人男性）を攻撃するものとして問題視される。だが、インターネット空間において、トロールやネットミームを駆使しながら、リベラルな価値観や思想への反感を示すことは、所与とされてきた枠組みには当てはまらないような公共性の諸相を見出すことができるのである。

4 アンチ公共圏

本論ではデジタルメディアと公共性の問題について、公共圏のような規範や理念を所与とする概念に依拠するのではなく、むしろそうした枠組みに相反するようなコンピュータ・ネットワークの思想潮流からアプローチした。先に取り上げたオルタナ右翼のように、自由や平等といった価値観や思想に反発し、拒絶するような言動は、ハーバーマスの思想をくんだ公共圏の概念に基づいて把握するならば、その範型からの乖離は著しい。しかし、公共圏と相反する言説や現象を公共性という観点から記述・整理することは、リベラルな価値観や思想に反発する潮流の理解という点で一定の意義があると考える。そうした試みをさらに発展させるために、本章ではマーク・デイビスが提示した「アンチ公共圏」の議論に目を向ける。

デイビスは、白人至上主義者のウェブサイト、反気候科学のフォーラム、過激な「男性の権利」サイト、反移民のフェイスブックページ、ゲイのヘイトミーム、女性蔑視のトローリング、反ユダヤ主義のウェブサイト、オルタナ右翼のウェブサイト、「真実」（陰謀）のウェブサイトなどの言説空間や形態を以下の理由から公共性の規範とは相容ないと論じる。

第一に、民主的な文化の下支えとなっている原則は、民主的な「公共圏」の規範のなかでも完全には遵守されるわけではない。ただし、反公共的な言説は議論、証拠、真実性、相互性、互恵性、誠意、包括性といった原則の遵守にほとんど関心を示さない。第二に、先の点に加えて、反公共的な言説は、国家、メディア、研究教育機関のような民主的なプロセスや制度、そしてそれらを運営する「エリート」に対して、先鋭的な対抗的ヘゲモニーをもって対立する側に立つことが多く、自らの目的のために民主的なプロセスを積極的に破壊しようとする。第三に、反公共的な言説は、参加型のオンラインメディアの議論では軽視されたり、退けられたりすることが多い。とりわけヘイトスピーチ、サイバーレイシズム、反気候科学グループなどは個別の議論へと追いやられ、反公共的な言説の全体的な理解を深めることが損なわれる（Davis 2021 : 3）。

このようにハーバーマスの提示した公共圏に依拠する議論で前提とされるような倫理や理性的な規範から逸脱する言説が認められる空間をデイビスは「アンチ公共圏」と定義し、その説明を行っている。

まず、デイビスはアクティビズムの領域にアンチ公共圏が顕著に見られると説明し、その主たる領域として「反科学的言説の領域」と「解放的な社会運動に反対する言説の領域」の二つを挙げている。前者の「反科学的言説の領域」の例として、反気候科学のウェブサイトのような科学の合理的なビジネスに反対の立場をとるサイトが挙げられ、後者の「解放的な社会運動に反対する言説の領域」の例として、白人至上主義者、「男性の権利」、「オルタナ右翼」や「オルト・ライト」のよ

うな立場が挙げられている (ibid. : 4-5)。

次いで、デイビスはアンチ公共圏に共通して認められる反公共的な言説の分類を試み、六つに類型化している。第一に、アンチ公共圏に見られる会話は、言説で焦点化されている特定の問題に関して、合理性や証拠に依拠しないことを選択している。第二に、反公共的な言説は敵対的かつ分裂的である。その目的はコンセンサスではなく、差異の増幅である。そうした言説は、情動が高揚する場、とりわけ激しい怒りの場であることが多い。第三に、反公共的な言説は総じて反エリート的である。第四に、反公共的な言説は一般的に反国家主義的であり、日々の物事に対する国家の押し付けに反対する。これは、個人主義志向、リバタリアン的アプローチ、最小国家、あるいは自治分離への願望として明確に示される。第五に、反公共的な言説は総じて反コスモポリタン的である。第六に、反公共的な言説は、理性や専門知識、認識された事実よりも、陰謀論の説明力に依拠することが一般的である (ibid. : 8-10)。

ここでデイビスの議論を参照するのは、前述のとおり、既存研究が依拠してきた公共圏の規範や理念とは相容れず、看過されてきた言説や領域を公共性に関する議論の俎上に載せるためである。前章で取り上げた匿名掲示板の空間や言説、また、本論ではほとんど触れていない日本社会の文脈における匿名掲示板、まとめサイト、ならびに X (旧 Twitter) の一部については、公共性という観点から捉えられることはなかった。その背景には、公共性を問う際に公共圏に類するような領域および言説を前提としている節があるのではないだろうか。

ただしそうした観点からの議論は、リベラルな知性や良識に基づいて異質とされる言説や存在を抑圧したり黙殺したりする態度と同型であり、それは結局のところ「われわれと彼ら」の対立や分断を助長しかねない。それゆえ「「良い」公共圏と「悪い」公共圏の単純な二項対立を本質化したり、提案したりするつもりはない」 (ibid. : 3)、「公共性が「どうあるべきか」という規範的なハイレベルの理論化ではなく、日常的な出来事の観察に基づき、パブリシティと民主主義という思想自体を貶めることについて記述的な中範囲の説明を提供することが目的である」 (ibid. : 3) というデイビスの試みは、コンピュータ・ネットワークの普及初期から論点として設定されながら、現在は行き詰まりを見せているデジタルメディアと公共性の議論を進展させる手がかりとなるのである。

おわりに

本論ではデジタルメディアと公共性の問題を取り上げた。この問題は、コンピュータ・ネットワークの普及初期から論点として設定され、継続的に議論が展開してきた。本論の前半で取り上げたユルゲン・ハーバーマスが論じた「公共圏」に依拠した研究はその最たるものである。しかし、インターネット利用が一般化し、ソーシャルメディアが社会に広く浸透した状況において、市民の理性的な討論を通じた意見の醸成を範型とするような視座はデジタルメディア環境の実態との乖離が著しい。そこで、本論では公共性という観点では従来看過されてきたサイバースペース、匿名掲示板文化、そして、オルタナ右翼のようなリベラルな価値観や思想への反感を示す潮流に目を向け、デジタルメディアと公共性の議論の発展を試みた。本論で取り上げたオルタナ右翼に限らず、フェミニズムへの反発やミソジニー、ならびに陰謀論への傾倒など2010年代以降にインターネット空間で顕在化した諸現象は、共通性や規範性という観点では公共性とは相容れないように映るが、開かれた空間における自由な言論という観点では公共性の問題と接続される。そしてそれら

の現象に付随するリベラルな価値観や思想への反感は、共通性や規範性についても「もう一つの」側面があることを示しているのではないか。こうした側面を考えるために、マーク・ディビスが展開した「アンチ公共圏」の議論を最後に取り上げた。

ただし、本論の作業はデジタルメディアと公共性にかかわる研究の概観にとどまり、手抜かりも顕著である。一つの課題は、サイバースペース以降の議論が北米の潮流への言及にとどまり、日本社会の関連事象を十分に取り上げていない点である。日本社会を文脈とするコンピュータ・ネットワークの文化はサイバースペースのような思想は欠くものの、匿名掲示板やその圏域では「釣り」や「荒らし」、すなわち「トロール」が繰り返されてきた。そもそも「4chan」と「2ちゃんねる」や「ふたば☆ちゃんねる」の結びつきをふまえるならば、日本社会の文脈に本論の問いを敷衍することは可能であろう。インターネットの普及期以降、デジタルメディアと公共性の問題は日本において多く論じられてきたとは言いがたい。匿名掲示板文化に限らず、リベラルな言動への嘲笑や揶揄、フェミニズムへの反発、陰謀論といった現象は日本社会を文脈とするインターネット空間でも顕在化しており、本論で試みたような公共性のアプローチは一定の示唆をもたらすと考える。他にも、公共性に関して複数の意味を持つことへの言及にとどまり、それぞれの文脈で都合のよいマジックワードとして公共性という言葉を用いている点や、オルタナ右翼、ソーシャル・ジャスティス・ウォーリア、フェミニズムへの反発、ミソジニーなど、それぞれがデジタルメディアと公共性にかかわる論考の主題となり得る現象について单なる言及にとどまっている点など課題は山積している。ただ、従来所与とされてきた公共性の規範や理念にそぐわない言動がインターネットを通じて可視化され、それらを無視することができない状況において、改めて公共性の問題を考えることは重要であり、その際に本論で焦点を当てたもう一つの公共性の潮流と向き合うことは避けて通れないものである。

参考文献

- 木澤佐登志（2019）『ダークウェブ・アンダーグラウンド』イースト・プレス
- 齋藤純一（2000）『公共性』岩波書店
- 齋藤純一・谷澤正嗣（2023）『公共哲学入門——自由と複数性のある社会のために』NHK出版
- 杉山あかし・藤田高弘（1993）「公共圏の新展開——湾岸戦争とパソコン通信」『社会科学論集』第33号：67-110
- （1995）「電子空間の社会的可能性」『比較社会文化』第1号：1-11
- ばるばら・さやわか（2017）『僕たちのインターネット史』亜紀書房
- 平井智尚（2013）「ウェブと公共性に関する概念・理論的研究の整理——新たな考察の展開に向けて」『メディア・コミュニケーション』第63号：119-127
- 干川剛史（2001）『公共圏の社会学——デジタル・ネットワーキングによる公共圏構築へ向けて』法律文化社
- （2003）『公共圏とデジタル・ネットワーキング』法律文化社
- 三上俊治（2000）『公共圏としてのサイバースペース——インターネット時代における世論形成過程』『社会情報学研究』第4号：17-23
- 吉田純（2000）『インターネット空間の社会学——情報ネットワーク社会と公共圏』世界思想社
- Beran, Dale (2019) *It Came from Something Awful: How a Toxic Troll Army Accidentally Memed Donald*

Trump Into Office, All Points Books.

- Cardon, Dominique (2010=2012) *La démocratie Internet: Promesse et limites*, Seuil. (林香里・林昌宏訳『インターネット・デモクラシー——拡大する公共空間と代議制のゆくえ』トランスビュー)
- Colley, Thomas and Moore, Martin (2020) The Challenges of Studying 4chan and the Alt-Right: 'Come on in the water's fine', *New Media & Society*, Volume 24 Issue 1, SAGE.
- Dean, Jodi (2002) *Publicity's Secret: How Technoculture Capitalizes on Democracy*, Cornell University Press.
- Davis, Mark (2021) The Online Anti-Public Sphere, *European Journal of Cultural Studies*, Volume 24 Issue 1, SAGE.
- Davis, Tomas (1991=1994) Old Rituals for New Space: Rites de Passage and William Gibson's Cultural Model of Cyberspace, In: Benedikt, Michael (eds.) *Cyberspace: First Steps*, MIT Press. (NTT ヒューマンインターフェース研究会+鈴木圭介+山田和子訳『サイバースペース』NTT 出版)
- Graham, Elyse (2019) Boundary Maintenance and the Origins of Trolling, *New Media & Society*, Volume 21 Issue 9, SAGE.
- Habermas, Jürgen (1990=1994) *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, Suhrkamp Verlag. (細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換——市民社会のーカテゴリーについての探究 [第2版]』未来社)
- Hermansson, Patrik, Lawrence, David, Mulhall, Joe and Murdoch, Simon (2020) *The International Alt-Right, Fascism for the 21st Century?*, Routledge.
- LaLone, Nicolas J. (2018) Racism and the Internet, In: Warf, Barney (eds.) *The SAGE Encyclopedia of the Internet*, SAGE.
- Petykó, Márton (2018) Troll, In: Warf, Barney (eds.) *The SAGE Encyclopedia of the Internet*, SAGE.
- Rheingold, Howard (1993=1995) *The Virtual Community: Homesteading on the Electronic Frontier*, MIT Press. (会津泉訳『バーチャル・コミュニティ——コンピューター・ネットワークが創る新しい社会』三田出版会)
- Srnicek, Nick (2016=2022) *Platform Capitalism*, Polity. (大橋完太郎監訳・居村匠訳『プラットフォーム資本主義』人文書院)
- Tufekci, Zeynep (2017=2018) *Twitter and Tear Gas: The Power and Fragility of Networked Protest*, Yale University Press. (毛利嘉孝監修・中林敦子訳『ツイッターと催涙ガス——ネット時代の政治運動における強さと脆さ』P ヴァイン)
- Winter, Aaron (2019) Online Hate: From the Far-Right to the 'Alt-Right' and from the Margins to the Mainstream, In: K. Lumsden and E. Harmer (eds.) *Online Othering: Exploring Digital Violence and Discrimination on the Web*, Palgrave Macmillan.

注

- (1) Electronic Frontier Foundation, 08/12/1996, A Declaration of the Independence of Cyberspace
<https://www.eff.org/cyberspace-independence>
- (2) 日本語訳は全文が下記のウェブサイトに掲載されている。本論においても同訳を参考しながら改めて翻訳を行った。

DEF CONZERO 「サイバースペース独立宣言」

<https://museum.scenecritique.com/lib/defcon0/1st.htm>

- (3) 周知のとおり、日本社会を文脈とするインターネット空間にもアングラ掲示板を源流とする匿名掲示板文化は存在している。ただし、ばるばら・さやわか（2017）などが指摘するように、日本社会の文脈ではカウンターカルチャーやサイバースペースの思想は希薄である。
- (4) 「alt.*」の名称は「anarchists' lunatics and terrorists（アナーキスト、異常者、テロリスト）」の頭文字に由来する。
- (5) トロールは「トローリング（Trolling）」と呼ばれることがある。なお、日本社会の文脈におけるインターネット用語では「釣り」や「荒らし」と呼ばれる行為に相応する。
- (6) ソーシャル・ジャスティス・ウォーリア（社会正義戦士）とは、ヒューマニズム、民主主義、人権意識、人種的平等、多様性、フェミニズム、LGBT、良識といったリベラルな価値観を有する人たちを嘲笑するネットスラングである（木澤 2019ほか）。
- (7) オルト・ライト（Alt-Lite）はオルタナ右翼と同様に新たな保守思想の一つである。オルト・ライトはオルタナ右翼のような白人至上主義的な思想は持たないが、リベラルな価値観や思想を拒絶する傾向は共通している。双方の違いについては下記のウェブサイトの説明などが参考になる。

Anti-Defamation League, 07/12/2017, From Alt Right to Alt Lite: Naming the Hate

<https://www.adl.org/resources/backgrounder/alt-right-alt-lite-naming-hate>

2024年の新聞界

阿部 圭介*

2024年は、国内外の選挙で、投票のための主な情報源としてSNS等の利用が進んだ結果、新聞をはじめとする既存報道機関の位置付けや役割が問われた。日本では、選挙期間中の報道は中立・公平を重視してきたが、その在り方の見直しが指摘された。

経営関連の指標を見ると、発行部数の減少傾向が続いている。2023年の数値になるが売上高や新聞広告費も減少が続いている。1月に発生した能登半島地震では、過疎化する地域での取材網の維持が課題となった。社会学者の西田亮介が提起した「エモい記事」論争は、このような状況下で報道機関の報道活動が持続可能であるためにはどう在るべきかを問うものだった。

部数、売上高など減少続く

2024年10月時点の日本新聞協会加盟106紙の総発行部数は2661万6578部で、前年比6.9%減だった。⁽¹⁾ 減少率は、過去最大となった23年に比べ、0.4ポイント縮小した。

同協会の調査によると、2023年度の新聞85社の総売上高は、前年度より178億円減少し、1兆3087億円だった。⁽²⁾ 前年度比1.3%減で、減少率は22年度に比べ8.4ポイント縮小した。内訳は、「販売収入」が1.3%減の6533億円、「広告収入」が6.1%減の2420億円、「その他営業収入」が1.6%増の4134億円だった。購読料改定（値上げ）が相次ぐ中で、販売収入の減少率が直近10年で最小になったという。構成比は、販売収入が49.9%、広告収入が18.5%、その他収入の構成比率は31.6%と、その他収入が引き続き拡大している。デジタル関連事業収入の割合は、一般紙64社の平均が前年度比0.03ポイント増の2.34%、スポーツ3紙の平均が1.12ポイント減の9.11%だった。⁽³⁾

電通の「2023年 日本の広告費」によると、2023年の総広告費は前年比3.0%増の7兆3167億円だった。前年に続き、過去最高となった。電通は、「新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の5類感染症移行に伴うリアルイベントの開催数増加や国内外の観光・旅行の活性化」「社会・経済活動の活発化」を要因に挙げている。媒体別では、「インターネット広告費」「プロモーションメディア広告費」が牽引した。⁽⁴⁾

広告費全体が増加した一方で、新聞広告費は同5.0%減の3512億円となった。構成比は0.4ポイント減少し4.8%だった。業種別に見ると、「交通・レジャー」が前年比14.9%増加した。減少した業種としては、通信販売の出稿減の影響で「流通・小売業」「食品」、前年の参議院議員選挙の反動で「官公庁・団体」が挙げられている。マス四媒体（新聞、雑誌、ラジオ、テレビ）広告費は同3.4%減の2兆3161億円で、前年に比べ雑誌とラジオが増加、テレビが減少した。

インターネット広告費は同7.8%増の3兆3330億円となった。このうち、新聞社が運営するデジタルメディア関連の広告費「新聞デジタル」は同5.9%減の208億円だった。構成比は前年と変わらず

*あべ けいすけ 一般社団法人日本新聞協会

0.3%だった。減少の要因としては、「広告単価の伸び悩み」「新聞デジタル以外の動画広告への予算シフト」が挙げられている。新聞広告費と「新聞デジタル」を合計すると前年比5.1%減の3720億円となり、収入源としての広告収入は苦戦している。

選挙報道在り方問われる

2024年は、東京都知事選挙（7月）、衆議院総選挙（10月）、兵庫県知事選挙（11月）や、アメリカ大統領選挙（11月）など、内外で大型の選挙があった。事前のメディアの予測とは異なる候補者・政党の躍進が見られ、選挙報道の在り方やSNSの影響などについてさまざまな議論が起きた。

東京都知事選挙は、現職の小池百合子と元参議院議員の蓮舫の一騎打ちと目されたが、獲得票数では元広島県安芸高田市長の石丸伸二が蓮舫を抑え、第2位となった（小池が当選）。石丸は、SNSや動画を活用し若年層を中心に注目を集めていた。衆議院総選挙は、同様に代表・玉木雄一郎によるSNSや動画の活用が若年層を中心に支持を集めめた国民民主党が躍進した。兵庫県知事選挙は、知事・斎藤元彦によるパワーハラスメントやプロ野球阪神・オリックス優勝パレード協賛金をめぐる疑惑などが取りざたされ、斎藤が失職したことにより行われた。当初は、多くの報道機関が前兵庫県尼崎市長の稻村和美の優勢を伝えていたが、SNSなどで稻村への妨害行為が行われる一方で、斎藤への支持が広がり、斎藤が当選した。また、都知事選などでは、選挙と無関係なポスターが掲示板に貼られたり、政見放送で卑猥な内容が流されたりするなどの行為も行われた。

アメリカ大統領選も、事前の予測では接戦と報じられたものの、獲得選挙人数では、ドナルド・特朗普（共和党）が312人、カマラ・ハリス（民主党）が226人と、特朗普の圧勝となった。ただし、得票数は、特朗普約7717万票、ハリス約7475万票と僅差だった。

こうした結果を受け、なぜ事前の予測と異なる結果となったのか、さまざまな分析がなされた。ここでは、既存報道機関の報道をめぐる議論を紹介したい。

一つは、新聞をはじめとする既存報道機関への不信感の増大である。SNSや動画などのインターネットを使った伝達手段との比較で「オールドメディア」と呼ばれ、不信感も相まって、情報源としての位置付けが低下したと指摘された。⁽⁷⁾新聞通信調査会の「メディアに関する世論調査」でも、既存報道機関に対する信頼感は低下傾向が示されており、その理由として「特定の勢力に偏った報道をしているから」（40.4%）、「政府や財界の主張通りに報道するだけだから」（22.4%）などが挙げられている。このような不信感が根底にあれば、根拠があやふやな「既存報道機関が報じない真相」としてSNS等で流される情報に人々が引きつけられてしまうのも当然である。

また、選挙報道の在り方に対しても、反省を含めた意見が新聞社の幹部からも出されている。兵庫知事選挙でいえば、前知事・斎藤に関する疑惑の報道が、告示後に減少した。実際、朝日新聞社ゼネラルエディター兼東京本社編集局長の春日芳晃はメールマガジンで、「告示後は、候補者を平等に扱うことへの配慮から、朝日新聞は特定の候補者の批判につながる記事の発信に抑制的でした」「選挙取材を担当する編集局長室のメンバーは、『公平中立を重視して、慎重になり過ぎて、伝えるべき事実を伝えきれなかった面があった』と振り返りました」などと記した。⁽⁸⁾毎日新聞社主筆の前田浩智も「毎日新聞をはじめ日本のメディアは公職選挙法の趣旨や政治勢力と距離を置くとの考えから、『公平』『中立』に最大の注意を払ってきましたが、それが不評の原因になっているよう思います」と述べている。⁽⁹⁾しかし、春日が同じ論考の中でも指摘するように、公職選挙法第148

条は、同法の規定が新聞や雑誌に対し、「選挙に関し、報道及び評論を掲載するの自由を妨げるものではない」と明記している。この条項をめぐっては、新聞協会は1966年に編集委員会の統一見解として「政党等の主張や政策、候補者の人物、経歴、政見などを報道したり、これを支持したり反対する評論をすることはなんら制限を受けない」と表明している。見解はさらに、「従来、新聞に対して、選挙の公正を確保する趣旨から、ややもすれば積極性を欠いた報道、評論を行ってきたとする批判があった」とも指摘し、「事実に立脚した自信のある報道、評論が期待されるのである」と締めくくっている。選挙の公正を守ることの重要性と、特定の候補者や政党などに関する事実の報道との両立は、長年繰り返されている課題であることが改めて浮き彫りになった。

一方で、アメリカ大統領選挙では、新聞社が社説でどの候補を支持するか明言するのが常だった(エンドースメント)。しかし今回の大統領選では、ロサンゼルス・タイムズやワシントン・ポストが支持する候補を表明しなかった。いずれも経営者の決定によるものだという。ロサンゼルス・タイムズでは、論説委員長のマリエル・ガーザが決定への抗議で辞任した。ワシントン・ポストは、20万人以上が購読を中止したという。一方で選挙で支持する候補者を鮮明にすることに対しては、毎日新聞の前田が指摘するように「党派性を打ち出すことの多い米国ジャーナリズムには国内の分断に加担している」との問題点もある。⁽¹⁰⁾前田は、「メディアが立ち位置を明確にすることと社会全体の合意を形成する役割との整合性をどう図るのか。引き続き考える必要があります」と述べ、今後選挙報道の在り方について検討することを示唆した。

能登半島地震

2024年1月1日、石川県能登地方を震源地とするマグニチュード7.6の地震が発生した。同県の志賀町と輪島市で震度7、ほかの能登半島の各地でも震度6以上の揺れを観測、建物の倒壊や津波、大火災などにより、甚大な被害が起きた。地元紙の北國新聞、北陸中日新聞をはじめ各紙が号外や特別夕刊などを発行し、ニュースを届けた。一方で、発生が年末年始だったために地元紙でも取材体制が手薄だった。その上、過疎化が進む中、全国紙は経費削減策として朝日、毎日などが取材網を縮小してきた(読売新聞は輪島通信部があり、2月1日付で支局に昇格)。道路の寸断と半島という地理的条件もあり、記者が現地に入るのにも困難が生じた。SNSでは偽情報や「インプレゾンビ」と呼ばれる収入を稼ぐための無関係・無意味な投稿などが多く発生した。発災時に、正確な情報が早く広く伝わることは、被災地のいち早い支援につながる。地方の過疎化と新聞社の取材体制の縮小傾向が続く中で、どのように情報流通を維持していくか、課題となった。

「エモい記事」論争

新聞社の経営指標が悪化傾向を示す中で、社会学者の西田亮介(日本大学危機管理学部教授)の問題提起をきっかけに起きた「エモい記事」論争は、新聞記事の在り方や、新聞社の役割について、改めて考える機会となった。朝日新聞デジタルのコメントプラスで記者がコメントをしただけでなく、他紙にも取り上げられた。

西田は「エピソード主体の『ナラティブで、エモい記事』」(以下、「エモい記事」と記述)の増加に対してかねて疑問を呈しており、朝日新聞デジタルの「Re:Ron 連載『西田亮介のN次元考』」⁽¹²⁾で「その『エモい記事』いりますか 苦悩する新聞への苦言と変化への提言」として、主張の趣旨

をまとめ、問題提起した。西田は、エモい記事を「データや根拠を前面に出すことなく、なにかを明確に批判するのでも賛同するわけでもない、一意にかつ直ちに『読む意味』が定まらない、記者目線のエピソード重視、ナラティブ重視の記事」と定義した。エモい記事はよく読まれることを認めつつ、経営面では読まれる＝クリック数が増えることが「それほど経営改善に役に立たない」、「新聞社にとって必要なのは存続のための『売上』」だと指摘した。

また、情報流通が少なかった時代に求められていたジャーナリズムを「速報、取材、告発を重視する『規範のジャーナリズム』」と、現在の大量の情報が流通する時代に求められるのは「整理、分析、啓蒙（けいもう）に貢献する『機能のジャーナリズム』」だと位置付けた。機能のジャーナリズムは、大量にあふれる真偽不明の情報を「分析、精査し、意味を析出させながら、意思決定に貢献できる妥当な中身、量にまとめて提示する」ことをいう。エモい記事を完全に否定する訳ではないが、限られた紙面に載せる記事として、さらには新聞社の経営状態が苦しい中でコストを投じて掲載する記事としてふさわしいか、と問いかけた。

この論考を受け、大澤聰は、エモい記事が多用される背景として日本新聞史を引き合いに、社会の中間層が消失した中で、新聞が再び「小新聞」化している一例だと指摘した。⁽¹³⁾

武田徹は、「エモい記事」とは一見対照的な文体として、受動態を多用する報道の問題をまず指摘した。⁽¹⁴⁾ 武田は、かつてジャーナリストの玉木明が、主觀を嫌い客觀中立を装うために「……と思われる」といった受動態の表現が多用される点に注目したことを紹介し、このような表現は、「語り手の存在を隠し、未検証の語りの内容をあたかも客觀的な事実のごとく独り歩きさせ」、松本サリン事件報道などの報道事故が起きたとする。語り手の存在を隠した記事の問題点に対しては、「一人称で切々と語る記事が、個々人の経験に影を落としている社会のゆがみを広く認知させる、一種の議題設定機能を持つ場合がある」と肯定的な面があることも指摘した。

西田は、「結局のところ、バランスだ」とし、「エモい」記事を紙面から排除すべきだとはしていない。武田はさらに踏み込んで「個々人の思いが示されているに過ぎない『語り』は、他の証言や事実と照合させて検証されてこそ、客觀的な事実に近づく」と、紙面全体の中でのバランスではなく、1本の記事の中での「エモい」部分とファクトとの両立に意義があると指摘した。

同じ朝日新聞デジタルの「Re:Ron」で林香里は、「エピソード」と「データやファクト」を二項対立させることに対し批判的な見解を示したが、これらを「うまく組み合わせたストーリーをつくることこそ、ジャーナリズムの役割」と指摘した。⁽¹⁵⁾

テレビ朝日で記者経験がある奥村信幸は、「『エモい』というのは、単に感情を刺激する作用ですから、上乗せして『社会的に意味のある』メッセージを紡ぎ出す工夫が足りない」点、すなわち、内容が普遍化できていない点に問題があるのだと指摘した。⁽¹⁶⁾

実は、この両立については、古くから問題提起されている。例えば、朝日新聞記者で、編集局長も務めた外岡秀俊はこの論争とは無関係の文脈で、次のように述べている。「企画記事が『〇〇を通して××を描く』ものであることが分かってきた。〇〇が具体的な人であり、××が普遍的なテーマになる。例えば銃社会を書くとき、いくら統計を挙げても伝わらない。肌身の感覚は分からぬ」「NY タイムズの記事もそういう方式で、〇〇さんの具体的な話から入ってゆき、なぜそうなのかを探り、最後の方に統計が入って、知識人の見立てのような記事がつく。そして、〇〇さんのケースだけではない普遍性を持たせる。それで読み物として成立している。記者が訴えたいの

は××だが、それだけでは誰も読んでくれない。一方で、○○さん、Aさんを取り上げる根拠とか、この人を選んだ理由について説明できなければならない」。⁽¹⁷⁾

この外岡の指摘は、「エモい記事」論争をきっかけに示された記事の在り方をほとんど網羅している。エピソードによって読み手を引きつけるとともに、ファクトやデータをしっかり書き込み、普遍的な意味付けをする。また、エピソード自体も普遍的な意味合いを持つものであるべきだということだ。

大澤が書いたように、日本の新聞はクラスメディアではない形で発達してきた。このことが、社会の中間層を厚くすることにも寄与してきたとはいえないだろうか。自分がよく知らない、専門外の分野において、全くエピソードもナラティブもない文章を読むのは、相当な知的な訓練を積み重ねた人でないと困難である。いま、社会の分断が指摘されている中で目指すべきは、広く社会の融合に寄与することではないだろうか。小新聞でも大新聞でもない、多くの人の目を引き付け、ファクトを届ける「バランス」を追求する。このことを再確認し、記事のスタイルを摸索していく必要があるとこの論争は示したといえるだろう。

注

- (1) 日本新聞協会 (2025) 『新聞協会報』 2025年1月1日付。
- (2) 日本新聞協会 (2024) 『新聞協会報』 2024年9月24日付。
- (3) 日本新聞協会 (2024) 「Data & Research ④新聞社デジタル関連事業売上調査 (2023年度) 前年同期上回る流れ続く」『新聞研究』 2024年11月号。なお、一般紙の2社が前年同期の数値を変更したため、総平均を修正したとの注記がある。
- (4) 電通 (2024) 『2023年 日本の広告費』。https://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad_cost/2023/ (2025年1月13日閲覧)。
- (5) 三春充希が各社の情勢報道をまとめ、X (旧 twitter) に投稿している。<https://x.com/miraisyakai/status/1855200573471248467>、<https://x.com/miraisyakai/status/1855610046639669300> (いずれも2025年1月13日閲覧)。
- (6) 例えば、毎日新聞社 (2024) 『毎日新聞』 2024年11月13日付 (夕刊) など参照。
- (7) 每日新聞社 (2024) 『毎日新聞』 2024年12月23日付。
- (8) 新聞通信調査会 (2024) 「第17回 メディアに関する全国世論調査 (2024年)」[https://www.chosakai.gr.jp/wp-content/uploads/2024/10/●第17回 メディアに関する全国世論調査 \(2024年\) 報告書.pdf](https://www.chosakai.gr.jp/wp-content/uploads/2024/10/●第17回 メディアに関する全国世論調査 (2024年) 報告書.pdf) (2025年1月13日閲覧)。
- (9) 朝日新聞社 (2024) 「『公正な選挙報道』に向けて 編集局長便り11月30日号」(2024年11月30日配信、メールマガジン)。
- (10) 每日新聞社 (2024) 『毎日新聞』 2024年12月12日付。
- (11) 日本新聞協会 (1966) 「公職選挙法第148条に関する日本新聞協会編集委員会の統一見解 (要旨)」1966年12月8日。https://www.pressnet.or.jp/statement/report/661208_99.html (2025年1月13日閲覧)。
- (12) 西田亮介 (2024) 「Re:Ron 連載「西田亮介のN次元考」第7回 その『エモい記事』いりますか 苦悩する新聞への苦言と変化への提言」『朝日新聞デジタル』 2024年3月29日付。<https://digital.asahi.com/articles/ASS3W319WS3WULLI003M.html> (2025年1月13日閲覧)。

- (13) 大澤聰 (2024) 「再『小新聞』化するジャーナリズム」『Voice』2024年7月号。
- (14) 武田徹 (2024) 「メディアの風景 新聞報道における「語り」 社会問題、議題にする機能も」『毎日新聞』2024年4月22日付。
- (15) 朝日新聞社 (2024) 「Re:Ron データか『エモい』かでない補完こそ 林香里さんと考える新聞の役割」『朝日新聞デジタル』2024年7月1日付。<https://digital.asahi.com/articles/ASS6W1TM5S6WULLI005M.html> (2025年1月13日閲覧)。
- (16) 奥村信幸 (2024) 「ジャーナリズムとは何かを再考する（4の前編）『「エモい」だけの記事』の原因とは？」ヤフーニュース2024年4月16日付。<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/563815b873c39b753422919ce56294b24db62f7> (2025年1月13日閲覧)。
- (17) 及川智洋 (2024) 『外岡秀俊という新聞記者がいた』田畠書店。

2024年の放送界概観

梅 本 樹*

本稿では、2024年の放送界をいくつかのトピックスごとに概観する。

◆災害時の放送の役割

1月1日、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震（令和6年能登半島地震）が発生し、緊急地震速報のほか、能登に大津波警報、日本海側の広い範囲に津波警報と津波注意報が出され、NHKと民放は通常番組を報道特別番組に切り替えて放送。同日以降、テレビ各局は系列局の応援を得て取材や特番などの災害報道体制を敷いた。SNS上では被災者に向けた有益な情報だけでなく多数の偽情報も拡散され、放送はそれを打ち消す報道も行った。

1月4日、能登半島地震の影響で石川県輪島市の一帯でNHKと県内民放4局が停波していると総務省が発表。同9日、NHK、臨時対応として4月以降に停波する旧BSプレミアム（BS103ch）のチャンネルで地上波の全国ニュースや金沢放送局の地域向けニュースの放送を開始した。同12日からは総合テレビのほぼすべての番組も視聴可能となった。同24日、総務省がNHKと民放4局の地上波テレビの・ラジオの放送が同日13時30分までに復旧したと発表した。

◆改正放送法が公布

改正放送法が、衆参両院で可決・成立し、5月24日に公布された。今般は、大きく2つの改正事項があった。1つ目は、NHKが民放のあまねく受信努力義務（92条）の実施に必要な協力をすることを努力義務から義務に格上げするもので、公布日から3カ月以内に施行。放送が見聞きできる環境（受信環境）の整備について、民放が協力の協議を求めた場合に、NHKは正当な理由がない限り応じなくてはならない。総務省・NHK・民放で構成する「中継局共同利用推進全国協議会」における地上波テレビ中継局の共同利用の協議を法的にも後押しする改正だ。

2つ目は、NHKの必須業務に、番組（同時、見逃し・聴き逃し）と番組関連情報（ニュースなどの文字情報など）をネットを通じて配信することを追加するもので、公布日から1年6カ月以内に施行される。必須業務化に伴い、「特定必要的配信」の受信を開始した人は、テレビ放送と同様に、NHKと受信契約を結ぶ必要がある。NHKは2025年度後半のスタートを目指し、準備を進めており、特に、番組関連情報は、業務規程の策定が必要で、その規程が公正な競争に支障が生じるか否かについて利害関係者等の意見を聴取しなければならないこととなった。

改正放送法を受け、総務省は11月15日に「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議」を開催。同検証会議の構成員の意見を集約し、12月18日付で「日本放送協会の業務

*うめもと いつき 一般社団法人日本民間放送連盟 番組・著作権部

規程に係る意見」が総務大臣へ提出した。意見は、▽ NHK が提出した業務規程（=番組関連情報配信業務の実施に関する規程）の内容について、改正放送法の公正な競争の確保の規定に適合していないとする意見は見られなかった、▽ NHK が番組関連情報配信業務を実施するにあたっては、検証会議における構成員からの意見も踏まえて、メディアの多元性の確保を含む「公正な競争の確保」に向けて取り組んでいただきたい——としている。

なお、NHK と民放の地上テレビ中継局の共同利用を推進するため、NHK は12月3日、基幹放送局提供子会社（共同利用会社）の設立に向け、同子会社への出資を経営委員会で議決した。同13日には電波監理審議会は出資の認可を適当とする答申を出し、総務大臣が認可。同25日に設立され、2025年末を目途に事業を本格化させる方針だ。

◆総務省の動き

総務省は12月13日、「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）」を公表した。親会の取りまとめは、①放送の将来像、②小規模中継局等のブロードバンド等による代替、③ラジオ放送における経営の選択肢——の3テーマについて提言した。

上述の第3次取りまとめの提言に沿う形で、総務省は12月13日、「AM 局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」を改定した。AM 局の運用休止に係る特例措置の適用期間を、再度設けることが改定の主眼。基本方針は、民放 AM ラジオ事業者の FM 転換や AM 局廃局の検討に先立ち、その影響を検証するため、一定期間、AM 局を運用休止できる特例措置を設けることとし、2023年3月に公表していたもの。

◆トピックス

パリ2024オリンピックが7月26日から8月11日（現地時間）に開催され、日本は金20個、銀12個、銅13と合計45個のメダルを獲得し、海外開催の大会では金メダル数と合計数は史上最多を記録した。民放と NHK は開閉式や各競技を放送したほか、TVer と NHK プラスでそれぞれ配信した。ビデオリサーチの発表によると、関東地区の番組平均世帯視聴率では、8月5日の「バレーボール男子準々決勝・日本×イタリア」（NHK 総合）が23.1%でトップ。8月11日の「陸上・女子マラソン」（NHK 総合）が18.7%、7月31日の「バレーボール男子予選ラウンド・日本×アルゼンチン」（NHK テレ）の17.9%と続いた。TVer は、パリオリンピック期間中の特設サイトを開設し、NHK の地上波で放送する一部競技などを除き全試合同時・見逃し配信を実施するとともにテレビ中継がない競技も配信したほか、毎日ハイライト映像も届けた。8月14日、ビデオリサーチは、パリオリンピックコンテンツの総再生数が1億1,000万再生を突破したと発表した。

11月29日、日本テレビ系列4社（札幌テレビ放送・中京テレビ放送・読売テレビ放送・福岡放送）が2025年4月1日に認定放送持株会社「読売中京 FS ホールディングス」を設立し、経営統合すると発表した。

IBC 岩手放送など民放 AM ラジオ13社は、2月から AM 局の運用休止を順次開始した。AM ラジ

オ放送事業者の FM ラジオ放送への変更（FM 転換）や AM 局廃止の検討にあたり、その社会的影響やリスナーへの影響を最小限にする観点から、総務省は2023年に一定期間 AM ラジオ放送を休止する特例措置を設けた。23年の地上基幹放送の一斉再免許に合わせラジオ13社が特例措置の適用を受け、運用休止の開始に向けてリスナーや自治体などへの周知を行った。

◆番組等での問題

2月1日、日本テレビ系列31社で構成する「公益社団法人24時間テレビチャリティー委員会」は、2023年11月に発覚した日本海テレビ元幹部による寄付金着服を受け、再発防止策を発表。内部調査の結果、新たな不正事例は確認できなかったが、外部弁護士を含むチームを編成し、募金活動における新たな規約の策定や募金活動のモニタリング調査の実施などにより、信頼回復に努める。日本テレビは同17日、本事案の再発防止策の取り組みや考え方を特別番組で全国放送した。

2月8日、日本テレビは、漫画家の芦原妃名子さんの死去を受けて特別調査チームを設置。ドラマ化された人気漫画『セクシー田中さん』の脚本をめぐり、制作側と見解の違いが生じていたとされていることなどについて、これまで独自で調査を行ってきたが、小学館の協力を得て外部有識者に協力を依頼、ドラマ制作部門から独立して社内調査を進めた。5月31日に調査報告書を、7月22日には「日本テレビドラマ制作における指針」を公表した。

6月19日、TBS ラジオは、同社営業担当者が独断で CM 素材を差し替えていたと発表し、おわびした。9月4日に TBS ラジオと TBS ホールディングスが社内の調査結果と再発防止策などを公表したほか、民放連緊急対策委員会は民放連としての対応を決定するとともに同社に「厳重注意」文書を手交し、再発防止策の真摯な実行などを求めた。同6日、緊急対策委員会の審議結果を踏まえ、会員全社に「CM 取引・運行の再点検」と「コンプライアンスの徹底」を文書で要請。9月27日には「放送確認書の運用に関する全会議」をオンラインで開催し、放送確認書の重要性を認識するとともに、CM 取引および運航に関する社内プロセスを再点検する契機とした。

8月19日、NHK ラジオ国際放送などの中国語ニュースで中国籍の外部スタッフが原稿にない尖閣諸島の帰属などについて日本政府の公式見解とは異なる不適切な発言を約20秒ほど行った。NHK は陳謝し、同20日から中国語ニュースを事前収録に切り替えるとともに再発防止策を検討することを発表。9月10日、稻葉延雄 NHK 会長が記者会見で謝罪するとともに調査報告書を公表。同11日に総務省は NHK に「注意」の行政指導。公共放送の使命に反するとして、再発防止策の徹底の公表を求めた。

◆放送倫理・番組向上機構（BPO）の動向

NHK と民放連が作る放送界の第三者機関である放送倫理・番組向上機構（BPO）は、3月15日、2023年で発足20周年を迎えたことを記念し、『BPO の20年そして放送のこれから』を発行。各界の第一線で活躍する14人からの放送・BPO に向けたメッセージや設立20周年記念セッションの模様などを収録。無料電子書籍を BPO ウェブサイトに掲載している。

BPO は以下の決定などを公表した。

・放送倫理検証委員会

1月11日、TBS テレビの報道番組『news23』で2023年1月12日に放送した JA (農業協同組合) 職員による“自爆営業”をめぐる調査報道企画に「放送倫理違反があった」とする見解を公表した。 「取材源の秘匿を貫くことができなかった」と判断。ただし、各社が調査報道に積極的に取り組んでいることは高く評価し、挑戦の継続を期待した。

以上

ジャーナリズムとは何か

三 谷 文 栄*

1. 制度の機能不全

2024年は米国をはじめ、EU や台湾など多くの国で選挙が行われた「選挙イヤー」であった。選挙を通じて見えてきたのが、西欧民主主義諸国家における選挙制度が混乱に陥っている状況である。最も注目されたのはアメリカ大統領選である。2016年の大統領選ではロシアによる選挙介入が後に明らかとなり、ロシアゲートとして大きな問題になったのは記憶に新しい。これにより、選挙期間中に他国で生産された偽情報が流通する状況が示されたが、2024年の各国の選挙ではどうだったのだろうか。

欧州委員会は2024年12月、動画投稿アプリ TikTok の運営会社がEU のデジタルサービス法違反の疑いで調査を始めたことを発表した。11月24日に行われたルーマニアの大統領選挙で、特定のコンテンツを宣伝するインフルエンサーに報酬が支払われた可能性があるとして TikTok 利用規約（政治に関する報酬の支払いや有料広告の禁止）が徹底されていないと指摘したのである。実際、ルーマニア大統領選の第1回投票では、無所属で出馬したカリン・ジョルジェスク氏が事前の世論調査で支持率一桁台だったにもかかわらず、決選投票への進出を決めた。躍進の背景には、TikTok などでトレンド入りするなど、SNS を利用した選挙戦略が挙げられる。ルーマニアの憲法裁判所はこうした SNS 戦略にロシアが関与した可能性があるとして、第1回投票の無効の判断を下した。ルーマニア政府は2025年1月16日、やり直しの大統領選挙を5月4日に行うと発表した。

日本でも東京都知事選、兵庫県知事選、衆議院選とそれぞれでメディアの在り方をめぐって議論が活性化した。これらの選挙において、TikTok などソーシャルメディアを用いた情報発信が多分になされた。既存のマスメディアに対する不信が高い有権者たちは、こうしたソーシャルメディアの情報を信用したとされる。それは、他国で生産される偽情報のみに注意を向けるだけでは不十分であることを意味する。既存の公職選挙法が現在のソーシャルメディアを中心とするメディア環境にそぐわないものになっているのも事実である。また、ソーシャルメディアには情報源の怪しいものやそもそも一考に値しないものなど、問題のある情報が少なくない。では、マスメディアの情報発信には問題がなかったのだろうか。

2. ジャーナリズム制度の問題：エリート・規範・オーディエンス

したがって、こうした問い合わせに対することがジャーナリズム研究において喫緊の課題となる。それに応じた研究の中でも近年で注目すべきは、著名なジャーナリズム研究者である Barbie Zelizer が Pablo J. Boczkowski、C. W. Anderson とともに発表した *The Journalism Manifesto* である。その中で、Zelizer らは現在のジャーナリズムが抱える問題——ジャーナリズムに対する不

*みたに ふみえ 日本大学法学部新聞学科 准教授

信——は、デジタルメディアが普及したことに起因するものではないと指摘した (Zelizer, Boczkowski and Anderson 2022)。彼女らは、歴史的に制度化されてきた3つの側面——エリート、規範、オーディエンス——から考察し、現状のジャーナリズムが現在の社会に適合せずに不具合を生み出していることを示している。

第一のエリートの側面からは、ジャーナリズムが情報源としてエリートを重視してきたことが挙げられている。高名なジャーナリストであったウォルター・リップマンは、その古典的名著『世論』の中で、一般市民は公的事柄に対する関心が低く、何が起きているのかを知ることはほとんどないことから、政府の情報を誤りなく伝える情報局 (Information Bureau) を設立することを訴えた (1922=1987)。こうしたリップマンの姿勢からも明らかなように、いかにして政府高官から重要な情報を得るかはジャーナリストたちにとって必要なことであり、そこから得た情報によってニュースは構成されている。情報源としてエリートを重視することによって、ニュースには自然とエリートたちの意見が反映されることになる (Bennett, 1990; Hallin, 1986)。ジャーナリズムとエリートとの関係が深い一方で、周縁化された人々・集団・組織の声は反映されにくい。現在の民主主義国家においてエリートに対する不信が高まっているが、こうした社会変化にも関わらず、エリートを重視し、周縁化された人々の声を軽視するジャーナリズムは現在の社会に適合しなくなっている。

第二の規範では、透明性や政治からの独立などジャーナリズムの職業規範を検討している。ジャーナリズムの職業規範は、ジャーナリズムが専門職化する過程で生まれ、共有されてきたが、Zelizer らはこうした規範は後期近代の西欧リベラルデモクラシーの価値観と一致するとしている。その価値観の中には、リベラルデモクラシーにおいて重視されるエリートや経済発展が含まれており、ジャーナリズムはリベラルデモクラシーやエリート、そしてグローバルノースに暗黙の裡に迎合する規範を内在するという問題を抱えている。

第三のオーディエンスでは、インターネットの普及前後によってオーディエンスがいかに変化したのかを検討している。普及前では、オーディエンスとは、当然視された存在であり、その嗜好は厳密に調査されてこなかった。そのためジャーナリストは、オーディエンスにとって必要だとされる情報を伝えるという啓蒙の発想に基づいて活動していた。しかしインターネットの普及後では、オーディエンスは厳密に調査される対象となり、どの記事がどれほど読まれたかが明確にわかるようになった。こうしたオーディエンスの嗜好に沿った記事が求められるようになったのである。しかしその一方で、ジャーナリストたちは好まれる記事を完全に予想することはできず、後手に回っていると Zelizer らは指摘している。

このように、ジャーナリズムは現状にそぐわない価値観を内包しており、状況がより悪化する前に、ジャーナリズムの改革、あるいは革命が必要だと Zelizer らは述べている。その改革や革命で求められていることは、エリートではなく周縁化された人々を重視し、透明性や独立、客観報道などの規範を放棄しオーディエンスが望むような形で報道することである。では、こうした解決策が妥当なのであろうか。

3. ジャーナリズムとは何か？

Zelizer らは西欧諸国のジャーナリズムのみならず、グローバルサウスの国々のジャーナリズム

も参考にするべきだと繰り返し指摘している。確かに西欧諸国のジャーナリズムはリベラルデモクラシーを基礎にしているが、そのすべてが同じ形態ではない。例えばジャーナリズムの代表的な規範の一つに客観報道があるが、それも社会によって運用に差異が見られる。

客観報道は米国で生まれた。その起源には諸説あり、その妥当性がいまだに検討されているものの、客観性概念が米国では19世紀に広がり20世紀前半に定着したことは周知の事実である (Schudson 2001参照)。注目すべきは、米国で生まれた客観報道の規範は歴史的にも、今日でも、米国ジャーナリズムをヨーロッパ大陸のジャーナリズムと区別するものとなっているところにある (Donsbach and Klett 1993)。例えば歴史的には、19世紀のドイツでは、報道の自由とはジャーナリストが世論 (public sentiment) や意見を自由に表現することを意味しており、典型的なジャーナリストとは、自身の意見を曲げない編集者やコメンテーターであった (Donsbach and Klett 1993: 57)。今日においては、米国とヨーロッパ（英独仏伊）のジャーナリストに行った客観性に関する比較研究で、以下の差異が明らかになっている。それは、米英のジャーナリストでは利益団体や公衆、政治との仲介役として機能することが客観性において意識されている一方で、独仏伊のジャーナリストたちにとっての客観性とは調査報道を意味していた (Donsbach and Klett 1993: 78)。

このように、規範の一つである客観報道をとっても国家や社会で異なる形をしている。Zelizerらは「西側リベラルデモクラシーのジャーナリズム」とひとくくりにし、そのジャーナリズムのあり方を見直す必要を唱えるが、規範の在り方が異なるにもかかわらず、これらの諸国家で同様にジャーナリズムに対する不信が高まっているところを見ると、他にも検討すべきことがあるのではないだろうか。

また、客観報道の規範の観点からみると、2016年の選挙によってトランプ大統領が誕生した際、「ポピュリズム」や「感情」といった重要な概念が注目されたが、既存のマスメディアは感情を扱ってこなかったのかと改めて検討する必要があるだろう。世の中で生じている出来事の一部を選択して報道する過程において、ジャーナリストたちはその出来事に対して「怒り」や「喜び」を感じることは少なくない。また、事件・事故の被害者やその家族に取材に行くときに感じる感情的な負担は決して少ないものではない。こうしたことからジャーナリストとは感情労働であるとする指摘もある (ウォール=ヨルゲンセン 2019=2020)。2001年の同時多発テロとそれに続く対テロ戦争をめぐる報道は、感情的であり、プロパガンダ的であったとの指摘さえある (McChesney 2002: 94)。ここから見えてくることは、客観報道という規範が現在の社会状況にそぐわないものになっているという事実である。では、その規範を捨てた後に、一体どういったジャーナリズムが残るのだろうか。そして、それは「ジャーナリズム」と呼べるものだろうか。

このように、ジャーナリズムの不信の背景を検討する際には、その国の政治文化や社会で共有されている価値観なども踏まえて議論することが必要ではないだろうか。また、客観報道の規範でさえ異なる形で広がっているところを見ると、そこにおける「ジャーナリズム」とは何か、ジャーナリズムに対する不信の高まりを受けていかに変化しているのか、そして私たちの社会はジャーナリズムに何を求めているのかを改めて検討する必要があるだろう。

参考文献

- Bennett, L.W. (1990) "Toward a Theory of Press-State Relations in the United States," *Journal of Communication*, 40(2): 103-25.
- Donsbach, W. and Klett, B. (1993) "Subjective Objectivity. How Journalists in Four Countries Define a Term of Their Profession," *Gazette*, 51: 53-83.
- Hallin, D. (1986) *The Uncensored War: The Media and Vietnam*. University of California Press.
- リップマン、W. (1922=1987) 『世論』(下) 岩波文庫。
- McChesney, R. W. (2002) "The Structural Limitations of US Journalism," Zelizer, B. and Allan, S. (eds) *Journalism After September 11*, Routledge: 91-100.
- Schudson, M. (2001) "The Objective Norm in American Journalism," *Journalism*, 2(2): 149-170.
- ウォール=ヨルゲンセン、K. (2019=2020) 『メディアと感情の政治学』三谷文栄・山腰修三訳、勁草書房。
- Zelizer, B., Boczkowski, P. J. and Anderson, C. W. (2022) *The Journalism Manifesto*. Polity.

日本被団協 Nihon Hidankyo へのノーベル賞と溢れる泪 —「核のタブー (the nuclear taboo)」とスイス流平和の作り方—

伊藤 英一*

- 1、日本被団協 Nihon Hidankyo へのノーベル賞と溢れる泪
～受賞の喜びとスタンディング・オヴェーション～
- 2、敗戦国の悲哀と忍耐を乗り越えての訴え
～映画『原爆の子』と生徒児童感想文集『原爆はいやだ』～
- 3、海風と雨水からの被爆を越えて
～フランス領ポリネシアの核実験から～
- 4、フィンランドとスウェーデンの中立政策放棄と核の脅威
- 5、永世中立国スイスの国連参加と日本への共鳴
- 6、「核のタブー (the nuclear taboo)」とスイス流平和の作り方
(余談余録) 最初の女性ノーベル賞受賞者&被曝者
～マリ・キュリー夫人～

1、日本被団協 Nihon Hidankyo へのノーベル賞と溢れる泪 ～受賞の喜びとスタンディング・オヴェーション～

『日本被団協 Nihon Hidankyo は、被爆者 Hibakusha としての証言を世界に示すことで、核兵器のない世界を実現する為の努力を続け、核兵器が再び使用されなければならないという「核のタブー (the nuclear taboo)」を確立することに貢献してきた。』

このように、2024年10月11日、ノルウェー・ノーベル委員会のヨルゲン・ヴァトネ・フリードネス委員長 (Jørgen Watne Frydnes) は、世界からの報道陣を前に、2024年のノーベル平和賞が日本被団協 (日本原水爆被害者団体協議会) に授与されることを発表し、苦難を乗り越え世界に向けて「核のタブー (the nuclear taboo)」を確立して来た努力を礼賛すると同時に、その「核のタブー」が危機に瀕しつつあることへの懸念を強調した。

フリードネス委員長はノーベル委員会の母国語であるノルウェー語でもなく、またスウェーデン語でもない、英語で受賞者発表スピーチを行い、その中で受賞者組織名略称である日本被団協 Nihon Hidankyo と、その組織を構成し支える被爆者 Hibakusha との名称を明瞭な日本語で伝えた。

この発表の後、報道陣との質疑応答に入り、例年の如く地元のノルウェー・テレビ TV2 を筆頭にヨーロッパのベテラン記者による質問が当初続いたが、今回はロシアからの「核の威嚇」に苦し

*いとう えいいち 元日本大学法学部新聞学科 教授

むポーランド等の若手中堅記者の質疑も活発だった。特に、最後の質問者として、読売新聞パリ支局長の築田真樹子記者が、被爆者の方々の意志を次世代に継承する必要性と方策について、フリードネス委員長に積極果敢に質してくれ、頗もしくも嬉しい思いがした。日本のメディア、中でも世界一の発行部数を誇る読売新聞の現役記者が放つ存在感を、カタールのアルジャジーラ国際放送やイギリスのBBC放送の画面上で覗うことができたのは幸せであった。

この発表から2ヶ月後の2024年12月10日、同じくオスロで開催されたノーベル平和賞授賞式での記念講演は、日本被団協の田中熙巳代表委員が務められた。^{てるみ}92歳になられる田中代表委員が、中学2年の頃に長崎で被った経験から今日に至る迄の苦難の道を辿ることにより、「核のタブー」を確立し、堅守することが必須であることを訴えられた。

この講演は冒頭の挨拶から日本語で話され、司会のフリードネス委員長を始め、全員が母国語（ノルウェー語／ブークモール）でなく、英語で貫徹されているのにと、一瞬、懸念もよぎった。通訳を介すると、そのコミュニケーション効果は本来の60%から40%程度までに落ちてしまうことが多いからである。

余談になるが、自分自身も、国際会議では、基本的に話し手の声がそのまま伝えられるチャンネル（F）で聞き声調や話調を記憶理解するように務め、自分の言語能力が及ばないアラビア語等の場合は、スピーチの前後に本人や通訳の方の協力でフランス語や英語で内容を把握できる手段入手できるよう手立てを講じるようにしていた。多くの国際会議場では、イヤフォン用のチャンネルの内、チャンネルFがFloor（話し手の言葉がそのまま原語で流される）、チャンネル1が英語、チャンネル2がフランス語に設定されていることが多かった。学生諸君に、話し手の言葉をそのまま、通訳を介することなく、懸命に理解することを優先するように薦めて来たのも、話し手の声そのものを、そのまま一期一会の精神で吸収出来るには、その時々を逃しては有り得ないと考えて来たからである。

しかし、このような懸念も、杞憂に過ぎなかった。

今回の記念講演での田中熙巳代表委員の日本語によるスピーチは素晴らしかった。また、同時通訳も意訳的な部分を含め臨機応変で立派だったのである。長崎市街に投下された原爆の爆風により、田中少年の上に覆い被さったガラスの不思議な話から始まり、その向学心と向上心に溢れた少年が乗り越えて来た艱難辛苦は、訥々と話された日本語でも、リリカルに訳された英語でも十二分に伝えられ、「核のタブー」が揺らぐことはあってはならないとの熱意が溢れていた。

スピーチの後、暫時訪れた静寂の間を置いて、不自由な足にも拘わらず立ち上がり拍手されたノルウェー国王陛下をはじめ、満場のスタンディング・オヴェーションの温かさと力強さには感動を覚えさせられた。

ヨーロッパ全域ネットのユーロヴィジョン⁽²⁾を通じて中継されたスピーチを含む授賞式の模様は、オリジナルの日本語に同時通訳の英語を重ねる方式で放送され、国際会議中継の最新技術の粋を享受することが出来ていた。

「感動的な日本被爆者の核兵器反対宣言 (Le vibrant manifeste des victimes japonaises contre l'arme nucléaire)⁽³⁾」との見出いで田中熙巳代表委員の記念講演を報じたのは、フランスのル・モンド紙系週刊誌クリエ・アンテルナショナルである。ここで「感動的な」と訳したフランス語は *vibrant* との形容詞で、「すごく / とっても / 超感動的」とも訳すべきような、強く揺さぶられるような感情や暴力的とも言える感覚をもたらす誘因を受けた情動を形容している。

自分自身がジャーナリズムに関心を持つ切っ掛けとなったのは、18歳の頃に学んだ、ル・モンド紙創設者であるユベール (Hubert Beuve-Méry) 先生の講義を受けてからである。そのユベール先生ならば絶対に許されないような主観的な形容詞に *vibrant* は属すると思われる。そんな *vibrant* が見出しに使われる程の感動を与えたのが、田中熙巳代表委員の記念講演だったとも言える。

もっとも、こんなことは50年前、半世紀も前の話である。その頃は、写真は一瞬の情景を切り取ることで読者に先入観を植え付ける可能性が高い。従って、客観報道を阻害する怖れがあるので一切許されないとし、活字を主体にした紙面作りにル・モンド紙が心掛けていた時代ではある。

今では、ル・モンド紙も写真が、それも華やかなカラー写真が紙面を彩っている時代であり、ましてや傍系誌のクリエ・アンテルナショナルの誌面の見出しの話であるから、田中熙巳代表委員の記念講演が「(すごく / 超) 感動的な日本被爆者の核兵器反対宣言 (Le vibrant manifeste des victimes japonaises contre l'arme nucléaire)⁽⁴⁾」との見出いで報じられたとしても驚くには値しないのではある。

しかし、半世紀以上にわたって、ニュースには冷静に、第三者的に、批判的に接するように心掛けて来た筈の自分であるのに、あの記念講演を拝聴しながら、この胸に込み上げて来るような泪を押さえることが出来なかつたのも、恥ずかしくはあるが事実である。個人的な主観の話に過ぎないが、クリエ・アンテルナショナル誌の見出しは自分の感想を代弁してくれているようで嬉しかつた。

その記事では、「核のタブー (Le tabou du nucléaire)⁽⁵⁾」が崩壊しかねない昨今情勢への懸念をノーベル委員会が抱いていると報じられた。

また、フランス国営放送の取材陣によれば「核のタブー (Le tabou nucléaire = Le tabou de l'utilisation des armes nucléaires / 核兵器使用のタブー)」の揺らぎを防御し、護持する対処策を講じる方向が、今年のノーベル委員会にとっての最優先課題であったことも紹介されている。⁽⁶⁾

ところで、ここに引用紹介した「核のタブー (the nuclear taboo)」のフランス語での訳語も、① *Le tabou du nucléaire* (核のタブー)、② *Le tabou nucléaire* (核タブー)、③ *Le tabou de l'utilisation des armes nucléaires* (核兵器使用のタブー) と三者三様である。核武装大国を自認するフランスでは、今回のノーベル平和賞で謳われた「核のタブー」と言う表現が根付いていないことが覗える。

日本被団協が被爆者の証言を世界に伝え、「核のタブー」を国際規範として形成して來たことへ

の貢献は絶大なものである。第二次世界大戦後80年になろうとする今日まで、核兵器の使用についての制御抑止機能を道徳面、精神面で發揮して来たのが「核のタブー」である。全世界、全人類が共有すべき地球的道徳規範としての「核のタブー」の存立基盤が揺らぎつつある今日、被爆者の証言に世界が耳を傾ける意義は大きい。

もっとも、核兵器廃絶を目指す日本被団協と「核のタブー」確立を高く評価するノーベル委員会との間に或る程度の距離があることは否めない。⁽⁷⁾

また、広島と長崎に原爆が投下された1945年から、日本被団協が結成された1956年までの11年間にわたる空白期間の重みと苦難が忘れられてはならない。特に、1945年から1952年までの7年間にわたって日本は、敗戦国として連合国軍最高司令官総司令部の占領下にあり、特に原爆関係の情報管制には厳しいものがあったのだろう。

それにしても、日本被団協へのノーベル平和賞は遅きに失した感が否めない。とは言え、第二次世界大戦後80年を期しての受賞であることのタイミングを生かし、海外の反響を注視し、日本被団協がこれから目指して行く方向性と役割を再検証して、次世代への良き継承に資することが重要である。

ドイツ・ヴェレ放送のフランス語版ウェブサイトは、ノーベル委員会のオラフ・ノルスタド事務局長が「樂観的でいられない世界情勢の渦中で、今回の平和賞は今までに無い重要なもの」と、委員長による受賞者公表に先立って述べたと報じている。⁽⁸⁾

ところで、田中熙巳代表委員のスピーチを「(超) 感動的な日本被爆者の核兵器反対宣言」と讃えたフランスのメディアがある一方で、日本のメディアの中には、スピーチの足を引っ張るような新聞もあった。朝日新聞の場合は、2024年12月12日付け朝刊の27面(社会面)右上に大きく『国家の責任問う「予定外」の発言』と5段抜きの副見出しを打っていた。⁽⁹⁾

『国家の責任問う「予定外」の発言』と強調した理由や意図は何だったのか。弱い一民間人が国家の責任を問うことには勇気がいる。それを応援支援するのがメディアの使命なのではないのだろうか？？

予稿や発言予定メモ等が求められる場合、通訳翻訳等のロジスティクスがらみの善意のものもあるが、事前のチェックが検閲的機能を果たす危険も伴っているのである。そのようなリスクは排除し回避する必要がある。

予稿はあくまでも ^{あらかじ}予め準備した原稿に過ぎない。本番の発言は、先が読めなく、ぶっつけで即興的であるからこそ、訴える力強さが伴うのである。^{いたずら}悪戯に予稿から外れないことを良しとするのは、昔日の検閲が厳しかった時代限りで終止符を打つべきである。自由を蔑ろにして反省もない時代の残滓が日本社会の随所に色濃く残っていることは否めない。^{ないがし}

報道の自由、表現の自由を標榜する新聞が、その自由を侵害するようなチェックまがいの機能を發揮しようとすることに疑問を抱かないことがどんなに危険なことか、メディアの歴史を学び直す必要があると思われる。

情報流通の自由、報道の自由、表現の自由を守ることは、日本被団協が世界に向けて貢献して来た「核のタブー」を尊重することにも直結している。

核兵器を威嚇手段に利用し、その使用を躊躇わないと公言する国々の顕在化に歯止めがかかるない今日なのである。ロシアによるウクライナ侵攻以降、核兵器を巡る悪循環が回転しつつある危険性が増している。

長く永世中立国であることを国是として来たスイスでは中立への疑念や内省も高まっており、スカンディナヴィア諸国の中立は既に過去のものとなっている。

そして、冷戦終結時に世界第3位の核武装大国だったウクライナは、その後に核武装を放棄してしまった代償を2022年初頭のロシアによる侵攻をうけ、その防戦として扱わされている悲惨な状況を直視する必要がある。⁽¹⁰⁾

今回の平和賞に関するヨーロッパでの報道を受けた読者や視聴者のコメントには、何故もっと以前に、遅くとも1950年代から60年代には広島と長崎の被爆者 hibakusha の方々に平和賞が授与されていて然るべきであったのではとの意見が散見された。余りにも長い期間、ノーベル平和賞の有力な潜在的候補であったのだ (Candidat potentiel de longue date pour le Nobel de la paix)⁽¹¹⁾。加えて、日本被団協 Nihon Hidankyo の設立結成が被爆後11年と長い空白期間があったのかとの疑問もヨーロッパのメディアから垣間見られた。

1946年（昭和21年）2月末生まれの自分自身、同学年の学友半数が戦中生まれで、残りの半数が戦後生まれに属する年代である。余り疑問にも思っていなかった、あるいは疑問を持つことを許されなかったままだったことがあるのではないか。

また、スイスやフランスのメディアへの反響と敗戦国ドイツのメディアへの反響との違いもあり気になった。

そこで、先ず自分自身の幼少時代の経験を振り返った後、ヨーロッパのメディアに関する動きに立ち戻って見ることとしたい。

2、敗戦国の悲哀と忍耐を乗り越えての訴え

～映画『原爆の子』と生徒児童感想文集『原爆はいやだ』～

1953年（昭和28年）、小学2年生だった2学期末の頃である。クラス担任の志田忠子先生から小さくて薄い本を手渡された。「一学期の5月、皆さん一緒に講堂で見てもらった映画『原爆の子』の感想文集が本になりました。この石榑小学校からは、あなたと3年生の岩花さん、御二人の感想文が選ばれているので差し上げます」とのことだった。

表紙にはオルガンを弾く女の先生を、手をつないで輪になって囲みながら子供たちが合唱する姿を描いた木版画で飾られた、可愛い本だった。ただ、その本を開いてみると、自分が「アメリカ」と書いた筈の活字の上には「〇〇〇〇」と印刷された小さな紙が貼られ、読めないようになってい

た。

自分が何か悪いことでもしたかのような印象で、家に帰っても、その本は隠しちゃなしにした。書いたり、話をしたりして、「いけません」と注意されるよりも、山や野原でツマキチョウやギフトチョウを観察したり、谷川でモリアオガエルに夢中になる方が自由な幸せを感じられた。

また、祖父の弟夫婦である大叔父と大叔母が慈しみ将来に期待を寄せていた息子である叔父が白血病で夭折した。^{くれ}呉軍港に新米軍医として赴任、程なく、B29爆撃機から爆弾を投下された広島での救護活動に駆けつけたと言う。精神的に打ちのめされて、鈴鹿山脈の麓にある田舎に帰った彼は寡黙だった。静かに縁側から庭を眺めながらモーツアルトやシューベルトのレコードに聴き入ることに徹していた。そして、叔父が白血病で逝去した後は、大叔父と大叔母も寡黙になっただけでなく、レコードすら懸けられない静寂な空気に包まれた。

父は百式偵察機操縦の陸軍将校であり撃墜された傷も癒えきっていないのに戦後は横須賀の米海軍に通訳として徴用されて2年程、結核を患い久里浜の隔離病棟で療養した後に龍ヶ岳の山懐に帰郷、動植物の探求に没頭しながら沈黙生活を送っていた。南洋で魚雷攻撃を受け1週間漂って奇跡的に生還した商船学校出の叔父（父のすぐ下の弟；貢叔父）もまた、竹細工や藁仕事を幼少時の不肖に優しく教えてくれながらも言葉少ない日々を過ごしていた。

「言い訳けはしない」と繰り返していた父や叔父たちの本音の話を聴きたかった。と言うよりも、腹を割って話をしてくれる導く能力を身につけ、そんな能力を駆使して話し合いたかったと慚愧の念がいや増すこの頃である。

田中熙巳代表委員の記念講演は、それこそ感動的だった。これを言ってはいけない、あれは話してもらったら困る等々周囲からの制約もあり、自分自身の内心的葛藤や苦悩もあったろうに、それらに打ち勝って、訥々と講じられる姿をうかがって、胸の中に込み上げて来る泪のようなものを抑えることが出来なかった。

そこで思い直して、小学2年生の頃に、いただいた感想文集を探し出してみた。

書名は『原爆はいやだ：員弁郡中小学校生徒児童感想文集』、編者は岸本喜久一先生他、出版社は地元の「さのや石井書店」で、出版年は1953（昭和28）年である。

当時の田舎で、三重県員弁郡内23校1分校にのぼる小中学校を巡回しての映画『原爆の子』上映会を開催し、更に感想文集まで出版されている。先生方の奮闘努力振りが推察されて、頭が下がる思いがした。

『子供の幸福を念願する者にとって「ノー、モア、ヒロシマ」の合言葉は国内外を問わず、又社会の階層の如何を問わず、人道の名に於いて、強く呼ばれ訴えられなければならぬことと思います』と発刊の辞に記した水谷忠夫先生の意図が新鮮な言葉となって語りかけて来るようだ。その辞には、出版関連費用は全額「さのや石井書店」が自発的に負担して下さったと記されている。

しかし、その「さのや石井書店」は2023年（令和5年）7月に閉店したと聞く。『原爆はいやだ』

が出版されてから70年余りを経ての閉店となる。地方文化の星が消えたかのようで淋しい。子供の頃、保育社の蝶類図鑑等を買いに立ち寄る度に、嬉しそうに話しかけて下さった書店主の思い出が懐かしい。拙文の掲載費用のみならず、検閲 / 自主検閲費用まで御負担いただいたのかと思うと心苦しい思いがして来る。今、読み返してみると、その稚拙さに情け無くなるような、子供っぽい「おやがうしなわれるような、こわいばくだんが、まだ  のこっているに、ちがいありません。⁽¹³⁾」、との文章に、小さく切りぬいたシール  を貼っていただいてまで出版に漕ぎ着けて下さった先生や関係者の方々に感謝の思いが湧いて来る。

ちなみに、1980年に発刊された『三重県教育史』⁽¹⁴⁾には、『原爆はいやだ：員弁郡中小学校生徒児童感想文集』（さのや石井書店）について、「子どもの作文の中の、原爆投下責任を問うような箇所には伏せ字用紙がはられている」と記載されている。

ここで、1952年（昭和27年）の8月に公開された映画作品の『原爆の子』⁽¹⁵⁾を改めて視聴した。残念ながら73年近く前に視たとの記憶は蘇ることなく朧気なままだった。しかし、中学生や小学校上級生の先輩たちの感想文に記されていた映画の情景がありありと『原爆の子』の映像となって再現されてくる度に、先輩方の観察眼の鋭さに感心させられると同時に、年上の皆さんの感想文と映画そのものの素晴らしさが理解できた。

同時に、当時、言及してはいけない、触れてはいけないとされていた部分も推察されて、欠落している情景や伏せられた情報が大きいことを改めて認識させられた。

しかしながら、沈黙を強いられた記憶、焼却された記録、消去された情報等は、亡くなられた命と共に生き返ることがないのである。

その空白には心して対処していかなければならない。

ただ、日本被団協 Nihon Hidankyo の設立結成までに、被爆後11年と長い空白期間があったことへの海外からの素朴とも言える疑問には、敗戦国としての忍耐と悲哀を乗り越えて訴える為に必要な期間であったことや、さり気なくとも占領下を含む制約があったことは理解してもらう必要がある。更に、海外だけで無く、日本の若い世代にも、戦後には戦前戦中と違った形で、検閲や自由の制約があったことを学んでもらうことが望ましい。

なお、この被爆後の空白期間の記憶や記録は、広島の阿部静子さんの例からも見受けられるように被爆者や支援者の方々の個人的な貢献ともすれば犠牲に依存して来た部分が多い。貴重な記憶や記録の修復や回復と保全を社会的に図っておくことが急務であろう。この面では、AI技術を活用して残されたモノクローム写真のカラー写真化を図るに際し、97歳になられる阿部静子さんとの対話を通じて彼女の記憶を辿りながら色彩を策定、補正した上で、カラー写真として広く世に問う努力を続けている広島テレビの庭田杏珠記者をはじめとした、若い世代の活躍に期待したい。⁽¹⁶⁾

「明るい色は平和な色です」との、阿部静子さんの感性は麗しくも美しく素晴らしい。ただ、先に触れたユベール先生の危惧にもあったように、写真情報は受け手に先入観を与えてしまうリスク⁽¹⁷⁾

も多く、カラーの選定や定着にあたっては、大変な作業であると推察されるが、今後とも、世界に向けて訴求力のある発信に次世代の方々が力を発揮して下さることを祈りたい。

また、第五福竜丸をはじめとした海洋関係被爆者を包摂しての論議に際しては、フランスが実施したサハラ砂漠や南太平洋ポリネシアでの核実験による被爆者への配慮、更にはその他の国による核実験被爆者への思いやりも必要である。その存在を考慮することに心掛けるだけでなく、むしろアルジェリアやポリネシアの被爆者の声を世界に伝える役割を担うことが望まれる。

ともすれば、被爆者は広島、長崎、第五福竜丸の被爆経験者に限られるかのような誤解を与えてしまうこともありがちであり、地球全体を視野に入れながら、「核のタブー」を守る人々の輪を広げて行く努力を続けていただきたい。

3、海風と雨水からの被爆を越えて

～フランス領ポリネシアの核実験から～

環状珊瑚礁（環礁）^{Atoll}とは、文字通り、環を描くように珊瑚が形成した浅瀬の島々である。美しい南太平洋ポリネシアのムルロア（Mururoa）環礁とファンガトファ（Fangataufa）環礁が、フランスの核開発の場に選定され、1966年から1996年にかけての30年間、193回に及ぶ核爆発の実験場として使用された。

その193回の実験中の一つの例として、1974年7月17日7時4分ムルロア環礁で実施されたサントール核爆発実験のケースを見てみよう。⁽¹⁹⁾爆発高度が当初予定の高度8000メートルの大気圏（対流圏）に達せず、高度5200メートルの上空で爆発してしまった。爆発後の風の方向も北北西から、北西にカーブ、放射能雲（nuage radioactive）が42時間後にはタヒチを直撃したのである。この時の実験で、放射能を浴びた人は11万人と、仏領ポリネシアのほぼ全域の人々が被爆したと研究報告されている。⁽²⁰⁾また、プリンストン大学の報告でも、核実験の影響は、ヨーロッパ全域に相当する広さに及んでいたとのことである。⁽²¹⁾

なお、193回の核爆発実験の内、1974年以前の46回は大気圏内核実験として実施されたが、1975年以降の147回分は地下あるいはラグーン内での実験に移行されている。しかし、地下だから、空中に飛散しないから安全とみることは危険で、珊瑚礁という脆弱な地盤で、地震や津波には弱く、水質の保全にも問題があったことに懸念が持たれている。⁽²²⁾

また、ポリネシアでの核実験以前、フランスは1960年から翌年にかけ、アルジェリア南方のレガネで4回の大気圏内核実験を、次いで1961年から1966年にかけてアルジェリア南方サハラ砂漠内のイン・エケルで13回の地下核実験を実施していた。⁽²³⁾

被爆被害への補償を担当するフランスの独立行政機関として「核実験被爆者補償委員会（Le

Comité d'indemnisation des victimes des essais nucléaires ;CIVEN)⁽²⁴⁾」が設置されており、相当数の罹災者は申請資格を有すると想定されているものの2019年11月時点で認定されたケースは454名に留まったとのことである。⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾

当初の予想を二桁も下回る被爆者認定数に留まっている理由について、プリンストン大学のセbastien Philippe (Sébastien Philippe) 研究員は、現地の人々が計測している可能性のない記録データや入手不可能な計測器によるデータを当局が求めたりしており、改善が必要だと指摘している。⁽²⁷⁾

2021年7月28日、ポリネシアを訪問中のエマニュエル・マクロン大統領は、嘘はつかず隠し事もせず、今後は「真実と透明性 (la vérité et la transparence)」を約束すると人々に訴えかけた。「何十年もついて来た嘘は終わりにしたい (Parce que je veux qu'on en finisse avec le pacte du mensonge pendant des décennies)」との言葉には力があった。⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾

ここで、嘘と断言されているのは、特に「核」や「核実験」のことに、「清潔な／清らかな／汚染の無い」と誤解させるような形容詞「propre (s)」で飾って来たことが大きい。この点について、マクロン大統領は実直で、「propres (汚染が無い) とは、絶対に言ってはならなかつたし (dont on ne peut absolument pas dire qu'ils étaient propres)、国 (La nation) としてポリネシアに借りがある」と言い切っている。⁽³⁰⁾

しかし、フランスは、ポリネシアに「借り／負債 (dettes)」があることを強調し、「賠償する (indemniser) 用意」については明言したものの、中身はなく、詫びることも無いままに終止した。⁽³¹⁾

アルジェリアに続いてポリネシアで行った核実験の被爆者の問題が、フランス本国でメディアの関心を呼ぶことは殆ど無い一方で、ロシアによる核の威嚇に対応してフランスの核の傘の下にヨーロッパの国々をとの話題や、ミサイルや爆撃機、原子力潜水艦のような核の輸送手段の輸出と言つた目先のビジネス・チャンスに直結するような話の方が好まれているようだ。

2024年夏のパリ・オリンピック、サーフィン競技の会場にはパリから遠く地球の裏側に位置する南太平洋ポリネシアの風の島、タヒチのテアフポオ / テアウポオ (Teahupoo'ō) が選ばれ、雄大な、時として悪魔的とも呼ばれるような大波に乗つて、美しい海と島々を背景にサーフィンが競われた。⁽³²⁾

アルジェリアに引き続き、ポリネシアで核実験を繰り返したフランスにとって、被爆責任を担うべき国の話題は決して日本やアメリカに限定されるものではない筈だが、日本被団協のノーベル平和賞受賞のニュースも、被爆被害の話題が広島、長崎に限定される傾向があった。

2024年10月11日のル・モンド電子版の話題も、日本被団協の核兵器反対の運動の紹介程度に留められていた。⁽³³⁾

日本被団協の核廃絶運動や、「核のタブー」への貢献については、フランス国営ラジオ・テレビ系メディアの方が掘り下げた情報を提供していた。⁽³⁴⁾

今回のノーベル賞は、尊敬に値する日本被団協の地道な貢献への賛辞としてだけで無く、「核の

タブー」が弛緩、核がテロ行為等に利用される危険への警鐘として傾聴するべきとの意見が述べられた。⁽³⁵⁾

4、フィンランドとスウェーデンの中立政策放棄と核の脅威

ノルウェーのオスロ平和研究所（Institutt for fredsforskning / Peace Research Institute Oslo ; PRIO）が発表した、国際紛争についての2023年統計によれば、一年間で59回にのぼる国家間武力衝突があったが、約半数の28回がアフリカ大陸で起こっており、ここ10年で倍増しているとのことである。⁽³⁶⁾ また、2023年に入ってからのウクライナでの戦死者は7万1千名、ガザでは3ヶ月間で2万3千名が殺害される等、厳しい状況が生じている。⁽³⁷⁾

加えて、ウクライナ侵攻以来、ロシアは核兵器利用の基準変更を度重なって行い、「核のタブー」を無視したかのように、威嚇的な手段として、⁽³⁸⁾ メディア上でも核兵器利用について言及してきた。

2024年11月19日のBBC放送によれば、①非核国からの攻撃であっても、支援を受けている核保有国との連携攻撃と見做す、②通常兵器等による大量攻撃に対しても核による応戦を行うクライテリアに合致すると見做す、等の変更に、⁽³⁹⁾ プーチン大統領が⁽⁴⁰⁾ rubber stamped 押印したとのことである。ウクライナへの侵攻、開戦1千日目の火曜日であった。

ロシアによるウクライナ侵攻がフィンランドとスウェーデンに与えたインパクトは大きかった。2022年中に両国とも中立政策を断念すると同時に、NATO（北大西洋条約機構：North Atlantic Treaty Organization / NATO, L'Organisation du Traité de l'Atlantique Nord / OTAN）への加盟を申請した。⁽³⁹⁾ フィンランドは2023年4月4日に31番目のNATO加盟国に、⁽⁴⁰⁾ スウェーデンは⁽⁴¹⁾ クルド民族への対応問題でトルコとの折衝もあり手間取ったものの⁽⁴²⁾ 2024年3月7日に32番目のNATO加盟国となっている。⁽⁴³⁾

フィンランドとスウェーデン両国の中立政策放棄に関しては、永世中立国スイスのメディアの関心も高く、度重なるインタビューが街中の市民に行われ、放映されている。

両国での市民の反応には、NATOへの加盟がもたらしてくれる安全保障への期待感や安堵感が示され、ロシアと国境を接する人々の恐怖感、特に先が見えない不安感には厳しいものが覗えた。特に、フィンランドは、歴史的に大国スウェーデンとロシアの狭間にあって、再三ロシアからは領土の割譲を強いられて来た経緯のある一方で、愛国的な祖国防衛の実績と誇り高い歴史があった。⁽⁴⁴⁾ また、スウェーデンは過去200年間、2世紀にわたって中立を保持してきた独立大国としての伝統に愛着を示す向きも顕著だった。スイスのインタビュアーに対して、スイスはロシアとの間に多くの国々があり防御されているから一寸違うよね、と言った皮肉混じりの反応もあった。ミサイルを使って核攻撃を受けたら防御策はあるのかとの逆質問にはインタビュアーも戸惑ってしまう場面も見られた。

フィンランドとスウェーデン両国の中立政策放棄にはロシアの脅威への対処上、やむを得ない側面もある。ただ、両国とも、国民の所得、教育、文化、メディアの自由度等々で世界の最高水準を

維持して来た実績があり、中立政策との関連性を再検証すると同時に、そこから世界平和への道を探る糸口を見出しきることも可能なのではないかとも考えられる。⁽⁴⁵⁾

平和な世界の模範を示してきたフィンランドとスウェーデン両国がNATOの傘の下に隠れざるを得ない情勢となったのである。

ロシアがウクライナに侵攻したインパクトは、永世中立国スイスの人々にも大きな動揺を与えており。スイスの地政学的状況の未来を否定的に見る者が82%と圧倒するようになり、肯定的に見る者が18%に激減している。⁽⁴⁶⁾

ただし、フィンランドとスウェーデン両国が中立を断念しNATOに加入した情勢にも拘わらず、スイスではNATOに加入することには、依然として反対派が70%と多く、賛成は30%に留まっている。もっとも、NATOと技術開発で協力することへの賛成は72%に増えており、反対は28%となっている。スイスに於いても、プーチンへの警戒感が強くなっていることが覗える。

5、永世中立国スイスの国連参加と日本への共鳴

永世中立国スイスの国民には、1815年にウィーン会議で付与された永世中立 (neutralité perpétuelle/permanente) の原則を尊重し、厳守することに誇りを持っている人が多いと言われる。永世中立国となってから、既に210年の年月が過ぎた。しかし、その道程は決して平坦なものではなく、中立の有り様については様々な困難に直面してきた。

第一次世界大戦後に設立された国際連盟 (The League of Nations; LN/LoN, La Société des Nations; SDN/SdN) の本部を、スイスの外交筋としては、スイスのジュネーブに招聘したものの、その先は内外両面で困難を極めた。特に、国際連盟そのものとスイス連邦との間の距離感をどのように保つかについては苦難の連続であった。国際連盟の創始は第一次世界大戦の勝者を中心とした組織だった。しかし、スイスの隣国であり、北側国境を接するドイツと、東側国境を接するオーストリアの独塊両国とも第一次世界大戦の敗者として国際連盟と当初は距離を置かざるを得ない状況にあった。それだけでなく、スイス国民でドイツ語 (Schwyzerdütsch / Schweizerdeutsch) を母語とする人々が約64%を占め、総人口のおおよそ三分の二のスイス国民は言語的にも国際連盟に親近感を感じる可能性は低い状況で、スイスの中立性以前の問題もあったと考えられる。

第二次世界大戦後に設立された国際連合 (国連, The United Nations ; UN, L'Organisation des Nations unies ; ONU) の本部はニューヨークとなり、ジュネーブは欧州本部の所在地とはなったものの、スイスが国として国連に加盟することは自制されていた。

ところが、21世紀に入って間もなく、2002年3月3日、国民投票で55%による賛成が得られると共に、スイス連邦 (Confédération suisse)⁽⁴⁷⁾ を構成する26州⁽⁴⁸⁾の過半の賛成を辛うじて得ることにより、国連に加盟することになった。ただ、この時の投票率は、その重要性は認識されていた筈なの

に、異常とも言える低いものだった。スイスの人々にとって、むしろ白黒（スイスの旗の色から見れば赤白か）を決めたくない問題で、投票に行くのを嫌がったと見る者もいる。

しかし、国連加入後20年程を経て、2023-2024年の任期で、国連の非常任理事国に選任され、その責務を果たして来た。戦力の軍事的行使に拘わらない限り、その永世中立の地位に抵触しないとの考え方である。

そのスイスは国連の非常任理事国として就任する半年ほど先立つ2022年8月1日から26日にニューヨークの国連本部で開催された核拡散防止条約（The Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons /The Non-Proliferation Treaty ; NPT, Le traité sur la non-prolifération des armes nucléaires ; TNP）の第10回再検討会議に参加している。⁽⁴⁹⁾

この会議の開会にあたって、スイスのイグナティオ・カシス大統領は、ロシアによるウクライナへの侵攻以来、核の脅威がより現実的なものとして立ちはだかって来ており、対策を講じることを求めた。「核保有国はその蓄積を断念し、武装の管理と非武装に向けての道に立ち返るよう」訴えた。そこでは、核拡散防止条約と核兵器禁止条約（The Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons /The Nuclear Weapon Ban Treaty ; TPNW, Le traité sur l'interdiction des armes nucléaires; TIAN）との2つの条約の建設的一本化の意図も示されていた。

歴史を遡るが、1962年10月のキューバ危機では暗示論的終末を迎えるかとすら危惧されたが、これを辛うじて回避し、乗り越えた1968年に締結されたのが核拡散防止条約（NPT）で、1970年に発効するに至っている。この時点で保管庫や潜水艦に搭載されていた核弾頭は7万発で、この地球の抱えるリスクは最高度に達していたとされる。⁽⁵⁰⁾

それから半世紀余り、核兵器削減の努力と成果は顕著であった。しかし、今もなお、核兵器を保有する九カ国は1万3千発の核弾頭を貯蔵しており、人類を絶滅させるだけでなく、地球を荒廃させてしまうに十分な破壊力を現有している。

残念ながら、このところ、核武装解除の方向は停滞頓挫したままであり、核兵器の使用や暴発することを防止する具体策が講じられることが急務となっている。

そこで、2022年8月、スイスのイグナティオ・カシス大統領は、人類と地球環境の破局を回避する為にも、核拡散防止条約（NPT）と核兵器禁止条約両条約（TPNW）との間の建設的な連携結合点を見出す必要があるとの考えを示したのだった。

スイスは2002年9月10日、国連の190番目の加盟国となったが、それから20年、ようやく安保理の非常任理事国として立候補した。2022年6月9日の国連総会で190票中187票の支持を獲得、98.42%と言う記録的な高い支持率で当選、2023年1月1日から2024年12月31日までの任期で安全保障理事会非常任理事国に選任されている。以来、非常任理事国としての貢献への評価が高まるにつれて、逆にスイスの中立国としての立場に内外から疑問符がついてくると言うアンビヴァレントな、また逆説的な矛盾も生じていることは否めない。⁽⁵¹⁾

2023年2月24日の安全保障理事会にスイスの連邦顧問として出席したイグナティオ・カシス前大統領はロシアに対しジュネーブ条約を尊重してウクライナから即時撤退をするように主張、「中立

とは、国際条約侵犯に無関心でいることではない」と断言している。⁽⁵²⁾

また、スイスの中立 (la neutralité helvétique) への信頼性を生かして、核の保有国と非保有国⁽⁵³⁾の間の橋渡しをしたいとの希望も述べている。国際的な協同を積極的に進めようとするカシス前大統領の主張して来た協同的中立 (la neutralité coopérative) の一環でもあろう。

とは言え、中立とは、戦争当事国のいずれにも軍事的に組みしないとの定義で、どこまで乗り切れるかは難問である。例えばロシアへのEUによる制裁にスイスが同調している現状は、好ましくもあり、望ましいとも思われる。しかし、仮にロシアとEUメンバーの某国が戦争状態に入ったとしたら、その制裁の、何処までが軍事的で、何処からが非軍事的なのか、判断が難しい状況が続いている。⁽⁵⁴⁾ 中立のパラドックスは続くのである。

スイスと日本は両国とも、核拡散防止条約 (NPT) の締結国であるが、核兵器禁止条約両条約 (TPNW)⁽⁵⁵⁾ への参加は躊躇している点で同様の基盤を共有している。

日本被団協のノーベル平和賞受賞を機に、スイスと日本の両国が核拡散防止条約 (NPT) と核兵器禁止条約両条約 (TPNW)⁽⁵⁶⁾ との間の建設的な連携結合点を見出す道を模索する作業での協力が進捗することを祈りたい。

6、「核のタブー (the nuclear taboo)」とスイス流平和の作り方

日本被団協 Nihon Hidankyo にノーベル平和賞を授与するとのノーベル委員会の発表は、2024年10月11日金曜日の、日本時間では夕食時、ヨーロッパでは昼食時のテレビやラジオのニュース番組でも脚光を浴びた。

スイス放送協会 (Société suisse de radiodiffusion et télévision ; SSR, Schweizerische Radio- und Fernsehgesellschaft ; SRG) 傘下のスイスラジオ・テレビ放送 (La Radio télévision suisse ; RTS) は、2024年10月11日、お昼のラジオ放送の人気ニュース番組『Le 12h30 (12時30分)』の冒頭から5分7秒間をかけて日本被団協 Nihon Hidankyo の受賞を伝えた。⁽⁵⁷⁾

「今から1時間半前に、核廃絶運動で貢献して来た広島長崎の被爆者 hibakusha による草の根組織、日本被団協 Nihon Hidankyo にノーベル平和賞が贈られることが発表されました」と報じ、受賞理由を紹介した後、ローザンヌ大学のドミニック・ローナー (Dominic Rohner)⁽⁵⁸⁾ 教授の評価を電話インタビューで尋ねている。

ローナー教授は、日本被団協 Nihon Hidankyo の受賞は、核廃絶運動が訴える人類の実存と存続することの大切さを象徴する面と、市民運動の役割を高く評価した面の両面で、今までにない価値のある受賞だと讃えた。

加えて、世界の4分の1にのぼる50カ国⁽⁵⁹⁾の国々の間で国家間戦闘が生じている今日、「核のタブー」が軽んじられ、「核による威嚇」が生じさせている悪循環を断ち切ることが重要だと断言した。戦争で利益を享受出来る層は極めて少数に留まる一方で、戦争がもたらす破壊と災禍を被る多

くの人々の悲惨な窮状を直視し、平和を尊重することが求められるとコメントした。

日本被団協 Nihon Hidankyo の受賞は、そのような実情を再考する素晴らしい機会を与えてくれると高く評価していた。第1回目のノーベル平和賞を受賞したアンリ・デュナン (Henry ; Jean-Henri Dunant) が願ったような、戦争のない社会は作れるし、平和な社会を目指さなければいけないとした。

ローナー教授はその放送インタビューの2ヶ月ほど前の2024年8月にケンブリッジ大学出版から『平和のフォーミュラ (The Peace Formula)⁽⁶⁰⁾』を上梓した。そこでは世界の戦争や武力衝突の原因から結果までを分析、賢明な理想主義 (Smart Idealism / idéalisme intelligent) を我々皆が貫徹出来れば世界の平和は招来出来ると (の願いで)、その処方箋を描いている。⁽⁶¹⁾

平和を築き、持続させる為に鍵となる要素は三つある。

第1の要素は、民主主義で、その長所を生かすこと。

第2の要素は、力強い経済で、人々の未来への展望を明るく開くこと。

第3の要素は、安全で、その保障を確実にし、社会の安定と人々に安心をもたらすこと。

これらの3要素を踏まえた上で、①エネルギーの変化への対応を加速、②国際的な和解と仲裁を強化、③愛的 (altruiste) で「賢明な理想主義」に基づく選択を人々が行えるようにすること、で世界に平和をもたらすことが出来ると説いている。

このようなローナー教授の説く「賢い選択」は、素朴で単純に過ぎると考える向きもあるかも知れないが、実は最も経済学の基本に立ち返った考え方でもある。

目先の欲や利益に惑わされず、広く高い視野から未来を展望すれば、戦争で得をすることは無い。敵方でも、味方でも、破壊が進み、血が流れるだけでなく、生産性も2割以上は下がるのである。

ワグネルのように銃をアフリカの子供たちに向けるよりも、子供たちと一緒に文字やパソコンを学ぶ方が楽しく、豊かになれるのは明らかなのだ。

先進国だけの狭い視野で平和を考えている限り、世界に平和は訪れない。

世界の紛争の過半数が、アフリカ大陸で生じている事実に注目してみよう。

このアフリカ諸国に平和をもたらし、ローナー教授の説く平和の為の3要素を充足させる方策を考えるきっかけとして、古い書籍ではあるが、一冊の本を紹介しておきたい。

1970年 (昭和45年)、東京大学経済学部助教授に就任して一年半ほどで夭折した赤羽裕の『低開発経済分析序説』⁽⁶²⁾である。

地道で素朴であるかも知れないが、純朴に徹してアフリカ諸国の未来を築くことに寄与したいとの熱意に溢れている。

今のアフリカを見て、①民主主義は？ ②経済力は？ ③安全か？ と考えて、絶望してしまっては、未来は開かれない。

地道ではあっても、基礎教育から始まって、みんなの力を結集出来るように処方箋（フォーミュラ）を考えることが大切なのだ。

平和な未来を作る為に、賢い理想を掲げて前進するのがスイス流であり、戦後のダイナミズムを生み出したのが平和な日本流なのだ。

「会議は踊る (Der Kongress tanzt. ← Le congrès danse beaucoup, mais il ne marche pas. ; Charles-Joseph de Ligne)」と揶揄されたウィーン会議から210年、列強から押しつけられたような永世中立 (neutralité perpétuelle/ permanente) であっても、4つの母語や様々な試練を乗り越えて、周辺国の戦争にも巻き込まれないように、平和を守り通して来たスイスの流儀からは学ぶところが多い。

そこには、被爆から80年、核のタブーを確立して、兵器としての核の使用に歯止めをかけてきた日本被団協 Nihon Hidankyo の功績と一脈通じるところがある。

日本から世界に向けて伝授すべき流儀もあるのだ。

(余談余録) 最初の女性ノーベル賞受賞者&被曝者
～マリ・キュリー夫人～

ラディウムが放射する妖精のような光の被曝者（被爆者）であり、1903年、史上最初の女性として、ノーベル賞の受賞者となったマリ・キュリー (Marie Curie) 夫人は、当初、受賞候補者のリストにすら彼女の名前が掲載されていなかったという。

フランス・アカデミーは、男性科学者であるピエール・キュリー (Pierre Curie) とアンリ・ベクレル (Henri Becquerel) の2名のみをノーベル賞委員会に推薦した。その推薦を受けて、スウェーデン・アカデミーはその男性2名にノーベル賞（物理学賞）授与を通知した。

しかし、この連絡を受けたピエール・キュリーは、「研究の端緒を切ったのはマリであり、発見者もマリであって、自分だけが受賞するのは奇異に思われる」と返信の手紙を書いた。この連絡をうけたスウェーデン・アカデミーの委員が独断で、マリの名前を書き加えた。そこで、ピエール・キュリーの受賞金取り分を折半する形で、マリ・キュリー夫人の受賞金額が4分の1となったのだ、とロール・アドラー (Laure Adler) 女史は紹介している。

マリの夫のピエールは馬車の事故で1906年に逝去したが、ソルボンヌ大学の教授だったピエールの後任にマリは推挙され、彼女はソルボンヌ初の女性教授となった。1257年に設立されたソルボンヌの開校以来の快挙である。

1906年11月5日、彼女の開講日には物理学教室にジャーナリストを始めとした部外者も大勢が押しかけ、ル・ジュルナル (Le Journal) 紙は「女性が男性の学生も教えることになった。真実として、言おう。女性が人間になる日は近い (le temps est proche où les femmes

deviendront des êtres humains)」と報じたという。⁽⁶⁶⁾

なお、マリ・キュリーは、1911年にノーベル化学賞も受賞しているが、この時は単独で受賞している。

先に、マリ・キュリー夫人がノーベル賞を初受賞した切っ掛けとなったのは、彼女の夫ピエールの私信によるコメントだったことを紹介した。

男社会に一石を投じた愚直で愛情深いピエール・キュリーの一筆の効果と功績は大きい。

また、長女のイレーヌ (Irène Joliot-Curie) は1935年にノーベル化学賞の受賞者となり、フランス政界でも最初の女性副大臣の一人となっている。

ピエールはフランス・フェミニズムの父と呼ばれてしかるべきと思われる。

なお、脚注に付したウェブ等の参照日時は、特に記載の無い限り、2024年10月1日から2025年1月22日 23:00JSTにかけてのものである。

(1) The Norwegian Nobel Committee; Announcement of the 2024 Nobel Peace Prize at the Norwegian Nobel Institute in Oslo, Norway; The Norwegian Nobel Committee has decided to award the Nobel Peace Prize for 2024 to the Japanese organisation Nihon Hidankyo.

<https://youtu.be/5UNqMEquEPk>

cf. <https://youtu.be/FtlCduFO8ls> Al Jazeera

cf. https://youtu.be/IUtF_w-gBkU DW News

築田真樹子記者；讀賣新聞、第53465号14版、2024年10月12日朝刊1面（関連記事2, 3, 4, 11, 28, 29面）、オスロ発。

(2) Nobel Prize Outreach; 2024 Nobel Peace Prize award ceremony in Oslo City Hall.

<https://youtu.be/zqvPpzlhIw>

(3) Nobel de la paix. Le vibrant manifeste des victimes japonaises contre l'arme nucléaire

Courrier international publié le 10 décembre 2024

https://www.courrierinternational.com/article/nobel-de-la-paix-le-vibrant-manifeste-des-victimes-japonaises-contre-l-arme-nucleaire_225524

(4) Un titre de journal peut changer le cours de l'Histoire (新聞の見出しが歴史の流れを変えられる)

Yves Agnès ; Manuel de journalisme, La Découverte, 2002, Paris, pp.125-145.

(5) “Le tabou du nucléaire est en train de sauter, et j'éprouve un profond regret et une indignation infinie face à cette situation.”

ibid.

(6) “Le prix, cette année, est un prix qui met l'accent sur la nécessité de maintenir le tabou nucléaire. *Et nous avons tous une responsabilité (pour le faire), en particulier les puissances nucléaires*”, a justifié le comité Nobel.”

https://www.francetvinfo.fr/monde/prix-nobel/nobel-de-la-paix-a-une-organisation-japonaise-anti-armes-atomiques-un-message-pas-totalement-inutile-salue-un-specialiste-des-relations-internationales_6831884.html

- (7) L'organisation reçoit le prix Nobel de la paix "pour ses efforts en faveur d'un monde sans armes nucléaires et pour avoir démontré par des témoignages que les armes nucléaires ne doivent plus jamais être utilisées", précise le comité de sélection

ibid.

« Le prix cette année est un prix qui met l'accent sur la nécessité de maintenir le tabou nucléaire. Et nous avons tous une responsabilité (pour le faire), en particulier les puissances nucléaires », a ajouté le président du comité Nobel.

<https://www.cnews.fr/monde/2024-10-11/prix-nobel-de-la-paix-2024-lorganisation-japonaise-anti-armes-atomiques-nihon>

- (8) *“C'est difficile d'être optimiste quand on regarde autour de soi dans le monde aujourd'hui”*, a confié le secrétaire du comité Nobel, Olav Njolstad, avant l'annonce du prix Nobel de la paix. Et pour cause, dans le monde, le nombre de conflits armés a explosé et quasiment doublé ces quinze dernières années.

Mais c'est aussi la raison, pourquoi le comité Nobel estime aujourd'hui le prix *“peut-être plus important que jamais”*.

<https://www.dw.com/fr/le-nobel-de-la-paix-pour-un-monde-sans-armes-nucleaires/a-70473150>

- (9) 朝日新聞：被爆者への補償 強く訴え - 国家の責任問う「予定外」の発言、2024年（令和6年）12月12日、朝刊、27面、14版。

- (10) 伊藤英一；核兵器廃絶大国ウクライナの悲劇と日本・世界への教訓 —「未来がより良い時でありますように」、in ジャーナリズム&メディア 第20号、日本大学法学部新聞学研究所、pp. 119-136、2023年3月。

- (11) <https://www.courrierinternational.com/depeche/nihon-hidankyo-le-combat-des-survivants-de-la-bombe-a-pour-un-monde-sans-arme-nucleaire.afp.com.20241011.doc.36jw8qu.xml>

- (12) (三重県) 員弁郡教職員組合編；原爆はいやだ：員弁郡中小学校生徒児童感想文集、さのや石井書店、1953（昭和28）年、19cm.、88pp.（国立国会図書館請求記号：児816-I371g & 国立国会図書館書誌ID：000000806323 & 国立国会図書館永続的識別子：info:ndljp/pid/1623369）

- (13) 伊藤英一（石榑小学校二年当時の呼称 / 筆者名；いとう ひでかず）；in *ibid.*、p.19.

- (14) 三重県総合教育センター；三重県教育史 第3巻、三重県教育委員会、1980年、p.940。

- (15) 新藤兼人（監督脚本）；原爆の子 / 映画、吉村公三郎（製作）、乙羽信子（主演）、1952年8月6日公開、（1954年第8回カルロヴィ・ヴァリ国際映画祭 平和賞、1956年第10回英國アカデミー賞 国連平和賞、1956年ポーランドジャーナリスト協会 名誉賞受賞）

- (16) 阿部静子；「原爆の生き証人」として生きて、HIROSHIMA SPEAKS OUT、2019.

<https://h-s-o.jp/abe/>

- (17) 庭田杏珠 et al.；平和色の写真 よみがえる被爆者の記憶、広島テレビ、2024年7月25日放送。

<https://youtu.be/DD-YbYR30aE>

庭田杏珠 et al.； 平和色の写真 ～よみがえる被爆者の記憶～、BS 日本テレビ、2024年12月15日（日）8:00～8:26放送。

<https://youtu.be/DD-YbYR30aE>

cf. 庭田杏珠、渡邊英徳；AI とカラー化した写真でよみがえる戦前・戦争、光文社、2020, 472pp.

(18) 阿部静子；*in op.cit.*, <https://youtu.be/DD-YbYR30aE>

(19) Benoît Collombat, Cellule investigation de Radio France ; Essais nucléaires : en Polynésie française, l'explosion atomique qui ne s'est pas passée comme prévu, le mardi 9 mars 2021.

<https://www.radiofrance.fr/franceculture/essais-nucleaires-en-polynesie-francaise-l-explosion-atomique-qui-ne-s-est-pas-passee-comme-prevu-5573286>

En 1974, Tahiti touchée par un nuage radioactif, Cellule investigation de Radio France.

<https://www.dailymotion.com/video/x7zs4ot>

(20) Nouvelles révélations sur les conséquences sanitaires des essais nucléaires en Polynésie française、9 mars 2021.

<https://www.rfi.fr/fr/asie-pacifique/20210309-nouvelles-r%C3%A9v%C3%A9lations-sur-les-cons%C3%A9quences-sanitaires-des-essais-nucl%C3%A9aires-en-polyn%C3%A9sie-fran%C3%A7aise>

(21) Sébastien Philippe, Tomas Statius ; Toxique - Enquête sur les essais nucléaires français en Polynésie, Puf, Paris, mars 2021, 192pp.

(22) Le Figaro ; Essais nucléaires en Polynésie : ce que révèlent les archives déclassifiées

https://youtu.be/A_uwD8gqNFo

(23) cf. 伊藤英一；歴史認識を巡る葛藤を越えて—記憶 vs. 事実の検証と日本の役割—、*in ジャーナリズム & メディア* 17・18号、日本大学法学部新聞学研究所、2022年3月、pp.115-131.

(24) <https://www.info.gouv.fr/organisation/comite-d-indemnisation-des-victimes-des-essais-nucleaires-civen>

(25) La responsabilité de l'État français

L'État français – le CIVEN, Comité d'Indemnisation des Victimes d'Essais Nucléaires - reconnaît une victime des retombées quand la personne a reçu une dose de radioactivité supérieure à 1 millisievert (mSv) par an, mais pour l'instant peu de victimes ont été officiellement reconnues. 454 victimes étaient dédommagées en novembre 2019, et un rapport récent du ministère de la Santé polynésien suggère un chiffre de 10 000 victimes pouvant demander compensation, mais les calculs de Disclose en rapportent 10 fois plus.

<https://www.rfi.fr/fr/asie-pacifique/20210309-nouvelles-r%C3%A9v%C3%A9lations-sur-les-cons%C3%A9quences-sanitaires-des-essais-nucl%C3%A9aires-en-polyn%C3%A9sie-fran%C3%A7aise>

(26) <https://www.france24.com/fr/france/20230829-en-polyn%C3%A9sie-l-%C3%A9pineuse-question-de-l-indemnisation-des-victimes-de-30-ans-d-essais-nucl%C3%A9aires>

(27) Sébastien Philippe ; in Le Figaro, https://youtu.be/A_uwD8gqNFo

Essais nucléaires en Polynésie : ce que révèlent les archives déclassifiées

(28) 伊藤英一；マクロン革命と奇跡のメディア－左右超克の新時代を創造する－、*in ジャーナリズム & メディア* 第11号、日本大学法学部新聞学研究所、2018年3月、pp.231-245.

(29) FRANCE 24 ; À Papeete, Emmanuel Macron promet “la vérité et la transparence” sur les essais nucléaires

<https://youtu.be/DDLFPGKlZg>

- (30) “La nation a une dette à l'égard de la Polynésie française. Cette dette est le fait d'avoir abrité ces essais en particulier ceux entre 1966 et 1974, dont on ne peut absolument pas dire qu'ils étaient propres”
<https://www.france24.com/fr/france/20210728-emmanuel-macron-promet-la-v%C3%A9rit%C3%A9-et-la-transparence-sur-les-essais-nucl%C3%A9aires-en-polyn%C3%A9sie>
https://www.lemonde.fr/politique/article/2021/07/28/essais-nucleaires-en-polynesie-macron-reconnait-une-dette-mais-ne-presente-pas-d-excuses-au-nom-de-la-france_6089777_
- (31) <https://www.elysee.fr/front/pdf/elysee-module-18162-fr.pdf>
- (32) JO 2024 : comment la vague mythique de Teahupoo a changé le surf à tout jamais
https://www.lemonde.fr/sport/article/2024/07/18/jo-2024-a-teahupoo-le-jour-ou-le-surf-a-change-a-tout-jamais_6252049_3242.html
JO Paris 2024 - Sous le charme de Teahupoo...village du bout du monde
<https://youtu.be/hY6YWrwvVAo>
- (33) Le Monde ; Le prix Nobel de la paix 2024 est attribué à l'organisation japonaise Nihon Hidankyo pour son combat contre l'arme atomique
https://www.lemonde.fr/international/article/2024/10/11/le-prix-nobel-de-la-paix-2024-est-attribuee-a-l-organisation-japonaise-nihon-hidankyo-pour-son-combat-contre-l-arme-atomique_6348961_3210.html
- (34) Nihon Hidankyo. Le nouveau prix Nobel de la paix est attribué à un groupe japonais qui réunit des survivants d'Hiroshima et Nagasaki et qui est distingué “pour ses efforts en faveur d'un monde sans armes nucléaires”
https://www.francetvinfo.fr/replay-radio/les-informes-de-france-info/trois-morts-en-martinique-le-prix-nobel-de-la-paix-nihon-hidankyo-un-budget-2025-de-rigueur-les-informes-de-franceinfo-du-vendredi-11-octobre-2024_6803773.html
- (35) https://www.francetvinfo.fr/monde/prix-nobel/nobel-de-la-paix-a-une-organisation-japonaise-anti-armes-atomiques-un-message-pas-totalement-inutile-salue-un-specialiste-des-relations-internationales_6831884.html
cf. https://www.francetvinfo.fr/monde/prix-nobel/le-prix-nobel-de-la-paix-attribuee-a-nihon-hidankyo-une-organisation-de-survivants-des-bombardements-atomiques-d-hiroshima-et-de-nagasaki_6831719.html
- (36) <https://www.humanite.fr/societe/conflicts/le-nombre-de-conflicts-armes-au-plus-haut-depuis-1946-rapporte-l-institut-de-recherche-pour-la-paix-doslo>
- (37) <https://www.prio.org/events/9146>
2023 saw an overall 122,000 battle deaths, with over 71,000 people killed in Ukraine and some 23,000 killed in Gaza in less than three months of 2023
<https://www.prio.org/publications/14006>
- (38) BBC News; Putin approves changes to Russia's nuclear doctrine, 19 November 2024, Maia Davies.
<https://www.bbc.com/news/articles/cj4v0rey0jzo>
- (39) RTS ; Finlande et Suède, de la neutralité historique aux bras de l'Otan, le 16 mai 2022.
<https://www.rts.ch/info/monde/13097424-finlande-et-suede-de-la-neutralite-historique-aux-bras-de->

lotan.html

- (40) Finland joins NATO as 31st Ally.
https://www.nato.int/cps/po/natohq/news_213448.htm
- (41) La crise diplomatique s'intensifie entre la Turquie et la Suède, Le Monde, 23 janvier 2023.
https://www.lemonde.fr/international/article/2023/01/23/la-crise-diplomatique-s-intensifie-entre-la-turquie-et-la-suede_6158939_3210.html
- (42) La Suède devient officiellement membre de l'OTAN, après 200 ans de non-alignement militaire.
<https://www.euractiv.fr/section/defense/news/la-suede-devient-officiellement-membre-de-lotan-apres-200-ans-de-non-alignement-militaire/>
- (43) Le Monde diplomatique ; Finlande, une consolidation patiente - Une neutralité bien défendue, Albert Paul, décembre 1983, page 27.
<https://www.monde-diplomatique.fr/1983/12/PAUL/37758#:~:text=La%20Finlande%20a%20d'excellents,finlandais%20servent%20sous%20sa%20banni%C3%A8re>
- (44) La Suède met fin à deux siècles de non alignement et de neutralité en rejoignant l'Otan
<https://fr.euronews.com/2024/03/11/la-suede-met-fin-a-deux-siecles-de-non-alignement-et-de-neutralite-en-rejoignant-lotan>
- (45) La Finlande n'entend point renoncer à sa neutralité, Un reportage de Edouard Bailby, Le Monde diplomatique, septembre 1990, p.5.
<https://www.monde-diplomatique.fr/1990/09/BAILBY/42869>
- (46) Évaluation de la situation politique mondiale et de l'avenir proche de la Suisse
<https://www.swissinfo.ch/fre/affaires-etrangeres/une-majorite-de-suisses-veulent-se-rapprocher-de-l-otan-mais-avec-des-limites-claires/83215325>
- (47) Confédération suisse = Confoederatio Helvetica (CH) = Schweizerische Eidgenossenschaft / Schwizerische Eidgnossenschaft = Confederazione Svizzera = Confederaziun svizra
- (48) “Switzerland abandoned centuries of political isolationism yesterday by voting to join the United Nations in a cliffhanger referendum which had been billed as a battle for the country’s soul. A nationwide margin of 55% in favour and 45% against was wider than expected, but the vote by cantons - the other majority needed for the referendum to pass - was much closer. After a Yes result from the last canton to be counted, Zurich, the result was 12-11. Supporters hailed the vote as a decision to accept the responsibilities of international engagement and to end the myth of an Alpine nirvana aloof from the world and its problems. Neutrality would continue as before, they said.”
- Rory Carroll, Guardian; Switzerland decides to join UN, Referendum brings centuries of political isolationism to an end, 4 Mar 2002.
<https://www.theguardian.com/world/2002/mar/04/unitednations>
- Michel Hottelier ; L'adhésion de la Suisse à l'Organisation des Nations Unies : aspects constitutionnels, in Revue française de droit constitutionnel 2002/3 n° 51, pp. 485 - 501.
<https://shs.cairn.info/revue-francaise-de-droit-constitutionnel-2002-3-page-485?lang=fr>

(49) « Nous appelons les Etats dotés d'armes nucléaires à renoncer à leur accumulation et à leur mise en scène a revenir sur la voie de la maîtrise des armements et du désarmement », a déclaré le président de la Confédération Ignazio Cassis à New York.

<https://www.aplusforpeace.ch/fr/menace-nucleaire-la-suisse-demande-des-mesures>

(50) Les élections pour la période du 1er janvier 2023 au 31 décembre 2024 ont eu lieu le 9 juin 2022 à New York. L'Assemblée générale de l'ONU a élu la Suisse par 187 voix sur 190.

<https://www.eda.admin.ch/eda/fr/dfa/politique-exterieure/organisations-internationales/nu/engagement-suisse/UNO-Sicherheitsrat.html>

(51) Dans quelle direction la neutralité suisse évolue-t-elle ?

<https://www.swissinfo.ch/fre/affaires-etrangeres/%C3%A0-quel-point-la-suisse-est-elle-vraiment-neutre/45810512>

<https://www.swissinfo.ch/fre/politique/neutralit%C3%a9-suisse/28982464>

(52) Toutefois, comme l'a rappelé Ignazio Cassis, «la neutralité ne signifie pas l'indifférence face aux violations du droit international ».

<https://www.aplusforpeace.ch/fr/conseil-de-securite-de-lonu-ignazio-cassis-appelle-au-respect-des-conventions-de-geneve-et-au>

<https://www.watson.ch/fr/suisse/analyse/257003766-la-nouvelle-conception-de-la-neutralite-suisse>

(53) Revenant sur la neutralité helvétique, Ignazio Cassis a encore indiqué que la Suisse essaierait au sein du Conseil de sécurité de « faire le pont » entre puissances nucléaires et non nucléaires, « avec la crédibilité d'un pays neutre ».

<https://www.tdg.ch/la-menace-des-armes-nucleaires-est-une-realite-pour-ignazio-cassis-846437290372>

(54) “En décidant le 28 février 2022 de reprendre les sanctions européennes contre la Russie, le Conseil fédéral a-t-il renoncé à la neutralité de la Suisse ?

Non, nullement : en reprenant les sanctions de l'UE, la Suisse ne porte nullement atteinte à sa neutralité.

La neutralité au sens strict, c'est-à-dire le droit de la neutralité, est toujours respectée sans restriction par la Suisse. Elle ne favorise aucun belligérant sur le plan militaire.

<https://www.eda.admin.ch/eda/fr/dfa/aktuell/newsuebersicht/2022/03/neutralitaet.html#:~:text=En%20d%C3%A9cidant%20le%2028%20f%C3%A9vrier,nullement%20atteinte%20%C3%A0%20sa%20neutralit%C3%A9>

(55) ”la neutralité coopérative a-t-elle tout ce qu'il faut pour « devenir la formule de politique étrangère des années à venir“

<https://www.watson.ch/fr/suisse/analyse/257003766-la-nouvelle-conception-de-la-neutralite-suisse>

(56) “L'argument de l'OTAN est que celui qui veut profiter de l'«alliance nucléaire» doit également accepter son potentiel de dissuasion nucléaire. Le TPNW ne semble toutefois pas être un critère d'exclusion. L'Autriche et la Nouvelle-Zélande ont en effet ratifié le traité tout en restant des États partenaires de l'OTAN.”

<https://www.swissinfo.ch/fre/economie/la-suisse-doit-choisir-entre-l-otan-et-la-condamnation-de-la>

bombe-nucl%c3%a9aire/48444284

- (57) Le Prix Nobel de la paix attribué à une organisation japonaise anti-armes atomiques : réaction de Dominic Rohner

Interview de Dominic Rohner, professeur d'économie à l'Institut de hautes études internationales et du développement (IHEID).

<https://www.rts.ch/audio-podcast/2024/audio/le-prix-nobel-de-la-paix-attribue-a-une-organisation-japonaise-anti-armes-atomiques-reaction-de-dominic-rohner-28659525.html?id=28659525>

- (58) Dominic Rohner, Directeur - Département d'économie, Faculté des hautes études commerciales, Université de Lausanne (UNIL) -

- (59) (注) 14で引用した PRIO の数値とは差異があるが、どちらが正しいかの判断は差し控え、そのままを紹介するに留める。

- (60) Dominic Rohner; *The Peace Formula -Voice, Work and Warranties, Not Violence-*, Cambridge University Press, 15 Aug. 2024, 236pp.

cf. Dominic Rohner ; *Économie des conflits : revue de la littérature et guide à l'intention des acteurs de l'aide extérieure*, in *Revue d'économie du développement* Vol. 26, avril 2018, pp.5 – 25.

<https://shs.cairn.info/revue-d-economie-du-developpement-2018-4-page-5?lang=fr#s2n8>

- (61) Sur le fond, les trois « ingrédients » clés de la « formule de paix » sont cruciaux : davantage de démocratie, la construction d'économies fortes qui offrent aux populations des perspectives et des garanties de sécurité. Il existe une série d'autres facteurs, notamment la nécessité d'accélérer la transition énergétique et des moyens concrets de renforcer la réconciliation et la coordination internationale. Et vers la fin du livre, j'aborde également en profondeur l'état d'esprit nécessaire aux décideurs politiques et aux citoyens pour y parvenir : « l'idéalisme intelligent », qui combine des idéaux et des objectifs altruistes avec une approche fondée sur des preuves pour atteindre ces objectifs.

<https://atlantico.fr/article/decryptage/pourquoi-les-leaders-politiques-tendent-a-saper-la-paix-dans-le-monde-dominic-rohner>

- (62) 赤羽裕；低開発経済分析序説、岩波書店、1971年（昭和46年）9月25日、415pp.

cf. 伊藤英一；植民体系と社会変動 - バ・コンゴ社会に於けるメシアニズム - , in *政治学研究* 第5号、慶應義塾大学法学部政治学科ゼミナール委員会、1974年（昭和49年）8月20日、pp.37-74.

- (63) Le jour où la Suisse est devenue neutre, 20 mars 2015

<https://www.swissinfo.ch/fre/politique/le-jour-o%c3%b9-la-suisse-est-devenue-neutre/41319764>

- (64) Laure Adler ; *L'universel (au) féminin*, vol. 3, Éditions L'Harmattan, 2006.

- (65) Janine Trotreau ; *Marie Curie*, Éditions Gallimard, 2011.

- (66) Laure Adler; *op.cit.*

海峡两岸・曾虚白（主編）『中國新聞史』について

山本 賢二*

1. はじめに

曾虚白（主編）『中國新聞史』は台湾において、「大学新聞學叢書」の一つとして、国立政治大学新聞研究所が1966年4月に「初版」を出版しました。さらに、1969年4月「再版」、1973年6月「三版」、1977年3月「四版」が出版発行され、1989年9月に出版された「第5版」以降は三民書局股份有限公司に発行元が変わりました。同書は1949年12月に台湾に遷都した中華民国政府が中国の正統政府であることを主張していた時代の「中国」の「新聞史」（ジャーナリズム）観が色濃く反映された内容になっています。そして、それは台湾海峡を挟んで大陸に中華人民共和国、台湾に中華民国という二つの政府が現存対立する两岸のメディア環境の原点理解に資するものと考えられます。ここでは同書を出版発行した国立政治大学新聞研究所と「主編」の曾虚白の足跡を紹介すると同時に、筆者の手許にある1977年3月「四版」（996頁）に基づいて海峡两岸のメディア環境の原点理解に資する部分について論じることにします。

なお、「訳語」について触れると、中国語の「新聞」は基本的には本学「新聞学科」の「新聞」と同義に使われています。しかし、日本においては現今「新聞」は「新聞」紙を指すことが普通のようになっており、その多義性が薄くなり、それを補うのに英語からくる「カタカナ」語などが多用されています。そのため「新聞」をそれが使われる前後関係を考慮し、元来の意味の新聞のほか、報道、プレス、ニュース、ジャーナリズムなどという異なる言葉に訳します。ただし、『中國新聞史』をはじめ「固有名詞」を除きます。本来、『中国ジャーナリズム史』、あるいは『中国のプレスの歴史』などと訳せるでしょうが、そのままにしました。

・・・・・・・・・

曾虚白（主編）『中國新聞史』1977年3月「四版」の章立て（日訳筆者）および執筆者は下記のようになっています。

- 第一章 總論（総論） 曾虚白
- 第二章 民意的形成與發展（民意の形成と発展） 閻沁恒
- 第三章 漢唐邸報至清末官報（漢唐の邸報から清末の官報まで） 陳聖士
- 第四章 外人在華創辦的報紙（外国人が中国で創刊経営した新聞紙） 李瞻
- 第五章 政論報紙的興起及其發展（政論新聞紙の勃興とその發展） 亓永峯
- 第六章 民國初年的報業（民国初年の報道事業） 朱傳譽
- 第七章 從『五四』到『北伐』的報業（「五四」から「北伐」までの報道事業） 朱傳譽
- 第八章 從『北伐』到『抗戰』的報業（「北伐」から「抗日戦争」までの報道事業） 張玉法

*やまもと けんじ 元日本大学法学部新聞学科 教授

- 第九章 『抗戰』時期的報業（「抗日戰爭」時期の報道事業） 朱傳譽

第十章 抗戰勝利後的報業（抗日戰爭勝利後の報道事業） 常崇寶

第十一章 自由中國的報業（自由中国の報道事業） 黎劍瑩

第十二章 新聞通訊事業（ニュース通信事業） 李瞻

第十三章 廣播電視事業（ラジオテレビ事業） 陳聖士

第十四章 新聞教育（ジャーナリズム教育） 李瞻

第十五章 華僑報業（華僑の報道事業） 李瞻

第十六章 中共控制下的新聞事業（中共支配下の新聞事業） 黎劍瑩

第十七章 新聞自由與新聞自律（プレスの自由とプレスの自律） 曾虛白

第十八章 近年新聞事業的發展（再版增訂）（近年の新聞事業の発展（再版増訂））

筆者の手許にあるこの「四版」には「第十八章 近年新聞事業的發展（再版増訂）」（無記名）があり、上掲のように「十八章」からなっています。「四版」にある「主編」の曾虛白の「再版序」は「再版」の際（1969.4）に書かれたものであり、その中で「初版」から「再版」までの台湾における報道事業の発展を簡単に紹介していますが、「増訂」には触れていません。とはいえ、章立ての中で特に「（再版増訂）」と明記されていることを考えると、「再版」の際に加えられたものと考えられます。なお、「第5版」（1989年9月）以降、出版元が三民書局になってからはこの「第十八章」はなくなり、「初版」同様の「十七章」立てになっています。

2. 国立政治大学新聞研究所

曾虛白（主編）『中國新聞史』「四版」の「発行者」は「國立政治大學新聞研究所」となっています。中国語で言うところの大学の「研究所」とは日本の大学院を指しています。この政治大学の前身は1927年に創設された中央政治学校であり、1935年に同校に新聞系（学科）が設置されました。同校は1947年に中央幹部学校と合併し、三つの学院（学部）、新聞系を含む九つの「学系」を擁する国立政治大学に改編されました。1954年台湾で政治大学が復校した際、まず4研究所が復活、学生を募集しましたが、その一つがこの新聞研究所であり、曾虛白が研究所の主任になりました。翌年に新聞系が復活しましたので、大学院が学科に先行して台湾で復活したことになります。ここでは、「新聞研究所」をよりよく理解するため、新聞系の発展を含めて、主に政治大学のホームページにある「大事紀」(<https://jschool.nccu.edu.tw/PageDoc/Detail?fid=10954&id=18225>大事紀
日期：2022-10-04)に基づいてその足跡を「縞年体」でたどってみましょう。

1927年 中央政治学校開校。

1935年 同校に新聞系創設、中央政治学校のその他の系二年修了者11名を受け入れる。教育長程天放（中国国民党中央党部宣伝部副部長）が主任を兼務、後に劉振東が引き継いだが、実際は馬星野が運営。

1939年 四年制の新聞系停止、中央宣伝部と協力し、新聞事業専修班設置

1941年 二年制の新聞専修科創設、馬星野運営。

1943年 中央宣伝部、米国コロンビア大学新聞学院と協力し、新聞学院を設置、院長に董顯光（国）

民党中央宣伝部副部長）、新聞系学生募集を再開、当初詹文滸が運営に当たったが、翌年馬星野（国民党中央宣伝部新聞事業処長）が系主任に復帰、専修科募集停止。

- 1945年 抗日戦争勝利まじかの6月、新聞学院終了。抗日戦争に勝利した10月、馬星野命を受けて中央日報を任されるも、新聞系主任を兼務。
- 1947年 中央政治学校と中央幹部学校が合併し、国立政治大学に改編、三つの学院、九つの学系を開設、新聞系はその中の一つであり、これまで通り馬星野が責任を負うようになる。新聞系第10期生が入学、全系合計約二百人になる。
- 1948年 戦況悪化で、政治大学広州へ移動。学生は広州で大陸が陥落するまで命を待ったが、多くの学生が自ら方法を講じて台湾に来る。
- 1949年 政治大学学生二百余名、軍校24期政府警衛隊に入り、川西大邑で共産軍と戦闘、死傷者多数、新聞系では少なくとも黃姓の学生一名が殉死。国民政府台湾に遷都、新聞系中断。
- 1954年 政治大学（National Chengchi University (NCCU)）台湾で復校、四研究所が復活、新聞研究所（Graduate Institute of Journalism）はその一つで、曾虚白が主任となる。
- 1955年 新聞系（Department of Journalism）復活、当初曾虚白が系主任を兼務、翌年謝然之が専任。19期生に当たる42名入学。
- 1957年 文、法、商学院設置、新聞系、法学院に所属。
- 1961年 新聞系、文学院に所属変更。
- 1963年 大学当局、本系外国人教師小野秀雄と Charles C. Clayton に名誉教授授与。名誉教授制は劉季洪校長が創設、小野秀雄、一人目の名誉受賞者となる。
- 1966年 曾虚白（主編）『中國新聞史』（初版）、新聞研究所から刊行。
- 1967年 『新聞學研究』（Mass Communication Research）創刊。
- 1969年 曾虚白（主編）『中國新聞史』（再版）刊行。
- 1973年 曾虚白（主編）『中國新聞史』（三版）刊行。
- 1977年 曾虚白（主編）『中國新聞史』（四版）刊行。
- 1983年 新聞研究所、全国で初めての博士班増設。
- 1987年 新聞系「公共關係及廣告組」を前身とする広告系創設。
- 1988年 新聞系「廣播電視組」を前身とする放送テレビ系創設。
- 1989年 傳播學院（College of Communication）設立、閻沁恆初代院長となる。曾虚白（主編）『中國新聞史』（第5版）、三民書局から刊行。
- 1995年 学院系責任者選挙で選出開始。29期生鄭瑞城、選挙選出の初代傳播學院院長となり、39期生羅文輝、選挙選出の初代新聞系主任となる。
- 2002年 『新聞學研究』、国科会（國家科學及技術委員會）により「優良學術定期刊行物」に認定。
- 2011年 研究部設置、中国籍研究生募集開始。本系博士班、傳播學院博士班に改編。
- 2014年 傳播學院大学部で一二年次は系を分けず、三年次以降に系を選択、学位を得る制度に改編。
- 2016年 『新聞學研究』、国家図書館によって、最も影響力のある人社定期刊行物コミュニケーション部類第一位に認定。

なお、「政治大學新聞學系」には「三民主義新聞事業」などを提唱した馬星野が作詞した次のような歌詞の「系歌」があります。

新聞記者責任重，立德立言更立功，
燃起人心正義火，高鳴世界自由鐘。
新聞記者責任重，立德立言更立功，
微言大義春秋筆，親愛精誠政校風。
新聞記者責任重，立德立言更立功，
我有筆槍與紙彈，誓為民族最前鋒。
我有筆槍與紙彈，誓為民族最前鋒。

3. 「主編」の曾虛白

曾虛白（1895-1994）に関する資料は『曾虛白自傳』（上中下）（台北：聯經，1990）をはじめ多数あり、曾を論じるには、こうした資料にすべて目を通さなければならず、筆者にとってはこれは当面「心有余、力不足」でもあり、さらに「時有限」も加わるため、ここでは『中國新聞史』の理解に資する「政大記憶網」（nccuwiki.lib.nccu.edu.tw › index 曾虛白）などに基づく最小限の紹介のみします。

曾は1918年に上海の聖約翰（セントジョーンズ）大学を卒業後、上海青年会付属小学で教鞭をとったのち、1921年、天津直隸交渉公署の英文科長になった。その後、1924年に董顯光とともに『庸報』を創刊、武漢に赴き駐在記者になりジャーナリズムの道に第一歩を踏み入れました。1926年には記者生活を閉じ、父親の文学作家である曾孟樸と上海に「真美善」書店を開設し、英、仏、米などの世界文学を研究しました。1931年、同書店の営業終了とともに、南京金陵大学文理学院に転出、中国文学系主任となり、「中国文学史」などを教授しました。しかし、同年6月、上海報道事業界の資本家張竹平に招かれてマスコミ界に復帰、1932年2月、上海で『大晚報』を創刊しました。その後、1937年8月、「淞滬戦争」（第二次上海事変）が勃発すると、『大晚報』の「總經理兼總主筆」を辞し、南京に赴き、軍務に身を投じ、「國民政府國防最高會議國際宣傳處處長」となり、国民政府の対外宣伝窓口の責務を担うようになり、1943年には中央政治学校新聞学院副院長になりました。抗日戦争勝利後、1947年5月、行政院が新聞局を設置し、「國際宣傳處」を解消したことに伴い、新聞局副局長に転任しました。1949年、中華民国政府の台湾遷都とともに、台湾に入り、同年11月、「中國廣播公司」の改組で、「副總經理」となり、「總經理」董顯光に協力、米国と協力して対中共心理戦工作を推進しました。1950年8月、国民党が「中央改造委員会」を設置すると、改造委員兼第四組主任となり、宣伝業務を主管してきました。同年10月、中央通信社社長に任命され、1964年までその職にありました。1964年から1972年まで中央通信社管理委員会主任委員に転任、中央社在職合計22年になりました。その間、中央社を国営に改めようとしたが、実現しませんでした。そして、教職については、1954年の台湾における政治大学の復活後、復校後の新聞研究所初代所長となり、翌年の新聞系大学部の復活で新聞系主任を兼務しましたが、翌年それを辞し、所長専任となり、「民意學」を教授してきました。1967年に所長の職務を辞し、教授専任となるとともに

に1984年まで授業をもち続けましたが、同年健康上の理由で、退職に至りました。政大と並行して、1973年には中国文化学院（中国文化大学の前身）に招聘されて、三民主義研究所所長となり、博士班を開設、民意學原理を講義してきました。1974年には、中央通信社、政治大学新聞研究所、国際ライオンズクラブ、セントジョーンズ大学校友会、曾氏宗親會などによって合同で80歳の長寿祝い「傘寿」祝賀会が催され、そこで集まったお祝い金を原資に毎年後進を奨励する「曾虚白先生新聞事業奨基金」（現在の曾虚白先生新聞奨基金會）を設立しました。また、1986年には行政院文化奨を授与され、1992年には中国文芸協会から中国文芸奨章榮譽奨章も授与されました。その2年後、1994年1月、病気のため逝去、百歳の天寿を全うしました。

4. 海峡两岸の「新聞事業」

4. 1 中国大陸

その曾虚白は「第一章 総論（総論）」（1-28頁）の中で、「中共の抗日戦争参加、その根本は政府の陣営に入り込むことであり、政府と人民の間の団結を解体する一種の統戦の謀略であった。その謀略は次の三つのステップで実施された。第一、大衆を掌握すること。第二、浮遊分子（原文：遊離分子）を味方につけること。第三、次要の敵（原文：次要敵人）を中立にすること。その最終目的は主要な敵を孤立させることにあった。その主要な敵こそが執政党国民党であった。抗日戦争活動に参加した非国民党人員はその次要の敵であり、一般の知識分子、とりわけ民衆の耳目喉舌とされる新聞記者は中共が全力で味方につけようとした浮遊分子になった。」とするとともに、「こうした浮遊分子を味方につけようとする中共の策略は極めて単純であった。彼らは政治的民主、言論の自由が中国大衆の普遍的な求めであることを見て、自らを政治的民主を擁護し、言論の自由を勝ち取ろうとする前衛闘士に偽装した。同時に、彼らはさまざまな方法で三民主義を誠実に実践する国民党執政の政府を、民主を抑圧し、自由を蹂躪する暴力政権として描き出した。彼らはあろうことか本来の利益を犠牲にすることを惜しまず、同志とともに民主を守り、自由を勝ち取る闘争に従事したいとする態度を以って、政府を転覆させ、政権を奪取するというその陰謀を実現しようとした。世間の人は事情がよく分からず、なんと中共の作り出したこの色眼鏡を受け入れてしまい、かれらを稳健主義の『土地改革者』だと見てしまい、彼らは民主と自由を実現する一連の理想を確かに持っていると信じ、逆に勝利後、三民主義の新しい中国を創り出すよう指導する政府を、一つの『汚職で無能な独裁政権』だと見なした。策士無数の米国政府さえ中共のこの一連の誘導を受け、中共が配布した眼鏡で中国政府を評価するようになってしまったので、当時の若干の新聞が競って政府の弱点を暴露することでその『進歩』的立場を確実にしようとしたことも無理のないことであり、知らず知らずのうちに、多くが中国共産党の宣伝道具に変わってしまったのである。」（23-24頁）とし、「中共」の「策略」を指摘しています。

そして「中共は大陸の政権を奪取した後、民主を扼殺、自由を抑制するようになり、すぐに彼らの本来の姿をさらけ出した。全国のニュースの発布は、『新華社』の原稿の一元化されたか基準下に統一され、新聞ラジオ局にはいかなる取材の自由もなく、全国の言論は中共宣伝部社説委員会が統一して執筆し、新華社を通じて全国の各新聞に配信、そのまま全文を掲載するようになっている。」、「われわれの想像する報道事業は共産党によってすっかり消滅させられており、いま残されてみんなに見せられるものと聽かされるものは宣伝ビラ、スローガンおよび宣伝文章と演説を残す

だけである。」と指摘、ソ共の「プラウダ」と陸定一の言説を引用した後、共産党の報道の定義について、次のような「結論」を導き出しています。「共産主義者は報道事業を道具としており、教育をするための道具であり、闘争をするための道具でもある。報道事業は武器であり、報道人員は軍隊である。そのため、彼らは彼らが一元的に運用し、人民を教育し、敵と闘争する便ならしめるため、報道事業を簡便に統一しようとするのである。」(25頁)。

こうした曾虚白の観点と軌を一にして「第十六章 中共控制下的新聞事業（中共支配下の新聞事業）」(809-840頁)は具体的に新聞、通信社、雑誌、ラジオなどが接収された状況を説明しています。新聞を例にとると「民国38年、中共は大陸を盗み占拠したのち、国民党営、公営の新聞が全て接収されたのみならず、民営の新聞も悪運から逃れ難かった。共産党は宣伝の重要性を熟知しており、異分子の存在を許容させないために、中立の新聞に『反動』の罪名を着せて、接収の口実にした。例えば、新民、大公、文匯などの新聞は中共分子に滲透されたことによって、最後にはそれに支配されるようになった。北平天津陥落後、天津『大公報』は『進歩日報』に名称を変えられた。その後、上海、重慶の『大公報』は停刊を命じられたが、『進歩日報』は『大公報』という元の名称が回復され、北平に移動出版するようになった。これまで通り王芸生は社長の任に当たっていたが、新聞社の中の工作人員はすべて中共幹部に換えられ、王芸生はただ単に傀儡でしかなくなった。」、「上海の『新民晚報』も迫られて『大報』、『赤報』と合併させられ、共産党幹部趙超構が社長になった。広州の民営紙、『聯合日報』、『新商晚報』などは合併させられ『広州日報』になった。北平の『華北日報』は『人民日報』に改められ、『世界日報』は『光明日報』に改められた。南京の『中央日報』は『新華日報』に改められた。歴史が最も古い『申報』は『解放日報』に改めさせられた。」、「つまるところ、中共は大陸を盗み占拠したのち、大小の新聞をいずれも偽『中央宣伝部』の下に置き、宣伝の道具とした。これは我が国の新聞史上、最も暗黒な時代と言える。」(809頁)としています。大陸における中国共産党のこうしたプレスの「社会主义改造」は当然のように全面否定されています。

4. 2 台湾

曾虚白（主編）『中國新聞史』の「初版」から「四版」までは台湾が1949年5月に中華民国台湾省政府主席・台湾省警備総司令の陳誠によって布告された「戒厳令」下にあった時代に出されていました。その「戒厳令」は、1987年7月に中華民国総統の蔣経国によって解除が宣言されるまで38年間続き、その間、台湾は「戒厳令」の延長線上にあるいわゆる「報禁」（新規発行・増頁規制）の環境にありました。（筆者「海峡两岸三地（中国・台湾・香港）メディアリテラシー その（二）台湾」本誌第16号（2021年3月発行）105-132参照）こうした時代背景を前提として、台湾におけるプレスの「現況」についても論じています。

曾虚白は「第一章 総論（総論）」(1-28頁)の中で、1945年以来の台湾における新聞、放送およびテレビの「発展」に触れた後、「不幸にも、自由中国の新聞事業がこのように発展しているにもかかわらず、国際間において報道には自由がないという誹りを受けている。実際に、自由のない報道環境の中で、こうした生氣渙渙とした発展現象が生まれるだろうか。事実は雄弁に勝るのである。同時に、台湾は海を隔てて、いつでも侵犯しようとする敵と対峙しており、プレス従事者は平時即戦時という警戒をするようにしなければならず、ニュースと言論の配信においては決してなに

も制限するところはないようにはできない。そして、この制限は国家の利益に基づく自発的自動的な自律であって、決して受動的な強制ではない。それゆえ、外国人記者が競って報道するニュースは中国語の新聞や放送局には見られないことがよくある。外国人記者が自由に報道できることはプレスの台湾における絶対的自由が保障されていることを十分に証明している。報道できるニュースを中国語の新聞や放送局が採用しないことには、中国のプレス従事者が国家の利益のための自律に厳正であることを見ることができます。」（28頁）と指摘しています。

5. 中国の評価

対立する国民党の宣伝部門の中核にあった曾虚白が「主編」となったこの『中國新聞史』は曾が「序」（1頁）で言うように、「資料の多くが大陸に残され、台湾にある資料も分散しており、執筆者それぞれ本務がある」という三つの難題を抱えながら、1962年に計画に着手、1966年に完成したもので、「人の集まる社会はまさに我々の身体と同様に、一つの有機体を持つ組織であり、われわれの社会を研究するのには、われわれの身体を研究するのと同じようなひとまとまりの社会生理構想を持つべきである。」（「総論」（3頁））という視座から中国の「新聞史」を概観したものです。しかし、その「社会有機体」論が全編に貫かれているかというと、さらなる検証が必要であろうと思われます。筆者は国共内戦で、軍事のみならず、宣伝情報戦においても中国共産党に敗れた中国国民党の「総括」の「一環」として中国の「新聞史」を概観したものであると考えています。

この『中國新聞史』に対する中国の評価については王天根の『民国新闻史研究：价值取向与分析框架（一）』（《中国社会科学报》2014年10月15日第656期）をその一例として挙げます。

王は同書の出版過程と内容に触れた後、「总体看来，曾虚白主编《中国新闻史》受西方社会学理论的影响甚巨，其诸多史实背后的学理逻辑分类的依据是社会有机体论。此外，曾虚白《中国新闻史》则因政治色彩过于强烈，民国新闻史的主体俨然成为国民党党报加所谓企业化的民营报业的发展历程，作为其时重要政治力量中国共产党报刊则以一章“中共控制下的新闻事业”草草了事，遮蔽原本生动、丰富的新闻斗争史。」（日訳：「全体的に見ると、曾虚白「主編」の『中国新聞史』は西側社会学理論の影響を大きく受けしており、その多くの史実の背後の学理ロジック分類の根拠が社会有機体論である。このほか、曾虚白の『中國新聞史』は政治的色彩が強すぎて、その時の重要な政治勢力としての中国共産党の新聞雑誌について、『中共支配下の新聞事業』という一章だけで簡単に終わらせており、もともと活き活きとし、豊かなジャーナリズム闘争史を覆い隠している。」）と指摘しています。これは抗日戦争において中国共産党が「中流砥柱」（中心の支柱）であったとする歴史「修正主義」と軌を一にした観点と言えるでしょう。これと同時に、王はその前段において中国で出された方漢奇主編の『中国新闻事业通史』（三巻）と比較し、その不備も次のように指摘しています。「涉及民国新闻史内容的部分将近百万字，占整个通史的三分之一还多。但该书历史分期采取的完全是革命史的分析框架。诚如主编方汉奇称：“维持十年没问题，再过十年就得修订了。”」（日訳：「民国のジャーナリズム史の内容に關係する部分は百万字近くになり、通史全体の三分の一よりも多くを占めている。しかし、同書の歴史区分として採ったのが完全に革命史の分析フレームであった。まさに主編の方漢奇が言うように『十年維持するのは問題ないが、さらに十年となれば修訂しなければならない』。」）と方の言葉も引用しながら、問題があることを述べた後、それにつきのような説明を加えています。「具体而言，方汉奇主编的《中国新闻事业通史》研究框架受革命

史影响, 将民国时期新闻史划分为: 民初新闻事业、五四时期新闻事业、中国共产党成立和大革命时期新闻事业、十年内战时期新闻事业、抗日救亡运动中的新闻事业、解放战争时期的新闻事业。显然, 该历史分期以中国共产党革命历程为主线, 而在具体的专题论述中, 媒介政治属性以及地理区域划分, 又将作为整体的新闻事业过度分割, 二者之间缺乏必要的逻辑联系。」(日訳:「具体的に言えば、方漢奇主編の『中国新闻事業通史』の研究フレームは革命史の影響を受けており民国時代のジャーナリズム史を民初の新聞事業、五四期の新聞事業、中国共産党成立と大革命期の新聞事業、十年の内戦期の新聞事業、抗日救国運動中の新聞事業、解放戦争期の新聞事業に区分している。明らかに、この歴史区分は中国共産党の革命の歩みを主軸にしており、しかも具体的専門テーマの論述の中で、メディアの政治的属性および地理区域区分を新聞事業全体としては過度に分割しており、両者の間に必要なロジックのつながりが欠落している。」) 王のこうした指摘は穩当なものであろうと言えますが、が、台湾と違って、中国大陆はいまだに中国共産党一党独裁の権威主義体制下にありますので、その修正はもう少し時を要すると思われます。もとより、近代中国において「新聞」は中国国民党の前身である同盟会にはじまり、その後の中国国民党から中国共産党に至るまで常に革命勢力(政治)と一体でありました。その意味で言うと、曾虚白「主編」『中國新聞史』は前者(中国国民党)、方漢奇主編の『中国新闻事業通史』は後者(中国共産党)のそれぞれの「新聞」「史」観が反映されていても当然とも言えるでしょう。

6. おわりに

中国の「新聞史」は「新聞」という「政治」と「史」という「学術」のせめぎ合いの中で海峡两岸において議論されてきたと言えるでしょう。海峡两岸の最大の相違点は台湾がすでに民主化され権威体制から脱却しているのに対し、大陸の中国は依然として中国共産党独裁の権威体制下にあることです。曾虚白「主編」『中國新聞史』は台湾がまだ権威体制下にあった時代に国立政治大学新聞研究所が「発行元」になって1966年に上梓されました。そして、その「発行元」は戒厳令が解除され台湾が民主化された1989年に三民書局に移されました。その民主化は新聞系や新聞研究所を含む政治大学も変容させてきました。同年の「傳播學院 (College of Communication)」の設立はその象徴でもあろうかと思われますが、初代院長は曾虚白「主編」『中國新聞史』の「第二章 民意的形成與發展 (民意の形成と発展)」を執筆した閻沁恒であることから、出自の「伝統」は一定程度維持されていたものと見られますが、これも過渡期であって、程なく選挙によって系主任などが選出されるようになったことを一つの象徴として、一党一派に偏らない「学術」に舵を切ったと言えるでしょう。そして、民主化後に締結された中国の主要大学「新聞学院」との学術協定は「傳播學院」新聞系の「学術」研究、とりわけ中華民国時代の「新聞史」研究を促進するものと期待されます。ただ、それも中華民国の歴史の中で極めて重要な出来事であった抗日戦争を中国共産党がその「中流砥柱」(中心の支柱)であったとする歴史「修正主義」が「修正」されることが前提になるかと思われます。

最後に付言しますと、この曾虚白(主編)『中國新聞史』「四版」は東京代々木にある中華圏の書籍を扱う「東豊書店」で1970年代に戈公振の『中國報學史』とともに購入したものであり、同「書店」は奇しくも政治大学を卒業し、東京大学の大学院に留学した店主の簡木桂さんが経営していました。台湾に留学経験のある筆者には学生時代から長期にわたり同店に出入りしていましたが、簡

さんから行きたびに助言を含めてさまざまな話を伺いました。本稿執筆にあたって、ネットを調べていたところ、2019年6月に閉店されたことを知りました。ちょうど、筆者の専任定年の年でした。いま、『中國新聞史』の裏に書かれた簡さんの手書きによる「¥2640-」の日本円の値段表示を懐かしく眺めています。

その簡さんに「山本君、これは良いよ。」と勧められて、胡適が「发行人」とされ、実際は雷震が編集、自由主義者の殷海光の論文などが掲載された雑誌『自由中国』（1949年11月20日－1960年9月4日）の合本（22冊）を購入したことを覚えています。その『自由中国』について、曾虚白（主編）『中國新聞史』「四版」は「第十一章　自由中國的報業（自由中国の報道事業）　黎劍瑩」の中で、「『自由中国』は民国39年7月創刊。初め胡適が发行人であった。48年3月以降、发行人は雷震となった。同誌の内容は政論を主としたものであり、時に激しい言論が掲載されることもあった。その後、雷震がスパイ事件にかかわったことによって、停刊を告げることとなった。」（550-551頁）と当時の「自由中国」台湾の「自由」の言論の限界を示した『自由中国』事件をわずか数行で紹介しているだけです。曾虚白言うところの「国家の利益」を考えてのことでしょうが、国民政府が台湾に遷都した後、当該『自由中国』誌が戒厳令下の台湾における一つの「言論の自由」の象徴であったことを考えると、中国の「ジャーナリズム史」において特筆されるべきだと筆者は考えますが、ここに台湾が権威主義時代に出された曾虚白（主編）『中國新聞史』の限界を垣間見ることができます。

想起のジャーナリズムの役割と実践に関する考察 —東日本大震災の周年報道を事例に—

本 多 祥 大*

1. 研究の目的

周年報道に関する既往研究を概観した上で東日本大震災の周年報道の内容を分析し、分析方法などの妥当性について考察する。

2. 周年報道と集合的記憶

想起のジャーナリズムの一種である周年報道は、現在のプレスによる歴史的な出来事の想起や節目の報道と定義される。周年報道においてメディアは、想起の公なフォーラムであり、ジャーナリストは、想起の最前線において集合的記憶を形成するプロフェッショナルであるとされる。また、メディアが語る新しいストーリーは、現在の中に過去を文脈化し、過去の中に現在と未来を文脈化するとされている。

集合的記憶については、能動的記憶と受動的記憶といった観点から次のように考察されている。能動的に広がり過去を現在として維持する記憶はカノン、受動的に蓄積され過去を過去として保持する記憶はアーカイブと定義される。そして、過去にアクセスする歴史学者やアーティストたちの任務とは、蓄積されたアーカイブの内容を調査し、新しい文脈の中にアーカイブをフレーミングすることであるとされる。この任務は、周年報道に携わるジャーナリストにも当てはまると言われている。

3. ジャーナリストが過去を想起する方法

ジャーナリストが過去を想起する方法は、(1)記念、(2)歴史的類推、(3)歴史的文脈に類型化される。記念とは、過去の出来事そのものを思い出すような方法であり、記念式や過去の出来事で実際に起こったこと等が伝えられる。歴史的類推とは、現在の問題を分析するツールとして過去の出来事を利用するような方法であり、過去の出来事が歴史の教訓として伝えられる。歴史的文脈とは、過去の出来事が起こってから今に至るまでの軌跡をたどる方法であり、私たちがどうやってここまで来たのかが説明される。

これらの実践はさらに、①過去の出来事の記念、②類推、③歴史的文脈、④過去の出来事にまつわる文化的な生産、⑤過去の出来事の個人化、⑥過去の出来事にまつわる事実中心の記憶、⑦過去の出来事との関連性の省察という7項目に細分化され、新聞の内容分析に応用されている。本研究では7項目を参考に、新聞による東日本大震災の周年報道の内容を分析し、周年報道を通じてどの

*ほんだ よしひろ 日本大学大学院新聞学研究科博士後期課程、東京大学大学院情報学環総合防災情報センター特任研究員

のようなカノンが形成され得るのか、また、どのようなアーカイブが蓄積されているのかを考察した。

4. 分析結果と今後の課題

研究会ではプレ調査として、2012年～2022年までの各年3月11日の朝日新聞の東日本大震災にまつわる記事（N=985）を分析した結果を報告した。先の7項目にしたがって記事内容のコーディングを試みたところ、⑤個人化（32.9%）、③歴史的文脈（26.3%）、①記念（20.2%）、⑦過去の出来事の省察（19.4%）、⑥事実中心の記憶（12.5%）、④文化的生産（10.9%）、②類推（10.1%）という結果になり、過去を過去として保持するようなアーカイブが多く、過去の教訓を現在に維持するカノンが少ないのでないかと考察した。

上記に対して会場からは、(1)量的な変化を見るのであれば、年ごとに分けて傾向が見られるかを分析する必要がある、(2)集合的記憶を研究するのであれば、報道が描く象徴的な現実のみならず、地域の人々が持つ主観的な現実や出来事そのものの客観的な現実を併せて分析する必要がある、(3)カノン等は量的な分析に適した概念なのかを考える必要がある、といった意見をいただいた。この中でも特に、カノンやアーカイブといった概念が量的な分析に適するかという点は、今後、周年報道を実証的に分析していく上で省察しなければいけない重要な課題である。研究会によって見つけた課題を踏まえながら、周年報道を実証的に分析する方法を模索していきたい。

Circulation of Mediatized Religious Populism in Europe and beyond

Katja Valaskivi*

a talk by Katja Valaskivi on Nov 14, 2024
at Nihon University, Department of Journalism, Faculty of Law

The talk begins from the observation that in the recent decade or so in many countries populist leaders have been able to tie their power with religious movements considered as “the national” religion. Trump in the US, Putin in Russia and Modi in India are just the most obvious examples. At the same time political science, although having discussed media in relation to populism, has mostly ignored religion, while study of religion, although has observed the relationship of religion and populism to some degree, has ignored theories of the media environment.

The talk attempts to illustrate how these three aspects, religion, populism and media are intertwined in the European context and the talk discusses points where it is possible to observe the circulation of religious populism. The talk argues that the affordances and infrastructures of the global, commodified media environment contribute not only to the dissemination of religious populism to different parts of the world, but also prioritizes the populist modes of political communication per se.

Based loosely on the recent article of the presenter and colleagues “Conceptualizing populism in/as/about religion” in the Nordic Journal of Society and Religion, the talk thus discusses ways in which religious populism appears in Nordic countries, Finland in particular.

The talk ends with a suggestion for a wider research agenda on the global circulation of populism and religion in the contemporary age of deep mediatization. It argues that although the question is of a globally observable phenomenon, it is necessary to study it with cultural sensitivity that takes into account national, regional, socio-political and religious contexts and differences in media systems.

2024年度新聞学研究所事業報告

○共同研究プロジェクト

「デジタル化社会の進展における現代日本のジャーナリズムの変容に関する研究」

研究代表者 佐幸 信介（日本大学法学部新聞学科教授）

研究分担者 中 正樹（日本大学法学部新聞学科教授）

山口 仁（日本大学法学部新聞学科教授）

三谷 文栄（日本大学法学部新聞学科准教授）

研究の概要

昨年度のジャーナリスト調査の結果から見えてきたのはジャーナリスト調査の困難さ、特に「ジャーナリスト個々人に調査を依頼することができず、彼らが所属するメディア企業というフィルターを通過しなければ調査ができない（J&M 22号：77）」という問題だった。いわば、日本の企業ジャーナリズムという構造が、調査という場面で顕在化したと言うことができる。「研究の方向性を再検討する必要がある」という課題が浮きぼりになったことを受け、今年度は研究の方向性の検討が中心となった。

一つはジャーナリズムの変容を送り手（ジャーナリスト）へのアプローチによって明らかにするのではなく、ジャーナリズムやジャーナリズム教育の受け手にアプローチすることで明らかにしようとするものである。とりわけ、ソーシャル・メディアが広く浸透する中で、情報を受容、消費するメディア・コミュニケーション環境の変容と、ニュースを受容するモードとの関連について、研究フレームの再構築が必要であり、特に学生（若者）のジャーナリズム観を探る研究の実施に向けた調査の企画の検討を文献調査を通して行った。

もう一つは現代ジャーナリズムの変容に関する理論的検討である。研究分担者（山口・三谷）は『ソーシャルメディア時代の「大衆社会」論（ミネルヴァ書房・2024年）』などの中で、ジャーナリズムの境界線（Boundaries of Journalism）や「感情」や「情動」の時代としての現代におけるメディアの役割と機能について理論的検討を進めた。

「テレビ番組の映像資料を利用した「多様性」等に関する研究」

研究代表者 笹田 佳宏（日本大学法学部新聞学科教授）

米倉 律（日本大学法学部新聞学科教授）

山口 仁（日本大学法学部新聞学科教授）

三谷 文栄（日本大学法学部新聞学科准教授）

研究の概要

本共同研究は2011年3月11日に発生した東日本大震災後のテレビ放送の報道内容を分析することから始まった。災害時におけるニュース報道及び関連する映像情報を量的、質的の両面から研究する上で必要な基盤整備として2013年度からテレビ番組のデータベース構築を目的として、東京キー局（NHKと民放5局）の番組をJCCのMaxChannelを使用して録画・保存してきた。

本共同研究では、これまで①映像データ保存とニュース及びその他の関連する映像情報の分類をはじめとするデータベース構築のための作業を行い、その上で、②報道内容の質的、量的分析を行い、こうした研究成果の一部は本研究所シンポジウムや『ジャーナリズム&メディア』において公表してきたほか、震災以外の各種テーマに関わる研究・教育にも利活用してきた。

6局の番組は、2020年3月まではHDDで保存され、2020年4月、大学の情報システムがWindows7対応からWindows10対応に変更されたことに伴い、録画・保存システムの大幅な変更を行った。新システムではMaxChannel2台で、本学のGoogle上に保存することとした。さらに、本学のシステムがGoogleからBOXに変更されたことを受けて、2024年6月からBOX上に保存することとなった。Googleに保存されていた番組は、本部がBOXに移行した。クラウドにアップしたことにより、2020年度4月以降のテレビ映像は、より多くの研究者が使用することができるようになった。

今年度は、本アーカイブを用いた特定の調査・研究プロジェクトは実施されなかったが、個々の研究者がそれぞれの研究において放送メディアの映像を用いる場合に活用されたほか、院生や学部ゼミ生の研究においても積極的に活用され、テレビ番組をテキストとして扱う研究や方法論の探求が進展した。

「ニュース・メディアの制度的実践に関する研究」

研究代表者 石川 徳幸（日本大学法学部新聞学科教授）
 笹田 佳宏（日本大学法学部新聞学科教授）
 塚本晴二朗（日本大学法学部新聞学科教授）
 平井 智尚（日本大学法学部新聞学科准教授）
 岩井 義和（日本大学法学部公共政策学科教授）

研究の概要

本研究プロジェクトは、「民主主義社会」の基盤となる「自由な議論のフォーラム」としてのメディアが、今日のメディア環境の中でいかにあるべきなのかを考察し、それらに関わる人びとの職業倫理や、利用者も含めた実践的倫理を多角的かつ総括的に追究しようとするものである。当該分野における従来の議論の多くは、研究者や実務家の専門性から、メディア産業ごとの縦割りで展開されてきた嫌いがある。しかし、インターネットの普及によって形成された重層的な「公共圏」を捉えるためには、諸メディアの社会的役割を横断的に考察する必要があることは論を俟たない。本研究は、新聞・出版・放送・インターネット・広報広告を専門とする研究者が協

働くことで、デジタル時代の諸メディアを俯瞰し得る実践的な制度論としての議論を展開する。最終的には、現代のメディア環境に対して有効なプラグマティックなメディア倫理を構築することを目的とする。

本研究プロジェクトでは、外部の競争的研究費の獲得を目指しており、本年度は放送研究を専門とする篠田佳宏を研究代表として放送文化基金の助成を獲得することができた（研究課題：「公共圏の汚染」に対する放送メディアの制度的実践：デジタル時代におけるメディア倫理学の再構築）。放送文化基金の助成獲得によって、上記の共同研究のメンバーに加えて、共同研究者として上村崇（福山平成大学教授）、眞嶋俊造（東京工業大学教授）、研究協力者として本多祥大（日本大学大学院新聞学研究科博士後期課程）各氏の助力を得ることが可能となり、議論をより深めることができた。

オンラインと対面において研究会を重ね、7月24日には日本出版学会出版法制研究部会との共催で研究会を開催し、9月1日に福山平成大学においてシンポジウムを開催する予定であったが、台風10号により中止を余儀なくされた。シンポジウムに代えて、12月7日に研究報告会を実施した。これらの研究の成果は、J & M 今号の特集として掲載した。

○研究指導

今年度は、大学院の講義「新聞学研究所合同演習」と連携しながら研究指導に関わるイベントを企画した。各イベントにおける大学院生の参加者数は以下のとおり。

(1) 事前指導（4月11日、5月30日、9月12日、10月10日）

(2) 学会見学

日本出版学会 春季研究発表会（6月8日、日本大学法学部） 参加者4名

日本メディア学会 春季研究発表会（6月15日・16日、成蹊大学） 参加者2名

日本メディア学会 秋季研究発表会（10月26日、オンライン） 参加者6名

日本出版学会 国際出版研究大会（11月9日、東京経済大学） 参加者0名

(3) 資料館・博物館見学

日本新聞博物館（11月1日、横浜情報文化センター） 参加者5名

(4) 事後指導（レポート報告と総括）

○研究会

「想起のジャーナリズムの役割と実践に関する考察～東日本大震災の周年報道に注目して～」

報 告 本多 祥大（日本大学大学院新聞学研究科博士後期課程2年）

開催日時 2024年10月31日（木）18時00分～20時00分

場 所 Zoomによるオンライン開催

「Mediatized Religious Populism in European countries“欧洲におけるメディア化された宗教ポピュリズム”」

報 告 Katja Valaskivi (カティア・ヴァラスキヴィ) (ヘルシンキ大学教授)

開催日時 2024年11月14日(木) 16時30分～18時00分

場 所 法学部2号館241講堂

このほかに年度内に研究会として瀬出井小百合氏（日本大学法学部新聞学研究所研究員）の報告（2月開催予定）を調整中である。

ジャーナリズム＆メディア 投稿規定・執筆要領

平成 19 年 4 月 1 日制定
平成 19 年 4 月 1 日施行
平成 22 年 8 月 1 日改正
平成 24 年 7 月 19 日改正
平成 25 年 6 月 20 日改正
令和 5 年 4 月 13 日改正

○投稿資格

原則として単独著作の場合には新聞学科・新聞学研究科の専任教員、非常勤教員および新聞学研究所所員、新聞学研究所研究員とする。共著の場合には前記資格者と共同執筆のものとする。但し、研究所運営委員会の議を経て承認されたものについては投稿を認める。

○投稿対象

- 「原著論文（学術研究部門）」 原著論文（学術研究部門）とは、未公刊の論文でかつ以下の用件を具備しているものをいう。
①論旨研究の独創性ないし新奇性 ②論旨、主張の一貫性と明証性 ③一定の知見、結論を持っているものをいう。
- 「原著論文（フィールド部門）」 原著論文（フィールド部門）とは、未公刊の論文で、現場での体験や知見に基づいて独自な主張を展開しているものをいう。
- 「研究ノート」 研究ノートとは、未公刊で、明確な結論には至っていないが論文としての用件 1-①, 1-②を具備しているものをいう。
- 「調査研究報告」 調査研究報告とは、現地調査、計量調査、面接調査等の調査によって得られた資料、記録、知見を含んだ内容のものをいう。

○掲載基準

『ジャーナリズム＆メディア』に掲載する論文等は、未公刊であり、研究所が依頼した査読者による評価を踏まえて、研究所が許可したものとする。ただし、研究所の依頼により書かれた論文等は、査読を省略することができる。

○掲載媒体

『ジャーナリズム＆メディア』への掲載と同時に、日本大学リポジトリ及び日本大学法学部が運営するサイトへ電子公開する。

○執筆要領

- 投稿論文および研究ノート（本文叙述言語は原則として日本語とする）
 - 原則として、Word あるいはテキスト形式で作成した原稿とする。原稿の体裁は A4 横書きで、16,000 字以上 32,000 字以内とする。ただし、研究所が承認した場合にはその限りではない。
 - 写真、図表等は、本文原稿の中に組み込むこと。ただし、メールでの添付ファイルには、写真、図表等をテキスト（文字）データと別ファイルにして提出すること。

③ 表紙には論文タイトルの他、本文字数、写真、図表等の枚数、それに所属、氏名、住所、電話(Fax)番号、E-Mailアドレス所属を明記する。

④ 補注を必要とする場合は、(1)、(2)、…の記号で本文該当箇所右肩に示し、巻末の引用・参考文献の前に＜注＞と明記のうえ一括して記載する。

2 引用・参考文献、本文および注での引用

① 引用・参考文献等の記述

引用・参考文献は以下の例に準じて記述する。

(1) 本文中の引用文献・参考文献を著者名のアルファベット順に一括して並べ、論文の末尾に記載する。

(2) 同一の著者の場合は、発行年の古いものから順に並べる。論文名は「 」を書名には『 』を付す。

(3) 文献の著者はファミリーネーム・ファーストネームの順で示す。

(4) 欧文の書名、雑誌名はイタリック体(斜体)で表記する。

(5) 外国文献の記載は、それぞれの言語の標準的な標記形式に準ずるものとする。

[引用・参考文献の形式]

単行本(単著)：著者名(公刊西暦年)『書名』発行所

単行本(共著の一部)：著者名(公刊西暦年)「論文名」編著者名『書名』発行所

雑誌：引用論文著者名(公刊西暦年)「表題」『掲載雑誌名』巻(号)発行所

[引用・参考文献の例]

福田充(2010)『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチー』北樹出版

小川浩一(2005)「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版

塙本晴二朗(2007)「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号

(6) 翻訳書の場合には、原著および翻訳書を上記の書式に従って記述する。原著者名のあとに原著公表年代と訳書公表年代は=で結ぶ。翻訳書は、丸括弧で括る。

[翻訳書の例]

Brian McNair(1998=2006) The Sociology of Journalism, London: Arnold. (小川浩一・赤尾光史監訳『ジャーナリズムの社会学』リベルタ出版)

② 本文・注での引用

本文・注での引用は、以下の「方式1」「方式2」のいずれかで記載する。

(1) 「方式1」

(ア) 引用箇所には、文献の著者と公表年代と必要な場合は引用ページを(氏名 文献発行年:引用ページ)の形式で記入する。

(福田充 2010)(福田充 2010:36—37)(B.McNair 1998=2006:55—56)

(イ) 複数の引用文献がある場合には、(氏名1 文献発行年:引用ページ; 氏名2 文献発行年:引用ページ)とする。

(ウ) 同一著者の文献を複数引用するとき、「;」で区切って列記する。

(苅谷剛彦 2001:135; 2009:43)(B.McNair 1996:14; 1998:18—19)

- (エ) 同一著者が同一年で複数の公表があるとき, a, b, …を付して区別する。
(橋木俊詔 2006a: 24; 2006b: 35)
 - (オ) 同一文献の複数箇所を引用するとき, 「,」で区切って列記する。
(福田充 2010: 26, 37)
 - (カ) 翻訳書の場合には, 原著公表年代と訳書公表年代を「=」で結ぶ。
(B.McNair 1998 = 2006: 37)
 - (キ) 引用文献を本文中の注に入れた場合, 引用した文献名を文末の「参考・引用文献」欄にかならず記載する。
- (2) 「方式2」
- (ア) 引用箇所の最後に通し番号の肩括弧数字を記載する。「方式2」の場合, 補注も引用と一括して記載する。
〔…だ。〕⁽¹⁾ 「……と言える。」⁽¹²⁾
 - (イ) 論文の末尾に〈注〉と明記のうえ, 引用を通し番号順に一括して記載する。
なお, 〈注〉の中での引用・参考文献の記述の仕方は「2 引用・参考文献, 本文および注での引用」に準じて著者名, 公刊西暦年, 書名・論文名, 発行所・雑誌名を記述したあとに, 引用ページを付ける。
- [注の例]
- 福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』 北樹出版 27—28
- 小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」 小川浩一編著 『マス・コミュニケーションへの接近』 八千代出版 243—244
- 塙本晴二朗 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」 『マス・コミュニケーション研究』 70号 85—86

3 図・表・写真の取り扱い

- ① 図・表・写真等は, 別用紙に作成する。
- ② 挿入すべき箇所を本文原稿の上欄外に指示してください。
- ③ 図(写真を含む)・表には, 図1, 図2, …, 表1, 表2, …のように通し番号を付け, 必要ならば図表の簡潔な説明文(キャプション)を付ける。

[説明文の事例]

図1 学力格差と階層 表1 新聞購読と所得

4 ページ番号(ノンブル)の記入

原稿には必ずページ番号を付ける。

○調査研究報告(本文叙述言語は原則として日本語とする)

執筆要領は原著論文に順ずるものとする。但し, 写真, 図表等が多数になり, 総字数を超える場合には事前に研究所と相談すること。

日本大学法学部新聞学研究所規程

平成 19 年 3 月 9 日制定
平成 19 年 4 月 1 日施行
平成 29 年 3 月 3 日施行
平成 29 年 4 月 1 日施行

(名 称)

第 1 条 この研究所は、日本大学法学部新聞学研究所（以下「研究所」という）と称し、法学部（以下「学部」という）に置く。

(目 的)

第 2 条 研究所は、現代社会の生命線たるジャーナリズム、メディア、コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域について、有機的かつ学際的な研究を行うことを目的とする。

2 前項の研究成果については、学部の教育・研究に寄与するとともに、学生及び社会に広く還元するものとする。

(事 業)

第 3 条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 各専門分野における研究及び調査等
- ② 学術研究助成金等に基づく研究プロジェクトの実施
- ③ 所員が個別に行う研究への助成
- ④ 委託研究及び共同研究の実施
- ⑤ 紀要、機関誌等その他必要な出版物の刊行
- ⑥ 発表会、研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- ⑦ 研究生、研究員等の受入れ
- ⑧ その他研究所の目的達成に必要な事業

(部 門)

第 4 条 研究所は、事業の遂行に必要があるときは、専門別の研究部門を設けることができる。

(構 成)

第 5 条 研究所に、所長及び所員を置き、必要に応じて、次長、研究補助員又は職員を置くことができる。

(所 長)

第 6 条 所長は、法学部長（以下「学部長」という）をもって充てる。ただし、事情により所員のうちから選任することができる。

2 前項ただし書による所長は、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

3 前項に定める所長の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 所長は、研究所を代表し、その業務を総括する。

(次 長)

第 7 条 次長を置くときは、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

2 次長の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠けたときは所長の職務を代行する。

(所員)

第8条 所員は、学部又は研究所の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、所長が任命する。

2 所員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 所員は、所長の命を受け、研究その他研究所の業務を分担する。

(研究補助員)

第9条 研究補助員を置くときは、助手及びこれに準ずる者のうちから、所長が任命する。

2 研究補助員は、所長の命を受け、研究の補助に当たる。

(職員)

第10条 職員を置くときは、学部職員のうちから学部長が任命する。

2 職員は、所長の命を受け、研究所の業務を処理する。

(嘱託)

第11条 研究所に、嘱託を置くことができる。

2 嘱託は、学識経験者のうちから、所長が委嘱する。

3 嘱託の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 嘱託は、所長から委嘱を受けた研究その他研究所の業務に従事する。

(顧問)

第11条 研究所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、大学の承認を得て、所長が委嘱する。

3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第13条 研究所に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、次長及び所長の任命する所員をもって構成する。

3 運営委員会は、所長が招集し、その議長となる。

(運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- ① 研究所の事業計画
- ② 委託研究及び共同研究
- ③ 研究生、研究員等の入所及び退所
- ④ 研究所の予算及び決算
- ⑤ 研究所規程の改廃
- ⑥ その他重要事項

(委員会)

第15条 研究所は、その事業を行うため必要があるときは、編集委員会、専門委員会等各種の委員会を設けることができる。

(経理)

第16条 研究所の経理は、学部の一般会計に属するものとする。

2 補助金及び委託研究費その他の収入は、学部の会計を通じて受け入れなければならない。

(所 管)

第 17 条 研究所の事務は、研究事務課が行う。

(監 査)

第 18 条 研究所の予算及び決算は、学部予算書及び決算書に記載し、それぞれ所定の監査を受けなければならぬ。

(報告義務)

第 19 条 所長は、所定の期日までに、当年度における業務の経過及び次年度における事業計画を、書面をもって大学に報告しなければならない。

(研究生及び研究員等)

第 20 条 研究所は、必要に応じて、研究生、研究員等を受け入れることができる。

2 研究生、研究員等については、別に定める。

(改 正)

第 21 条 この規程を改正するときは、学部教授会の意見を聴かなければならない。

(内規等)

第 22 条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

Journalism & Media

CONTENTS

【FEATURE】

What Are the Institutional Practices of News media?

ISHIKAWA, Noriyuki

TSUKAMOTO, Sejiro; On Institutional Practice

ISHIKAWA, Noriyuki; Thoughts on Journalism as an “Institutional Practice” in Modern Japan

SASADA, Yoshihiro; Program Criticism and Broadcasting Ethics Focusing on Trends in Commercial Broadcasting

HONDA, Yoshihiro; Precautionary Principle and Disaster Journalism: The Issue of Nankai Trough Earthquake Extra Information

HIRAI, Tomohisa; Digital Media and Alternative Publics

【MEDIA REPORTS】

ABE, Keisuke

UMEMOTO, Itsuki

【RESEARCH TREND OF FOREIGN COUNTRIES】

MITANI, Fumie

ITOH, Eiichi

YAMAMOTO, Kenji

【SUMMARY OF WORKSHOP PRESENTATIONS】

HONDA, Yoshihiro

VALASKIVI, Katja

編集後記

実に5年ぶりに米国立公文書館（NARA）で史料調査を行った。コロナ禍と自らの在外研究が、NARA訪問を久しぶりなものにしていた。1999年以来、NARAには年に2~3回ほど足を運んできたため、久しぶりとはいえ、見慣れた光景であり、特段驚くことはないだろう。そう高をくくっていた。

現実は、異なっていた。一つは、日本の研究者の利用が、きわめて少なくなっている一方、政府による研究支援が手厚さを増している韓国や中国からの研究者は目に見えて増えていたことである。かつてNARAでは、アメリカ人を除くと、もっとも多い利用者は日本人であり、ドイツ人であった。敗戦国の国民が、自らの歴史に向き合うために、戦勝国が残した史料を求めていたのである。いまや時代は変わった。今回、NARA滞在中、見かけた日本人研究者は皆無であり、私は「寂しさ」を感じていた。偶然にもリサーチルームで知り合いの韓国人研究者らと再会し、ランチと一緒にすることとなった。その意味では、ある種の寂しさは解消されたが、本当の意味での「寂しさ」は、それではなかった。日本経済が低迷し、歴史研究のような基礎研究のための研究費は先細り傾向が続くなので、NARAでの史料調査が、日本人研究者にとっておいそれとできなくなつた現実に対してである。NARAでは、黄昏していく国家の悲哀をさまざまと感じさせられた。だが、嘆いていても仕方ない。黄昏のなかで、いったい歴史研究者に何ができるのか、そして、何をしなければならないのか。1960年代の国務省文書を読みながら、こうした問いが脳裏から離れなかつた。

もう一つが、かつてのような賑わいが、NARAに見られなくなつていていたことである。連邦予算の削減によって人員カットがなされているためではあるが、リサーチルームやカフェテリアの状況から利用者自体も減っているように感じられた。利用者が少なく見えたことには、冬季という季節要因もあるとは思うが、私が注目したいのは、デジタル化の影響である。NARAでは、現物の史料が閲覧に供されているため、史料の手触りや匂いなどを通じて非言語化された情報も読み取ることができる。だが、ついにアナログのNARAにも、デジタル化の波が押し寄せてきた。コロナ禍で文書のデジタル化作業が進められ、現在、NARAのウェブサイトでは、かなりの数の文書が公開されている。さらにデジタル媒体で作成された時代の文書も公開が進んでいる。いまやオンラインで、どこでもいつでも史料を見られる状況が整いつつある。史料を見るという行為にまとわりつく場所性や時間概念の超越と、史料から得られるマテリアルな感覚の喪失が、同時に進んでいるのである。それは、公文書館に直接、足を運べる人々だけが有していた特権性が、史料を見るという行為から剥落され、史料を見るという人間としての当然の権利を、多くの人々の手に取り戻すことへと接続されている。NARAで強く感じたのは、やがて公文書館は、史料を保存整理するだけの物理的空間になるかもしれないということであるが、本当の意味で公文書館がひらかれた空間になるかもしれないという希望も見いだした。

デジタル化の進展は、ナショナルな（国家的／国民的）アーカイブの終焉と、人間一人ひとりがアーカイブとなっていく時代の到来を呼び起こすかもしれない。本号の発刊も、執筆者や編集担当者、編集実務を支援していただいた方々の情熱によって成し遂げることができた。こうした人間の活動そのものをたたみ込んでいる本号もデジタル化されていることで、場所性と時間概念を超越した一つのアーカイブとして、後世の人々によって史料調査される対象にならんことを願っている。

（文責：小林聰明）

編集委員

小林聰明 中正樹 平井智尚

新聞学研究所紀要 『ジャーナリズム&メディア』 第23・24号

2025年3月7日発行

編集・発行 日本大学法学部 新聞学研究所

〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町2-3-1

TEL 03-5275-8510

編集協力・印刷 株式会社 メディオ

Journalism & Media

March 2025 No.23 · 24

Institute of Journalism and Media Studies
Nihon University